

ベトナム 2020 年企業法（法律番号 59/2020/QH14）

（投資法、企業法等を修正、補充する法律〔03/2022/QH15〕による改正を反映）

目次

第一章 総則	8
第 1 条 調整範囲	8
第 2 条 適用対象	8
第 3 条 企業法及びその他の法律の適用	8
第 4 条 用語の解釈	9
第 5 条 企業及び企業所有者に対する国家の保障	13
第 6 条 企業における政治組織、政治-社会組織及び事業所の労働者代表組 織	14
第 7 条 企業の権利	14
第 8 条 企業の義務	14
第 9 条 公益製品、役務を供給する企業の権利及び義務	15
第 10 条 社会企業の指標、権利及び義務	15
第 11 条 企業の資料保管制度	16
第 12 条 企業の法定代表者	17
第 13 条 企業の法定代表者の責任	18
第 14 条 組織である会社所有者、社員、株主の委任代表者	18
第 15 条 組織である会社所有者、社員、株主の委任代表者の責任	19
第 16 条 厳禁される各行為	20
第二章 企業の設立	20
第 17 条 企業の設立、出資、株式の購入、持分の購入及び管理の権利 ..	20
第 18 条 企業登記前の契約	22
第 19 条 私人企業の登記書類	22
第 20 条 合名会社の登記書類	22
第 21 条 有限責任会社の登記書類	22
第 22 条 株式会社の登記書類	23
第 23 条 企業登記申請書の内容	23
第 24 条 会社の定款	23
第 25 条 有限責任会社、合名会社の社員名簿、株式会社の発起株主及び 外国投資家株主名簿	25
第 26 条 企業登記の手順、手続	25
第 27 条 企業登記証明書の発給	26
第 28 条 企業登記証明書の内容	26

第 29 条	企業コード	27
第 30 条	企業登記証明書の内容変更登記	27
第 31 条	企業登記の内容の変更通知	27
第 32 条	企業登記の内容の公開	29
第 33 条	企業登記の内容に関する情報の提供	29
第 34 条	出資財産	29
第 35 条	出資財産の所有権の移転	29
第 36 条	出資財産の評価	30
第 37 条	企業の名称	31
第 38 条	企業の名称選択における禁止事項	31
第 39 条	企業の外国語による名称及び企業の略称	32
第 40 条	支店、駐在事務所及び経営拠点の名称	32
第 41 条	重複する名称、混同を生じさせる名称	32
第 42 条	企業の本店	33
第 43 条	企業の印影	33
第 44 条	企業の支店、駐在事務所及び経営拠点	33
第 45 条	企業の支店、駐在事務所の活動登記；経営場所の通知	34
第三章	有限責任会社	34
第一節	二人以上社員有限責任会社	34
第 46 条	二人以上社員有限責任会社	34
第 47 条	会社の設立出資及び持分証明書の発給	35
第 48 条	社員登録簿	36
第 49 条	会社の社員の権利	36
第 50 条	会社の社員の義務	38
第 51 条	持分の買取り	38
第 52 条	持分の譲渡	39
第 53 条	特別な場合における持分の処理	39
第 54 条	会社の管理組織機構	40
第 55 条	社員総会	40
第 56 条	社員総会の会長	41
第 57 条	社員総会の招集	42
第 58 条	社員総会の会合の実施要件及び方式	43
第 59 条	社員総会の決議、決定	44
第 60 条	社員総会の会合の議事録	45
第 61 条	書面による意見聴取の形式による社員総会の決議、決定の採択 手続	46

第 62 条	社員総会の決議, 決定の効力	47
第 63 条	社長, 総社長	47
第 64 条	社長, 総社長に就任する資格及び条件	48
第 65 条	監査役会	48
第 66 条	社員総会の会長, 社長, 総社長及びその他の管理者の給与, 報酬, 賞与及びその他の利益	48
第 67 条	社員総会の承認が必要な契約, 取引	48
第 68 条	定款資本の増減	49
第 69 条	利益分配の条件	50
第 70 条	払い戻した持分又は分配した利益の回収	50
第 71 条	社員総会の会長, 社長, 総社長及びその他の管理者, 法定代表者, 監査役の責任	50
第 72 条	管理者に対する訴えの提起	51
第 73 条	情報の公開	51
第二節	一人社員有限責任会社	52
第 74 条	一人社員有限責任会社	52
第 75 条	会社の設立出資	52
第 76 条	会社所有者の権利	52
第 77 条	会社所有者の義務	53
第 78 条	特別な場合における会社所有者の権利の行使	54
第 79 条	組織が所有する一人社員有限責任会社の管理組織機構	54
第 80 条	社員総会	55
第 81 条	会社の会長	56
第 82 条	社長, 総社長	56
第 83 条	社員総会の構成員, 会社の会長, 社長, 総社長及びその他の管理者, 監査役の責任	57
第 84 条	会社の管理者及び監査役の給与, 報酬, 賞与及びその他の利益	57
第 85 条	個人が所有する一人社員有限責任会社の管理組織機構	58
第 86 条	会社と関係者との契約, 取引	58
第 87 条	定款資本の増減	59
第四章	国営企業	59
第 88 条	国営企業	59
第 89 条	国営企業に対する規定の適用	60
第 90 条	管理組織機構	60
第 91 条	社員総会	60

第 92 条	社員総会の権限及び義務	61
第 93 条	社員総会の構成員の資格及び条件	61
第 94 条	社員総会の構成員の免任, 解職	62
第 95 条	社員総会の会長	62
第 96 条	社員総会の構成員の権限及び義務	63
第 97 条	社員総会の会長及び構成員の責任	63
第 98 条	社員総会の業務制度, 会合の実施要件と方式	64
第 99 条	会社の会長	66
第 100 条	社長, 総社長及び副社長, 副総社長	66
第 101 条	社長, 総社長の資格, 条件	67
第 102 条	社長, 総社長, 会社のその他の管理者, 会計部門の長の免任, 解職	68
第 103 条	監査役会, 監査役	68
第 104 条	監査役会の義務	69
第 105 条	監査役会の権限	69
第 106 条	監査役会の業務制度	70
第 107 条	監査役の責任	70
第 108 条	監査役会の長, 監査役の免任, 解職	71
第 109 条	定期的な情報公表	71
第 110 条	臨時の情報公表	72
第五章	株式会社	73
第 111 条	株式会社	73
第 112 条	株式会社の資本	73
第 113 条	企業設立登記の際に購入登録がされた株式の払込み	74
第 114 条	各種の株式	75
第 115 条	普通株主の権利	75
第 116 条	議決権優先株式及び議決権優先株式を保有する株主の権利	77
第 117 条	配当優先株式及び配当優先株を保有する株主の権利	78
第 118 条	償還優先株式及び償還優先株式を保有する株主の権利	78
第 119 条	株主の義務	78
第 120 条	発起株主の普通株式	79
第 121 条	株券	79
第 122 条	株主登録簿	80
第 123 条	株式の引受募集	80
第 124 条	現在の株主に対する株式の引受募集	81
第 125 条	株式の私募	82

第 126 条	株式の発行	82
第 127 条	株式の譲渡	83
第 128 条	社債の私募	83
第 129 条	社債の引受募集及び譲渡の手順, 手続	84
第 130 条	社債の私募の決定	85
第 131 条	株式, 社債の購入	85
第 132 条	株主の請求に基づく株式の買取り	85
第 133 条	会社の決定に基づく株式の買取り	86
第 134 条	買取りされる株式の支払いと処理の条件	86
第 135 条	配当の支払	87
第 136 条	買取りされた株式の支払金又は配当の回収	88
第 137 条	株式会社の管理組織機構	88
第 138 条	株主総会の権限及び義務	89
第 139 条	株主総会	89
第 140 条	株主総会の会合の招集	90
第 141 条	株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿	91
第 142 条	株主総会の会合の議事次第及び内容	91
第 143 条	株主総会の会合への招集	92
第 144 条	株主総会の会合への出席権の行使	92
第 145 条	株主総会の会合の実施要件	93
第 146 条	株主総会の会合における進行及び議決の方式	93
第 147 条	株主総会決議の採択の形式	95
第 148 条	株主総会決議の採択要件	95
第 149 条	株主総会の決議採択のために書面により株主の意見を聴取する 権限及び方式	96
第 150 条	株主総会の会合の議事録	98
第 151 条	株主総会の決議の取消請求	99
第 152 条	株主総会の決議の効力	99
第 153 条	取締役会	100
第 154 条	取締役の任期及び人数	101
第 155 条	取締役の組織機構, 資格及び条件	101
第 156 条	取締役会の会長	102
第 157 条	取締役会の会合	103
第 158 条	取締役会の会合の議事録	105
第 159 条	取締役の情報提供を受ける権限	106
第 160 条	取締役の免任, 罷免, 交代及び補充	106

第 161 条	会計監査委員会	106
第 162 条	会社の社長，総社長	107
第 163 条	取締役，社長，総社長の給与，報酬，賞与及びその他の利益	108
第 164 条	利害関係の公開	109
第 165 条	会社の管理者の責任	110
第 166 条	取締役，社長，総社長に対する提訴権	110
第 167 条	会社と関係者の間の契約，取引の承認	111
第 168 条	監査役会	112
第 169 条	監査役の資格及び条件	112
第 170 条	監査役会の権限及び義務	113
第 171 条	監査役会の情報提供を受ける権限	113
第 172 条	監査役の給与，報酬，賞与及びその他の利益	114
第 173 条	監査役の責任	114
第 174 条	監査役の免任，罷免	115
第 175 条	年次報告書の提出	115
第 176 条	情報の公開	116
第六章	合名会社	116
第 177 条	合名会社	116
第 178 条	出資の履行及び持分証明書の発給	116
第 179 条	合名会社の財産	117
第 180 条	合名社員に対する権利制限	117
第 181 条	合名社員の権利及び義務	118
第 182 条	社員総会	119
第 183 条	社員総会の招集	120
第 184 条	合名会社の経営運営	120
第 185 条	合名社員の資格の終了	121
第 186 条	新たな社員の受入	122
第 187 条	出資社員の権利及び義務	122
第七章	私人企業	123
第 188 条	私人企業	123
第 189 条	私人企業主の投資資本	123
第 190 条	私人企業の管理	123
第 191 条	私人企業の貸与	124
第 192 条	私人企業の売却	124
第 193 条	特別な場合における私人企業主の権利行使	124

第八章 会社グループ	125
第 194 条 経済グループ，総会社	125
第 195 条 親会社，子会社	125
第 196 条 子会社に対する親会社の権利，義務及び責任	126
第 197 条 親会社，子会社の財政報告	126
第九章 企業の再編，解散及び破産	127
第 198 条 会社の消滅分割	127
第 199 条 会社の存続分割	128
第 200 条 会社の新設合併	129
第 201 条 会社の吸収合併	130
第 202 条 有限責任会社から株式会社への転換	130
第 203 条 株式会社から一人社員有限責任会社への転換	131
第 204 条 株式会社から二人以上社員有限責任会社への転換	131
第 205 条 私人企業から有限責任会社，株式会社，合名会社への転換 ..	132
第 206 条 活動の一時停止，停止，経営の終了	132
第 207 条 企業の解散の各場合及び条件	133
第 208 条 企業の解散手順，手続	133
第 209 条 企業登記証明書の回収又は裁判所の決定による企業の解散 ..	135
第 210 条 企業の解散書類	136
第 211 条 解散決定後に禁止される各活動	136
第 212 条 企業登記証明書の回収	136
第 213 条 支店，駐在事務所，経営拠点の活動の終了	137
第 214 条 企業の破産	137
第十章 施行条項	137
第 215 条 各国家管理機関の責任	137
第 216 条 経営登記機関	138
第 217 条 施行効力	138
第 218 条 転換条項	139

国会
番号：59/2020/QH14

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

企業法¹

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は企業法を発行する。

第一章 総則

第 1 条 調整範囲

この法律は、有限責任会社²、株式会社³、合名会社⁴及び私人企業⁵からなる企業の設立⁶、管理、再編⁷、解散⁸及び関係活動⁹について規定し、会社グループ¹⁰について規定する。

第 2 条 適用対象

1. 企業。
2. 企業の設立、管理、再編、解散及び関係活動に関連を有する機関、組織、個人。

第 3 条 企業法及びその他の法律の適用

¹ 本稿は 2022 年 3 月 31 日時点での仮和訳である。投資法、企業法等を修正、補充する法律 (03/2022/QH15) 第 7 条による修正を本文に反映して、その旨の脚注を付した。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する法律事務所はいっさいの責任を負わない。

² 「有限責任会社」の原文は “công ty trách nhiệm hữu hạn” である。

³ 「株式会社」の原文は “công ty cổ phần” である。

⁴ 「合名会社」の原文は “công ty hợp danh” である。

⁵ 「私人企業」の原文は “doanh nghiệp tư nhân” である。

⁶ 「設立」の原文は “thành lập” である。

⁷ 「再編」の原文は “tổ chức lại” である。

⁸ 「解散」の原文は “giải thể” である。

⁹ 「関係活動」の原文は “hoạt động có liên quan” である。

¹⁰ 「会社グループ」の原文は “nhóm công ty” である。

他の法律が企業の設立、管理、再編、解散及び関係活動について特殊な規定を有する場合、当該法律の規定を適用する。

第 4 条 用語の解釈

この法律では、以下の各用語は次のとおり理解される。

1. 「写し」¹¹とは、原本を写した書類、権限を有する機関、組織により正本と同じであることを確認された¹²書類、又は正本と比較対照する¹³書類をいう。
2. 「外国の個人」¹⁴とは、外国国籍を確定する書類を持つ者をいう。
3. 「株主」¹⁵とは、株式会社の株式¹⁶を少なくとも一株保有する個人、組織をいう。
4. 「発起株主」¹⁷とは、株式会社の普通株式¹⁸を少なくとも一株保有し、発起株主名簿に署名した者をいう。
5. 「配当」¹⁹とは、それぞれの株式に対し現金又はその他の財産により支払われる純利益をいう。
6. 「会社」は、有限責任会社、株式会社及び合名会社からなる。
7. 「有限責任会社」は、一人社員有限責任会社²⁰と二人以上社員有限責任会社²¹からなる。
8. 「国家企業登記ポータル」²²とは、電子通信ネットワークを通じて企業登記を実施し、企業投資に関する情報を公開し、企業登記に関する情報にアクセスするために使用されるポータルサイトをいう。
9. 「国家企業登記データベース」²³とは、全国の企業登記に関するデータの集合をいう。

¹¹ 「写し」の原文は “bản sao”である。

¹² 「正本と同じであることを確認された」の原文は “chứng thực từ bản chính”である。

¹³ 「正本と比較対照する」の原文は “được đối chiếu với bản chính”である。

¹⁴ 「外国の個人」の原文は “cá nhân nước ngoài”である。

¹⁵ 「株主」の原文は “cổ đông”である。

¹⁶ 「株式」の原文は “cổ phần”である。

¹⁷ 「発起株主」の原文は “cổ đông sáng lập”である。

¹⁸ 「普通株式」の原文は “cổ phần phổ thông”である。

¹⁹ 「配当」の原文は “cổ tức”である。

²⁰ 「一人社員有限責任会社」の原文は “công ty trách nhiệm hữu hạn một thành viên”である。

²¹ 「二人以上社員有限責任会社」の原文は “công ty trách nhiệm hữu hạn hai thành viên trở lên”である。

²² 「国家企業登記ポータル」の原文は “cổng thông tin quốc gia về đăng ký doanh nghiệp”である。

²³ 「国家企業登記データベース」の原文は “cơ sở dữ liệu quốc gia về đăng ký doanh nghiệp”である。

10. 「企業」とは、固有の名称を有し、財産を有し、営業所を有し、法令の規定に従って設立又は設立登記された、事業を目的とする組織をいう。
11. 「国営企業」²⁴は、この法律第 88 条の規定に従って、国が定款資本²⁵のうち 50 パーセントを超えて掌握する企業、国が議決権付株式総数のうち 50 パーセントを超えて掌握する企業からなる。
12. 「ベトナム企業」²⁶とは、ベトナムの法令の規定に従って設立又は設立登記され、ベトナムに本店²⁷を有する企業をいう。
13. 「連絡住所」²⁸とは、組織については本店として登記した住所、個人については常住する住所²⁹、事業所³⁰の住所又はその他の住所で、連絡住所として企業に登録した住所をいう。
14. 「持分又は株式の市場価格」とは、市場におけるその直前の価格³¹、売主と買主の間で合意された価格又は価格査定組織³²が確定した価格をいう。
15. 「企業登記証明書」³³とは、経営登記機関が企業に対し発給する企業登記に関する諸情報を記載した紙の書面又は電子的書面をいう。
16. 「個人の法的書類」³⁴とは、以下の書類の一つである：身分証明カード³⁵、人民証明書、パスポート、個人を証明するその他の合法的文書。
17. 「組織の法的書類」³⁶とは、以下の書類の一つである：設立決定書、企業登記証明書、それらに相当するその他の文書。
18. 「出資」³⁷とは、財産を拠出して会社の定款資本とすることをいい、出資は、会社を設立するため又は既に設立された会社の定款資本を増資³⁸するための出資からなる。

²⁴ 「国営企業」の原文は “doanh nghiệp nhà nước” である。

²⁵ 「定款資本」の原文は “vốn điều lệ” である。

²⁶ 「ベトナム企業」の原文は “doanh nghiệp Việt Nam” である。

²⁷ 「本店」の原文は “trụ sở chính” である。

²⁸ 「連絡住所」は、原文では “địa chỉ liên lạc” である。

²⁹ 「常住する住所」の原文は “địa chỉ thường trú” である。

³⁰ 「事業所」の原文は “nơi làm việc” である。

³¹ 「市場におけるその直前の価格」の原文は “giá giao dịch trên thị trường tại thời điểm liền kề trước đó” である。

³² 「価格査定組織」の原文は “tổ chức thẩm định giá” である。

³³ 「企業登記証明書」の原文は “giấy chứng nhận đăng ký doanh nghiệp” である。

³⁴ 「個人の法的書類」の原文は “giấy tờ pháp lý của cá nhân” である。

³⁵ 「身分証明カード」の原文は “thẻ Căn cước công dân” である。

³⁶ 「組織の法的書類」の原文は “giấy tờ pháp lý của tổ chức” である。

³⁷ 「出資」の原文は “góp vốn” である。

³⁸ 「増資」の原文は “góp thêm vốn” である。

19. 「国家企業登記情報システム」³⁹は、国家企業登記ポータル、国家企業登記データベース、関連データベース及びシステムの技術的基盤からなる。
20. 「適式な書類」⁴⁰とは、この法律の規定に従った文書を十分に有し、当該各文書の内容が法令の規定に従って十分に申告されている書類をいう。
21. 「経営」⁴¹とは、営利追及を目的として、投資から生産、市場における製品の販売又は役務の提供に至る過程の各段階の一つ、いくつか又はすべてを連続的に実施することをいう。
22. 「親族関係者」⁴²とは、配偶者⁴³、実父母⁴⁴、養父母⁴⁵、義父母⁴⁶、実子⁴⁷、養子⁴⁸、子の配偶者⁴⁹、実兄弟姉妹⁵⁰、姉の夫、妹の夫、兄の妻、弟の妻、妻の兄、夫の兄、妻の姉、夫の姉、妻の弟妹、夫の弟妹⁵¹をいう。
23. 「関係者」⁵²とは、企業と直接又は間接に関係を有する以下の各場合における個人、組織、をいう。
 - a) 親会社⁵³、親会社の管理者及び法定代表者⁵⁴、並びに親会社の管理者を任命する権限を有する者。
 - b) 子会社⁵⁵、子会社の管理者及び法定代表者。

³⁹ 「国家企業登記情報システム」は、原文では “Hệ thống thông tin quốc gia về đăng ký doanh nghiệp” である。

⁴⁰ 「適式な書類」の原文は “hồ sơ hợp lệ” である。

⁴¹ 「経営」は、原文では “kinh doanh” である。

⁴² 「親族関係者」の原文は “người có quan hệ gia đình” である。

⁴³ 「配偶者」の原文は “vợ, chồng” である。

⁴⁴ 「実父母」の原文は “bố đẻ, mẹ đẻ” である。

⁴⁵ 「養父母」の原文は “bố nuôi, mẹ nuôi” である。

⁴⁶ 「義父母」の原文は “bố chồng, mẹ chồng, bố vợ, mẹ vợ” である。

⁴⁷ 「実子」の原文は “con đẻ” である。

⁴⁸ 「養子」の原文は “con nuôi” である。

⁴⁹ 「子の配偶者」の原文は “con rể, con dâu” である。

⁵⁰ 「実兄弟姉妹」の原文は “anh ruột, chị ruột, em ruột” である。

⁵¹ 「姉の夫、妹の夫、兄の妻、弟の妻、妻の兄、夫の兄、妻の姉、夫の姉、妻の弟妹、夫の弟妹」の原文は “anh rể, em rể, chị dâu, em dâu, anh ruột của vợ, anh ruột của chồng, chị ruột của vợ, chị ruột của chồng, em ruột của vợ, em ruột của chồng” である。

⁵² 「関係者」の原文は “người có liên quan” である。

⁵³ 「親会社」の原文は “công ty mẹ” である。

⁵⁴ 「法定代表者」の原文は người đại diện theo pháp luật である。その職務内容に鑑みて法的代表者と訳される場合もあるが、委任代表者 người đại diện theo ủy quyền との対比上、本稿では直訳して法定代表者と訳出する。

⁵⁵ 「子会社」は、原文では “công ty con” である。

- c) 株式、持分の所有、集中を通じて、又は会社の決定を通じて企業活動を支配可能な個人、組織又は個人、組織のグループ。
 - d) 企業の管理者、法定代表者、監査役⁵⁶。
 - d) 会社の管理者、法定代表者、監査役、支配的な持分又は株式を保有する社員又は株主の配偶者、実父母、養父母、義父母、実子、養子、子の配偶者、実兄弟姉妹、姉の夫、妹の夫、兄の妻、弟の妻。
 - e) この項 a 号、b 号及び c 号に規定する会社、組織の委任代表者である個人。
 - g) この項 a 号、b 号、c 号、d 号、đ 号及び e 号が規定する個人、会社、組織が、会社の決定を支配できる程度に所有する当該企業。
24. 「企業の管理者」とは、私人企業の管理者及び会社の管理者をいい、私人企業主⁵⁷、合名社員⁵⁸、社員総会の会長⁵⁹、社員総会の構成員⁶⁰、会社の会長⁶¹、取締役会の会長⁶²、取締役⁶³、社長⁶⁴又は総社長⁶⁵及び会社定款の規定に従ったその他の管理職の地位にある個人をいう。
25. 「企業の発起人」⁶⁶とは、企業を設立する又は設立するために出資する個人、組織をいう。
26. 「外国投資家」とは、投資法の規定に従った個人、組織をいう。
27. 「持分」⁶⁷とは、有限責任会社、合名会社について一人の社員が出資した又は出資を誓約した財産の総額をいう。「持分割合」⁶⁸とは、有限責任会社、合名会社の一人の社員の持分の定款資本に対する割合をいう。
28. 「公益製品、役務」⁶⁹とは、国土、地方又は住民共同体の経済、社会生活に不可欠な製品、役務であって、国が一般の利益又は国防、治安維持のため

⁵⁶ 「監査役」の原文は “kiểm soát viên” である。

⁵⁷ 「私人企業主」の原文は “chủ doanh nghiệp tư nhân” である。

⁵⁸ 「合名社員」の原文は “thành viên hợp danh” である。

⁵⁹ 「社員総会の会長」の原文は “Chủ tịch Hội đồng thành viên” である。

⁶⁰ 「社員総会の構成員」の原文は “thành viên Hội đồng thành viên” である。本稿では、原文の表記に合わせて「社員 thành viên」と「社員総会の構成員」を使い分けている。

⁶¹ 「会社の会長」の原文は “Chủ tịch công ty” である。

⁶² 「取締役会の会長」の原文は “Chủ tịch Hội đồng quản trị” である。

⁶³ 「取締役」の原文は “thành viên Hội đồng quản trị” である。

⁶⁴ 「社長」の原文は “Giám đốc” である。

⁶⁵ 「総社長」の原文は “Tổng Giám đốc” である。

⁶⁶ 「企業の発起人」の原文は “người thành lập doanh nghiệp” である。

⁶⁷ 「持分」の原文は “phần vốn góp” である。

⁶⁸ 「持分割合」の原文は “tỷ lệ phần vốn góp” である。

⁶⁹ 「公益製品、役務」の原文は “sản phẩm, dịch vụ công ích” である。

に保証する必要がある、これらの製品、役務の市場メカニズムによる生産、供給は費用に見合わず困難であるものをいう。

29. 「会社の社員」⁷⁰とは、有限責任会社又は合名会社の定款資本の一部又は全部を保有する個人、組織をいう。
30. 「合名会社の社員」⁷¹は、合名社員と出資社員⁷²からなる。
31. 「企業の再編」⁷³とは、企業の消滅分割⁷⁴、存続分割⁷⁵、新設合併⁷⁶、吸収合併⁷⁷、形態の転換⁷⁸をいう。
32. 「外国組織」とは、外国において外国の法令に従って設立した組織をいう。
33. 「議決権付き資本」⁷⁹とは、その保有者が社員総会⁸⁰又は株主総会⁸¹の決定権限に属する諸事項に関する議決権を有する持分又は株式をいう。
34. 「定款資本」とは、有限責任会社、合名会社について設立時に各社員、会社所有者が出資した又は出資を誓約した財産の総額、株式会社設立時に販売した又は購入の登録がされた株式の額面額⁸²の総額をいう。

第 5 条 企業及び企業所有者に対する国家の保障

1. 国家は、この法律が定める各種形態の企業の長期にわたる存在及び発展を公認し、各企業が所有形態及び経済セクターの違いによる差別を受けないという法令の下での平等を保障し、経営活動の合法的営利性を公認する。
2. 国家は、企業及び企業所有者の財産所有権、投資資本、収入、権利及びその他の合法的利益を公認し、保護する。
3. 企業及び企業所有者の合法的な財産及び投資資本は行政措置により国有化されず、没収されない⁸³。国家は企業の財産を収用又は徴用する場合、財産

⁷⁰ 「会社の社員」の原文は “thành viên công ty” である。

⁷¹ 「合名会社の社員」の原文は “thành viên công ty hợp danh” である。

⁷² 「出資社員」の原文は “thành viên góp vốn” である。

⁷³ 「企業の再編」の原文は “tổ chức lại doanh nghiệp” である。

⁷⁴ 「消滅分割」の原文は “chia” である。

⁷⁵ 「存続分割」の原文は “tách” である。

⁷⁶ 「新設合併」の原文は “hợp nhất” である。

⁷⁷ 「吸収合併」の原文は “sáp nhập” である。

⁷⁸ 「形態の転換」の原文は “chuyển đổi loại hình” である。

⁷⁹ 「議決権付き資本」の原文は “vốn có quyền biểu quyết” である。

⁸⁰ 「社員総会」の原文は “Hội đồng thành viên” である。

⁸¹ 「株主総会」の原文は “Đại hội đồng cổ đông” である。

⁸² 「額面額」の原文は “mệnh giá” である。

⁸³ 「行政措置により国有化されず、没収されない」の原文は “không bị quốc hữu hóa, không bị tịch thu bằng biện pháp hành chính” である。「行政措置 biện pháp hành chính」が「没収 tịch thu」

の収用、徴用に関する法律の規定に従って、精算、賠償を受ける。精算、賠償は企業の利益を保証するものでなければならず、各種形態企業の間における差別的取扱いはしない。

第 6 条 企業における政治組織、政治 - 社会組織及び事業所の労働者代表組織

1. 企業における政治組織、政治 - 社会組織及び事業所の労働者代表組織は、憲法、法令及び組織の定款の規定に従って活動する。
2. 企業は、企業における政治組織、政治 - 社会組織及び事業所の労働者代表組織の設立を尊重し、その阻害、困難の惹起をしてはならず、また、労働者がこれらの各組織の活動に参加することの阻害、困難の惹起をしてはならない義務を負う。

第 7 条 企業の権利

1. 法律が禁止しない分野、業種を自由に経営する。
2. 自主的に経営し、経営組織の形態を選択する；主体的に経営分野、業種、地域、形態を選択する；主体的に経営の規模、分野、業種を調整する。
3. 資本の呼び込み、分配、使用の形式、方式を選択する。
4. 自由に市場、顧客を開拓し、契約を締結する。
5. 輸出、輸入事業を行う。
6. 労働に関する法令に従って労働者を採用し、雇用し、使用する。
7. 経営の効率性、競争力を向上するために主体的に科学及び技術を応用する；知的財産に関する法令の規定に従って知的財産権を保護する。
8. 企業の財産を占有、使用、処分⁸⁴する。
9. 法令の規定に基づかない資源供給に関する機関、組織、個人の要求を拒否する。
10. 法令の規定に従った不服申立て及び訴訟参加をする。
11. 法令の規定に基づくその他の権利を有する。

第 8 条 企業の義務

だけを修飾するか、「国有化 quốc hữu hóa」を合わせて修飾するか、文言上は必ずしも明らかでないが、一般論として立法による国有化は観念し得ること、ベトナム 2013 年憲法第 32 条 3 項が、緊急時における市場価格による私的財産の収用等を規定していること、本項も収用化等につき規定していることより、「国有化 quốc hữu hóa」を合わせて修飾すると本稿では判断した。

⁸⁴ 「処分」の原文は “định đoạt” である。

1. 法令の規定に基づく条件付き経営投資分野、外国投資家に対する条件付き市場アクセス分野の経営を行うときは、すべての経営投資条件に適合し、経営活動の過程においてそれら条件を全て維持する。
2. この法律の規定に従って、企業登記、企業登記内容変更登記、企業の設立及び活動、報告に関する情報の公開義務及びその他の義務を完全かつ遅滞なく履行する。
3. 企業登記書類及び各報告書で申告した情報の誠実性、正確性につき責任を負う。申告又は報告した情報が正確さを欠き、十分なものではないことを発見した場合は、その各情報を遅滞なく修正、補充しなければならない。
4. 法令の規定に従って、会計業務、納税及びその他の財政的義務を履行する。
5. 法令の規定に従って、労働者の合法的、正当な権利、利益を保護する。企業における労働者の名誉、人格の差別的対応、毀損をしない。労働虐待、労働強制、法令に反した未成年者の使用をしない。労働者が学歴、職業技術の向上に参加するために有利な条件を支援、創設する。法令の規定に従って労働者に対する社会保険、失業保険、医療保険及びその他の保険制度の政策を実施する。
6. 法令の規定に従ったその他の義務を履行する。

第 9 条 公益製品、役務を供給する企業の権利及び義務

1. この法律第 7 条、第 8 条の規定及び関連を有するその他の規定に基づく、企業の権利を有し、義務を負う。
2. 入札に関する法令に規定する価格に従って支出の補填を受け、又は権限を有する国家機関が定める役務使用費を収受する。
3. 投資資本の回収及び合理的利益の確保に適した製品、役務の供給期限の保証を受ける。
4. 権限を有する国家機関が定めた価格又は費用に従い、十分な数量、適切な品質の製品、役務を誓約した期限内に供給する。
5. 顧客に対して同様に公平で有利な各条件を保証する。
6. 数量、品質、供給条件及び供給製品、役務の価格、費用について、法令及び顧客に対して責任を負う。

第 10 条 社会企業の指標、権利及び義務

1. 社会企業は以下の各指標に適合しなければならない。
 - a) この法律の規定に従い設立登記された企業である。
 - b) 活動目標は共同体の利益のために社会、環境問題の解決を目指すものである。

- c) 登記した目標の実現を目指す再投資のために企業の税引き後の年間総利益の少なくとも 51 パーセントを使用すること。
- 2. この法律の規定に基づく企業の権利及び義務に追加して、社会企業は以下の権利を有し義務を負う。
 - a) 社会企業の所有者、管理者は、法令の規定に従って、許可証、証書及び関係証明書の発給において検討され、有利な取扱い及び援助を受ける。
 - b) 企業の管理費用、活動費用を補てんするため、ベトナム、外国の各個人、企業、非政府組織及びその他の組織から、財政援助を呼び込み、受けることができる。
 - c) 活動過程中において、この条第 1 項 b 号、c 号の規定に従った活動目標及び条件を維持する。
 - d) 企業が登記した社会、環境問題を解決するための管理費用及び活動費用の補てん以外の目的のために、呼び込まれた財政援助を使用してはならない。
 - d) 各優遇措置、補助を受けている場合、社会企業は毎年定期的に権限を有する機関に企業の活動状況を報告しなければならない。
- 3. 社会企業は、この条第 1 項 b 号、c 号の規定に従った社会、環境目標実施を終了する、又は再投資をするために利益を使用しない場合、権限を有する機関に通知しなければならない。
- 4. 政府は社会企業発展の奨励、補助及び促進をする政策をとる。
- 5. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 11 条 企業の資料保管制度

- 1. その形態に応じて、企業は以下の各資料を保管しなければならない。
 - a) 会社の定款。会社の内部管理規則。社員登録簿又は株主登録簿⁸⁵。
 - b) 工業所有権保護証明書。製品、物品、役務品質登録証明書。その他の許可証及び証明書。
 - c) 会社の財産所有権確認資料、文書。
 - d) 社員総会、株主総会、取締役会の会合の議決票、議決票調査簿⁸⁶、議事録。企業の各決定。
 - d) 証券の引受募集又は上場のための目論見書。
 - e) 監査役会の報告書、監査機関の結論、会計監査組織の結論。
 - g) 会計帳簿、証憑、年次財政報告書。

⁸⁵ 「株主登録簿」の原文は “sổ đăng ký cổ đông” である。

⁸⁶ 「議決票調査簿」の原文は “biên bản kiểm phiếu” である。

2. 企業は、この条第 1 項に定める各資料を本店又は会社の定款で定められたその他の拠点において保管しなければならない。保管期限は法令の定めに従うものとする。

第 12 条 企業の法定代表者

1. 企業の法定代表者とは、企業の取引から発生する各権利を行使し、義務を履行する際に企業を代表し、仲裁組織、裁判所において、民事事件解決請求者⁸⁷、原告、被告、関連する権利、義務を有する者として企業を代表し、法令の規定に基づくその他の権利、義務につき企業を代表する個人である。
2. 有限責任会社及び株式会社は、一人又は複数の法定代表者を有することができる。会社の定款は、企業の法定代表者の人数、管理職名及び権限、任務を具体的に定める。法定代表者が複数の場合は、会社の定款が法定代表者それぞれの権利、義務を具体的に規定する。それぞれの法定代表者の権利、義務の分掌が明確に会社定款に規定されていない場合は、第三者に対してそれぞれの法定代表者は全ての権限を有するが、民事に関する法令及び関連を有する法令のその他の規定に従って、企業に対して生じた損害につき連帯して責任を負う。
3. 企業は、少なくとも一人のベトナムに居住する法定代表者を常時確保しなければならない。一人の法定代表者だけがベトナムに居住する場合、その者はベトナムから出国するときは、法定代表者の権限の行使及び義務の履行を他の個人に対して書面により委任しなければならない。この場合において、法定代表者は引き続き委任した権限の行使及び義務の履行につき責任を負う。
4. この条第 3 項の規定に従った委任の期限が終了したが、企業の法定代表者がベトナムにまだ戻らず、他の委任も存在しない場合は、以下の規定により処理される。
 - a) 私人企業においては、委任を受けた者は、企業の法定代表者が企業における業務に復帰するまで、私人企業の法令に従って法定代表者の各権限を行使し、義務を履行する。
 - b) 有限責任会社、株式会社、合名会社においては、委任を受けた者は、会社の法定代表者が企業における業務に復帰するまで又は会社所有者、社員総会、取締役会がその他の者を企業の法定代表者に選定することを決定するときまで、有限責任会社、株式会社、合名会社の法令に従って法定代表者の各権限を行使し、義務を履行する。
5. この条第 6 項が規定する場合を除き、企業が一人の法定代表者のみを有するが、30 日を過ぎてベトナムを不在とし、企業の法定代表者の各権限の行使及

⁸⁷ 「民事事件解決請求者」の原文は “người yêu cầu giải quyết việc dân sự” である。

び義務の履行を他人に委任しなかった場合又は死亡し、所在不明となり、刑事責任を追及され、勾留され、懲役刑を執行中であり、強制麻薬中毒治療施設、矯正教育施設で行政処分を執行され、民事行為能力の制限を受け若しくはこれを喪失し、行為認識制御困難となり、裁判所により職務を担当すること、経営を行うこと、若しくは一定の業務を行うことを禁止された場合は、会社所有者、社員総会、取締役会はその他の者を会社の法定代表者に選定する。

6. 二人の社員がいる有限責任会社については、会社の法定代表者を務める個人である社員が、死亡し、所在不明となり、刑事責任を追及され、勾留され、懲役刑を執行中であり、強制麻薬中毒治療施設、矯正教育施設で行政処分を執行され、居所を離れて身を隠し、民事行為能力の制限を受け若しくはこれを喪失し、行為認識制御困難となり、裁判所により職務を担当すること、経営を行うこと、若しくは一定の業務を行うことを禁止された場合は、残る社員は、社員総会が会社の法定代表者に関して新たな決定をするときまで、当然に会社の法定代表者となる。
7. 裁判所、その他の訴訟進行権限を有する機関は、法令の規定に従って訴訟に参加する法定代表者を指定する権利を有する。

第 13 条 企業の法定代表者の責任

1. 企業の法定代表者は以下の責任を負う。
 - a) 企業の合法的利益を保障するため、誠実、慎重、最善の方法で、与えられた権利を行使し、義務を履行する。
 - b) 企業の利益に忠実であり、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、地位、職務を濫用せず、情報、ノウハウ、経営機会、企業の財産を使用しない。
 - c) この法令に従って、自らが、その関係者が所有者である、又は株式、持分を保有する企業に関して、遅滞なく、完全かつ正確に企業へ通知する。
2. 企業の法定代表者は、この条第 1 項に規定する責任違反により企業に与えた損害に対して個人責任を負う。

第 14 条 組織である会社所有者、社員、株主の委任代表者

1. 組織である会社所有者、社員、株主の委任代表者⁸⁸とは、書面による委任を受け、当該所有者、社員、株主の名義でこの法律の規定に基づく権利を行使し、義務を履行する個人をいう。

⁸⁸ 「委任代表者」の原文は “người đại diện theo ủy quyền” である。

2. 会社の定款に異なる規定がない場合、委任代表者の選定は以下の規定に従ってなされる。
 - a) 二人以上社員有限責任会社の社員で少なくとも定款資本の 35 パーセントを保有する組織は、最大 3 人の委任代表者に委任することができる。
 - b) 株式会社の株主で少なくとも普通株式総数の 10 パーセントを保有する株式会社の株主は、最大 3 人の委任代表者に委任することができる。
3. 組織である会社所有者、社員、株主が複数の委任代表者を選定する場合、各委任代表者の持分、株式の数を具体的に確定しなければならない。会社所有者、社員、株主がそれぞれの委任代表者に対応する持分、株式の数を確定しない場合、持分、株式の数は選定された委任代表者全員に均等に分けられる。
4. 委任代表者選定文書は、会社へ通知する必要がある、会社が文書を受領した日以降にのみ会社に対する効力を有する。委任代表者選定文書は以下の主要な各内容を含まなければならない。
 - a) 所有者、社員、株主の名称、企業コード、本店の住所⁸⁹。
 - b) 委任代表者の数及び各委任代表者に対応する株式、持分の保有割合。
 - c) 委任代表者それぞれの氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号。
 - d) 委任代表者それぞれに対応する委任期限；その中で、委任代表者となる開始日を明記する。
 - d) 所有者、社員、株主の法定代表者の氏名、署名及び委任代表者の氏名、署名。
5. 委任代表者は以下の各資格及び条件を備えなければならない。
 - a) この法律第 17 条 2 項の規定する対象に属さない。
 - b) この法律第 88 条 1 項 b 号の規定に従った国営企業の社員、株主は、会社の管理者及びその任命権限者の親族関係者を他の会社における代表者として選定することができない。
 - c) 会社の定款が定めるその他の各資格及び条件。

第 15 条 組織である会社所有者、社員、株主の委任代表者の責任

1. 委任代表者は、この法律の規定に従って、会社所有者、社員、株主の名義で、社員総会、株主総会における所有者、社員、株主の各権利を行使し、義務を履行する。会社所有者、社員、株主が、社員総会、株主総会において、会社所有者、社員、株主の各権利の行使、義務の履行につき委任代表者に対して加えたすべての制限は、いずれも第三者に対して効力を有さない。

⁸⁹ 「『所有者、社員又は株主』の名称、企業コード及び本店の住所」という意味である。

2. 委任代表者は社員総会、株主総会に十分に出席する責任を有する。誠実、慎重、最善の方法で、委任された各権利を行使し、義務を履行し、委任代表者⁹⁰を選定した所有者、社員、株主の合法的利益を保護する。
3. 委任代表者は、委任代表者⁹¹を選定した所有者、社員、株主に対し、この条に規定する責任違反による責任を負う。委任代表者⁹²を選定した所有者、社員、株主は、第三者に対し、委任代表者を通じて行使した権利及び履行した義務に関して発生した責任につき責任を負う。

第 16 条 厳禁される各行為

1. この法律の規定に反して、企業登記証明書を発給し又は発給を拒否し、企業の発起人に対してその他の文書の追加提出を要求する。企業の発起人及び企業の経営活動に遅延、煩雑、妨害、嫌がらせを行う。
2. 企業の所有者、社員、株主がこの法律及び会社の定款の規定に基づく各権利を行使し、義務を履行するのを妨害する。
3. 登記していない企業形態で経営活動を行う、又は企業登記証明書が回収された後も、若しくは経営活動暫時停止措置が取られているのに、経営活動を継続する。
4. 企業登記書類の内容及び企業登記内容変更登記書類の内容につき誠実でなく、正確でない申告をする。
5. 虚偽の定款資本を申告し、登記されたとおりに定款資本を全額出資しない。故意に出資財産の価格を正しくない価額で決定する。
6. 経営投資禁止分野、業種を経営する。外国投資家が、市場アクセスがまだ許されていない分野、業種を経営する。条件付き経営投資分野、業種を法令の規定に基づく経営条件に満たさずに又は活動過程中に経営条件を満たし続けることを保障せずに経営する。
7. 詐欺、マネーロンダリング、テロリズムへの財政的支援。

第二章 企業の設立

第 17 条 企業の設立、出資、株式の購入、持分の購入及び管理の権利

1. 組織、個人は、この法律の規定に従ってベトナムにおいて企業を設立し、管理する権利を有する。ただし、この条 2 項に規定する場合を除く。

⁹⁰ 原文では委任されたことを意味する “theo ủy quyền” が記載されず、単に「代表者 đại diện」となっているが、文脈から委任代表者と訳出している。

⁹¹ 前脚注に同じ。

⁹² 前脚注に同じ。

2. 以下の組織、個人は、ベトナムにおいて企業を設立し、管理する権利を有さない。

- a) 国家機関、人民武装部隊で、その機関、部隊の固有の利益を得る経営を行う企業を設立するために国の財産を使用するもの。
- b) 幹部、公務員法、準公務員法の規定に従った幹部、公務員、準公務員⁹³。
- c) ベトナム人民軍隊に属する各機関、部隊の士官、下士官、専門軍人、国防工員、準公務員。ベトナム人民公安に属する各機関、部隊の士官、専門下士官、警察官。ただし、企業における国の持分を管理するために委任代表者として選定された者又は国営企業の管理者を除く。
- d) この法律第 88 条 1 項 a 号の規定に従った国営企業の指導、業務管理幹部。ただし、他の企業における国の持分を管理するために委任代表者として選定された者を除く。
- d) 未成年者。制限民事行為能力者。民事行為能力喪失者。行為認識制御困難者。法人格を有しない組織。
- e) 刑事責任を追及され、勾留され、懲役刑の執行中であり、強制麻薬中毒治療施設、矯正教育施設へ入所させる行政処分を執行されている者又は裁判所により、職務を担当すること、経営を行うこと、若しくは一定の業務を行うことを禁止されている者。破産法、汚職防止法⁹⁴の規定に基づくその他の場合。

経営登記機関の要請がある時、企業設立登記者は司法履歴票を経営登記機関に提出しなければならない。

- g) 刑法の規定に従って経営を禁じられ、一定の分野における活動を禁止された商業法人である組織。

3. 組織、個人は、この法律の規定に従って株式会社、有限責任会社、合名会社に出資し、株式を購入し、持分を購入する権利を有する。ただし、以下の場合を除く。

- a) 国家機関、人民武装部隊で、その機関、部隊の固有の利益を得るために国の財産を使用して企業に出資するもの。
- b) 幹部、公務員法、準公務員法、汚職防止法の規定に基づき企業に出資することができない各対象者。

⁹³ 幹部、公務員、準公務員の詳細は、「幹部、公務員法 Luật Cán bộ, công chức (22/2008/QH12)」, 「準公務員法 Luật Viên chức (58/2010/QH12)」及びそれらの条項を修正する法律(52/2019/QH14)を参照されたい。

⁹⁴ 「汚職防止法」の原文は“Luật Phòng, chống tham nhũng”である。

4. この条第 2 項 a 号及び第 3 項 a 号が規定する「その機関、部隊の固有の利益を得る」とは、以下のいずれかの目的をもって、経営活動から、出資、株式の購入、持分の購入から得られるあらゆる形式の収入を使用することである。
 - a) この条第 2 項 b 号及び c 号に規定する者の何人か又は全員に対しあらゆる形式により分配する。
 - b) 国家予算に関する法令の規定に反して機関、部隊の活動予算に組み入れる。
 - c) 機関、部隊の固有の利益に資する基金を設立する又は基金に組み入れる。

第 18 条 企業登記前の契約

1. 企業の発起人は、企業登記の前及びその過程に企業の設定及び活動に資する契約を締結することができる。
2. 企業登記証明書の発給を得た場合、企業は、この条第 1 項に規定する締結された契約から発生する権利の行使及び義務の履行を引き継がなければならない。ただし、契約において異なる合意をした場合を除く。
3. 企業が企業登記証明書の発給を得られなかった場合、この条第 1 項の規定に基づき契約を締結した者は、当該契約を履行する責任を負う。企業設立に参加した他の者がいる場合は、それらの者と連帯して契約を履行する責任を負う。

第 19 条 私人企業の登記書類

1. 企業登記申請書。
2. 私人企業主の個人の法的書類の写し。

第 20 条 合名会社の登記書類

1. 企業登記申請書。
2. 会社の定款。
3. 社員名簿。
4. 社員の個人の法的書類の写し。
5. 外国投資家については投資法の規定に従った投資登録証明書の写し。

第 21 条 有限責任会社の登記書類

1. 企業登記申請書。
2. 会社の定款。
3. 社員名簿。
4. 以下の各文書の写し。
 - a) 個人である社員、法定代表者の個人の法的書類。

- b) 組織である社員の組織の法的書類及び委任代表者選定文書。組織である社員の委任代表者の個人の法的書類。
外国組織である社員については、組織の法的書類の写しは領事による合法化認証を受けていなければならない。
- c) 外国投資家については投資法の規定に基づく投資登録証明書。

第 22 条 株式会社の登記書類

- 1. 企業登記申請書。
- 2. 会社の定款。
- 3. 発起株主の名簿。外国投資家である株主の名簿。
- 4. 以下の各文書の写し。
 - a) 個人である発起株主、個人である外国投資家である株主、法定代表者の個人の法的書類。
 - b) 組織である社員の組織の法的文書及び委任代表者選定文書。発起株主及び組織である外国投資家株主の委任代表者個人の法的文書。
外国組織である社員については、組織の法的書類の写しは領事による合法化認証を受けていなければならない。
 - c) 外国投資家については投資法の規定に基づく投資登録証明書。

第 23 条 企業登記申請書の内容

企業登記申請書は、以下の主要な内容からなる。

- 1. 企業の名称。
- 2. 企業の本店の住所。電話番号。ファクシミリ番号，電子メールアドレス（もしあれば）。
- 3. 経営分野，業種。
- 4. 定款資本。私人企業主の投資資本。
- 5. 株式会社については，株式の種類，各種株式の額面額及び株式の種類ごとの引受募集対象株式⁹⁵の総数。
- 6. 租税登録情報。
- 7. 予定される労働者の数。
- 8. 私人企業主及び合名会社の合名社員の氏名，署名，連絡住所，国籍，個人の法的書類の情報。
- 9. 有限責任会社及び株式会社については，企業の法定代表者の氏名，署名，連絡住所，国籍，個人の法的書類の情報。

第 24 条 会社の定款

⁹⁵ 「引受募集対象株式」の原文は“cổ phần được quyền chào bán”である。

1. 会社の定款は、企業登記時の定款と活動の過程に修正、補充された定款からなる。
2. 会社の定款は、以下の主要な各内容からなる。
 - a) 会社の本店の名称、住所。支店及び駐在事務所の名称及び住所（もしあれば）。
 - b) 経営分野、業種。
 - c) 定款資本。株式会社については株式総数、株式の種類及び株式の種類ごとの額面額。
 - d) 合名会社については合名社員の、有限責任会社については会社所有者、社員の、株式会社については発起株主の氏名、連絡住所、国籍。有限責任会社及び合名会社については、それぞれの社員の持分及び持分の価額。株式会社については、発起株主の株式の数、株式の種類、種類ごとの株式の額面額。
 - d) 有限責任会社、合名会社については社員の、株式会社については株主の権利及び義務。
 - e) 管理組織機構。
 - g) 企業の法定代表者の人数、管理職名及び権利、義務。法定代表者が複数の場合は、法定代表者の権利、義務の分掌。
 - h) 会社の決定の採択方式。内部紛争の解決原則。
 - i) 管理者及び監査人に対する給与、報酬、及び賞与の確定根拠及び方法。
 - k) 社員が会社に対し、有限責任会社については持分、株式会社については株式の買取りを請求する権利を有する場合。
 - l) 税引後の利潤の分配及び損失処理の原則。
 - m) 会社が解散する場合、解散の手順及び財産の清算手続。
 - n) 会社の定款の修正、補充の方法。
3. 企業登記時の会社定款には、以下の者の氏名及び署名がなければならない。
 - a) 合名会社については、合名社員。
 - b) 一人社員有限責任会社については、個人である会社所有者又は組織である会社所有者の法定代表者。
 - c) 二人以上社員有限責任会社については、個人である社員及び組織である社員の法定代表者又は委任代表者。
 - d) 株式会社については、個人である発起株主及び組織である発起株主の法定代表者又は委任代表者。
4. 修正、補充された定款には、以下の者の氏名及び署名がなければならない。
 - a) 合名会社については、社員総会の会長。

- b) 一人社員有限責任会社については、所有者、所有者の法定代表者又は法定代表者。
- c) 二人以上社員有限責任会社及び株式会社については、法定代表者。

第 25 条 有限責任会社、合名会社の社員名簿、株式会社の発起株主及び外国投資家株主名簿

有限責任会社、合名会社の社員名簿⁹⁶、株式会社の発起株主及び外国投資家である株主の名簿⁹⁷は、以下の主要な内容を含まなければならない。

1. 有限責任会社及び合名会社については個人である社員の、株式会社については個人である発起株主及び外国投資家である株主の氏名、署名、国籍、連絡住所。
2. 有限責任会社及び合名会社については組織である社員の、株式会社については組織である発起株主及び外国投資家である株主の名称、企業コード及び本店の住所。
3. 有限責任会社については組織である社員の、株式会社については組織である発起株主及び外国投資家である株主の法定代表者又は委任代表者の氏名、署名、国籍、連絡住所。
4. 有限責任会社、合名会社については、社員ごとの持分、持分の価額、持分割合、財産の種類、財産の数量、出資する財産ごとの価額、出資の期限。株式会社については、発起株主及び外国投資家である株主ごとの株式の数、株式の種類、株式所有割合、財産の種類、財産の数量、出資する財産の種類ごとの価額、出資の期限。

第 26 条 企業登記の手順、手続

1. 企業の発起人又は委任を受けた者は、経営登記機関に対して、以下の方式に従って企業登記を実施する。
 - a) 経営登記機関において直接企業登記する。
 - b) 郵政サービスを通じて企業登記する。
 - c) 電子通信ネットワークを通じて企業登記する。
2. 電子通信ネットワークを通じた企業登記は、企業の発起人が企業登記書類を、国家企業登記ポータルを通じて提出する。

電子通信ネットワークを通じた企業登記書類は、この法律が規定する資料からなり、それらは電子文書形式で表現される。電子通信ネットワークを通じた企業登記書類は紙による企業登記書類と同じ法的価値を有する。

⁹⁶ 「社員名簿」の原文は “danh sách thành viên” である。

⁹⁷ 「株主名簿」の原文は “danh sách cổ đông” である。

3. 組織、個人は、電子通信ネットワークを通じた企業登録のため、電子取引に関する法令の規定に従ったデジタル署名の使用、又は経営登記アカウントの使用を選択する権利を有する。
4. 経営登記アカウントは、国家企業登記情報システムにより創設されるアカウントで、電子通信ネットワークを通じた企業登記を実施する個人に発給される。経営登記アカウントの発給を受けた個人は、電子通信ネットワークを通じた企業登記のために経営登記アカウントの発給を受けて使用する登記に関して法的責任を負う。
5. 経営登記機関は、書類を受領した日から 3 営業日以内に、企業登記書類の適式性を審査し、企業登記を行う責任を有する。書類が適式でない場合、経営登記機関は企業の発起人に書面で修正、補充が必要な内容を通知しなければならない。企業登記を拒否する場合は、書面で発起人に理由を明記して通知しなければならない（もしあれば）。
6. 政府は、企業登記に関連する書類、手順、手続の詳細を規定する。

第 27 条 企業登記証明書の発給

1. 企業は、以下の各条件を全て満たしたときに企業登記証明書の発給を受けることができる。
 - a) 経営登記する分野、業種への経営投資が禁止されていない。
 - b) 企業の名称がこの法律第 37 条、第 38 条、第 39 条及び第 41 条の規定に従い適切に選択された。
 - c) 適式な企業登記書類を有する。
 - d) 費用及び手数料に関する法令の規定に従って企業登記手数料を全額支払った。
2. 企業登記証明書が紛失、破損、又はその他の形態により破棄された場合、企業は企業登記証明書の再発給を受けることができるが、法令の規定に従って手数料を支払わなければならない。

第 28 条 企業登記証明書の内容

企業登記証明書は以下の主要な内容からなる。

1. 企業の名称及び企業コード。
2. 企業の本店の住所。
3. 有限責任会社及び株式会社の法定代表者の、合名会社の合名社員の、私人企業の企業主の氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号。有限責任会社の個人である社員の氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号；組織である社員の名称、企業コード及び本店の住所。
4. 会社の定款資本。私人企業の投資資本。

第 29 条 企業コード

1. 企業コードとは、国家企業登記情報システムにより付与される番号列をいい、企業に設立時に発給され、企業登記証明書上に記載される。それぞれの企業は、唯一の企業コードを有し、他の企業に発給されて再使用されることはない。
2. 企業コードは、租税に関する各義務を履行し、行政手続を実施し、その他の権利を行使し、義務を履行するために用いられる。

第 30 条 企業登記証明書の内容変更登記

1. 企業は、この法律第 28 条に規定する企業登記証明書の内容を変更するときは、経営登記機関で登記しなければならない。
2. 企業は、変更があった日から 10 日以内に企業の企業登記証明書の内容の変更を登記する責任を負う。
3. 経営登記機関は、書類を受領した日から 3 営業日以内に、書類の適式性を審査し、新たな企業登記証明書を発給する責任を有する。書類が適式でない場合、経営登記機関は企業に書面で修正、補充が必要な内容を通知しなければならない。新たな企業登記証明書発給を拒否する場合は、書面で企業に理由を明記して通知しなければならない。
4. 裁判所又は仲裁組織の決定に従った企業登記証明書の内容変更登記は、以下の手順、手続により行われる。
 - a) 企業登記証明書の内容変更登記を申請する者は、裁判所の判決、決定又は仲裁組織の判断が法令上の効力を生じた日から 15 日以内に、権限を有する経営登記機関に対し変更登記申請書を提出する。登記書類には、法令上の効力を有する裁判所の判決、決定又は仲裁組織の判断の写しを添付しなければならない。
 - b) 経営登記機関は、この条 a 号の規定に従って登記申請書を受領した日から 3 営業日以内に、審査し、法令上の効力を有する裁判所の判決、決定又は仲裁組織の判断の内容に従って新たな企業登記証明書を発給する責任を有する。書類が適式でない場合、経営登記機関は企業に書面で修正、補充が必要な内容を変更登記申請者に通知しなければならない。新たな企業登記証明書発給を拒否する場合は、書面で変更登記申請者に理由を明記して通知しなければならない。
5. 政府は、企業登記証明書の内容変更登記の書類、手順、手続に関して規定する。

第 31 条 企業登記の内容の変更通知

1. 企業は、以下のいずれかの内容について変更したときは、経営登記機関に

通知しなければならない。

- a) 経営分野，業種。
 - b) 株式会社については，発起株主及び外国投資家である株主。ただし，上場会社⁹⁸を除く。
 - c) 企業登記書類のその他の内容。
2. 企業は，変更があった日から 10 日以内に，企業登記の内容の変更を通知する責任を負う。
3. 株式会社は，会社の株主登録簿に登録された外国投資家である株主について変更があった日から 10 日以内に，会社の本店所在地の経営登記機関に書面により通知しなければならない。通知には，以下の内容を記載しなければならない。
- a) 名称，企業コード，本店の住所。
 - b) 株式を譲渡する外国投資家である株主については，組織である株主の名称，本店の住所；個人である株主の氏名，国籍，連絡住所；当該株主の現在の株式の数，株式の種類及び会社における保有割合；譲渡する株式の数及び株式の種類。
 - c) 株式の譲渡を受ける外国投資家である株主については，組織である株主の名称，本店の住所；個人である株主の氏名，国籍，連絡住所；譲渡を受ける株式の数及び株式の種類；譲渡を受けた後の当該株主の株式の数，株式の種類及び会社における保有割合。
 - d) 会社の法定代表者の氏名，署名。
4. 経営登記機関は，通知を受領した日から 3 営業日以内に，適式性を審査し，企業登記の内容変更を行う責任を有する。書類が適式でない場合，経営登記機関は企業に書面で修正，補充が必要な内容を企業に通知しなければならない。企業登記変更通知の内容に従った情報の修正，補充を拒否する場合は，書面で企業に理由を明記して通知しなければならない。
5. 裁判所又は仲裁組織の決定に基づく企業登記の内容変更の通知は，以下の手順，手続により行われる。
- a) 企業登記の内容変更を申請する組織，個人は，裁判所の判決，決定又は仲裁組織の判断が法令上の効力を生じた日から 10 日以内に，権限を有する経営登記機関に登録内容変更の通知を送付する。通知には，法令上の効力を有する裁判所の判決，決定又は仲裁組織の判断の写しを添付しなければならない。
 - b) 経営登記機関は，通知を受領した日から 3 営業日以内に，審査し，法令上の効力を有する裁判所の判決，決定又は仲裁組織の判断の内容に従って

⁹⁸ 「上場会社」の原文は“công ty niêm yết”である。

企業登記の内容変更を行う責任を有する。書類が適式でない場合、経営登記機関は企業に書面で修正、補充が必要な内容を変更登記申請者に通知しなければならない。企業登記変更通知の内容に従った情報の修正、補充を拒否する場合は、書面で変更登記申請者に理由を明記して通知しなければならない。

第 32 条 企業登記の内容の公開

1. 企業は、企業登記証明書の発給を受けた後に、国家企業登記ポータル上で公開的に通知をして、法令の規定に従った費用を支払わなければならない。公開する内容は企業登記証明書の各内容及び以下の各情報である。
 - a) 経営分野、業種。
 - b) 株式会社については発起株主の名簿、外国投資家である株主の名簿（もしあれば）。
2. 企業登記の内容を変更した場合、その変更は、国家企業登記ポータル上で公開して通知されなければならない。
3. この条第 1 項及び第 2 項に規定する企業に関する各情報の公開期間は、公開された日から 30 日である。

第 33 条 企業登記の内容に関する情報の提供

1. 組織、個人は経営登記に関する国家機関及び経営登記機関に対し、国家企業登記情報システム上で保有される各情報の提供を申請する権利を有するが、法令の規定に従った費用を支払わなければならない。
2. 経営登記に関する国家管理機関及び経営登記機関は、この条第 1 項の規定に従い、情報を十分に遅滞なく提供する義務を負う。
3. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 34 条 出資財産

1. 出資財産は、ベトナムドン、自由に交換することができる外国通貨、金、ベトナムドンにより評価することができる土地使用権、知的財産権、工業技術、技術ノウハウ及びその他の各財産である。
2. この条第 1 項が規定する財産の合法的な所有者である、又は合法的権利を使用する個人、組織のみが法令の規定に従った出資のために当該各財産を使用する権利を有する。

第 35 条 出資財産の所有権の移転

1. 有限責任会社、合名会社の社員及び株式会社の株主は、以下の規定に従って、出資財産の所有権を会社に移転しなければならない。

- a) 所有権が登記される財産又は土地所有権については、出資者は、法令の規定に従って当該財産の所有権又は土地所有権の会社への移転手続をしなければならない。出資財産の所有権の移転、土地所有権の移転には、登記手数料を負担する必要がある。
 - b) 所有権を登記しない財産については、出資は、出資財産を授受し、その確認書を作成することにより行う。ただし、口座を通じて実施されるものは除く。
2. 出資財産授受書には、以下の主要な内容を記載しなければならない
 - a) 会社の名称、本店の住所。
 - b) 出資者の氏名、連絡住所、個人の法的書類の番号、組織の法的書類の番号。
 - c) 出資する財産の種類及び財産の数量。出資財産の総額及び当該財産の総額の会社の定款資本における割合。
 - d) 授受の日。出資者又は出資者の委任代表者及び会社の法定代表者の署名。
 3. 出資財産の合法的な所有権の会社への移転を終了したときに初めて払い込まれたものとみなす。
 4. 私人企業主の経営活動に使用する財産は、所有権の企業への移転手続をする必要がある。
 5. 外国投資家による株式及び持分の購入、売却、譲渡、配当の受領並びに利益の国外移転に関するあらゆる活動の履行は、外国為替管理に関する法令の規定に従った口座を通じて行わなければならない。ただし、財産及び現金ではない形式により払い込む場合を除く。

第 36 条 出資財産の評価

1. ベトナムドン、自由に交換することができる外国通貨又は金のいずれでもない出資財産は、各社員、発起株主又は価格査定組織により評価され、ベトナムドンで表されなければならない。
2. 企業の設立時の出資財産は、各社員、発起株主により同意の原則に従って、又は価格査定組織により評価されなければならない。価格査定組織が評価したときは、出資財産の価額は各社員、発起株主数の 50 パーセントを超えた承認がされなければならない。

出資財産が出資の時点のその財産の実際の価額と比較して割高に評価された場合、各社員、発起株主は、定められた価額と出資財産の評価を終結した時点の実際の価額との差額を連帯して追加出資し、同時に故意に出資財産を実際の価額より割高に評価したことによる損害について連帯して責任を負う。

3. 活動中の出資財産は、有限責任会社及び合名会社については所有者、社員総会と、株式会社については取締役会と出資者との合意により評価し、又は

価格査定組織が評価する。価格査定組織が評価したときは、出資財産の価額は出資者及び所有者、社員総会又は取締役会により承認されなければならない。

出資財産が出資の時点のその財産の実際の価額より割高に評価されたときは、出資者と、有限責任会社及び合名会社については所有者、社員総会の構成員、株式会社については取締役が、定められた価額と出資財産の評価を終結した時点の実際の価額との差額を連帯して追加出資し、同時に故意に出資財産を実際の価額より割高に評価したことによる損害について連帯して責任を負う。

第 37 条 企業の名称

1. 企業のベトナム語の名称は、以下の順序による二つの構成要素からなる。
 - a) 企業の形態。
 - b) 固有の名称。
2. 企業の形態の名称は、有限責任会社については「有限責任会社」又は“công ty TNHH”と記載し、株式会社については「株式会社」又は“công ty CP”と記載し、合名会社については「合名会社」又は“công ty HD”と記載し、私人企業については「私人企業」，“DNTN”又は“doanh nghiệp TN”と記載する。
3. 固有の名称は、ベトナム語の文字表にある各文字，“F, J, Z, W”の各文字、数字及び記号により記載する。
4. 企業の名称は、企業の本店、支店、駐在事務所、経営拠点に据え付けられなければならない。企業の名称は、企業が発行する各取引文書、資料書類及び印刷物上に印刷又は記載されなければならない。
5. この条並びにこの法律第 38 条、第 39 条及び第 41 条の規定を根拠として、経営登記機関は、企業の登記を予定している名称の承認を拒否する権限を有する。

第 38 条 企業の名称選択における禁止事項

1. この法律第 41 条に規定する既に登記された企業の名称と重複する又は混同を生じさせる名称を選択する。
2. 国家機関、人民武装部隊の名称、政治組織、政治 - 社会組織、政治社会 - 職業組織、社会組織、社会 - 職業組織の名称を企業の固有の名称の全部又は一部として使用する。ただし、当該機関、部隊又は組織の承認がある場合を除く。
3. 民族の歴史伝統、文化、道徳及び善良な風俗に違反する用語、記号を使用する。

第 39 条 企業の外国語による名称及び企業の略称

1. 企業の外国語による名称とは、ベトナム語の名称をいずれかのラテン文字系統の外国語に翻訳した名称をいう。外国語に翻訳する際は、企業の固有の名称を維持し、又は外国語における相応する意味に従って翻訳することができる。
2. 企業が外国語による名称を有する場合、企業の外国語による名称は、企業の本店、支店、駐在事務所、経営拠点又は企業が発行する各取引文書、資料書類及び印刷物上に、企業のベトナム語の名称より小さな文字で印刷又は記載される。
3. 企業の略称は、ベトナム語の名称又は外国語による名称を略記したものである。

第 40 条 支店、駐在事務所及び経営拠点の名称

1. 支店、駐在事務所、経営拠点の名称は、ベトナム語の文字表にある各文字、“F, J, Z, W”の各文字、数字及び記号により記載されなければならない。
2. 支店、駐在事務所、経営拠点の名称は、企業の名称に加え、支店については「支店」、駐在事務所については「駐在事務所」、経営拠点については「経営拠点」という熟語を含まなければならない。
3. 支店、駐在事務所、経営拠点の名称は、支店、駐在事務所及び経営拠点の建物に記載され、又は据え付けられなければならない。支店、駐在事務所の名称は、支店、駐在事務所が発行する各取引文書、資料書類及び印刷物上に、企業のベトナム語の名称より小さな文字で印刷又は記載される。

第 41 条 重複する名称、混同を生じさせる名称

1. 重複する名称とは、登記申請された企業のベトナム語の名称が、既に登記された企業のベトナム語の名称と完全に同一であることをいう。
2. 既に登記された企業の名称との混同を生じさせる名称であるとみなされる場合は以下からなる。
 - a) 登記申請された企業のベトナム語の名称が既に登記された企業の名称と同一の読み方である。
 - b) 登記申請された企業の略称が既に登記された企業の略称と重複する。
 - c) 登記申請された企業の外国語による名称が既に登記された企業の外国語による名称と重複する。
 - d) 登記申請された企業の固有の名称が、既に登記された同種の企業の固有の名称と、当該企業の固有の名称の直後に連続して、又は間隔を空けて書かれた一つの自然数、一つの序数、ベトナム語の文字表にある各文字の一つ、“F, J, Z, W”の各文字の一つのみで異なっている。

- d) 登記申請された企業の固有の名称が、既に登記された同種の企業の固有の名称と、“&”又は「及び」，“.”，“，”，“+”，“-”，“-”，“-”の一つの記号のみで異なっている。
 - e) 登記申請された企業の固有の名称が、既に登記された同種の企業の固有の名称と、既に登記された企業の固有の名称の直前の“tân”又は直後若しくは直前に連続して、又は間隔を空けて書かれた“mới”という言葉のみで異なっている。
 - g) 登記申請された企業の固有の名称が、既に登記された同種の企業の固有の名称と、「北部」，「南部」，「中部」，「西部」，「東部」という熟語のみで異なっている。
 - h) 企業の固有の名称が登記済みの企業の固有の名称と重複している。
3. この条 2 項 d 号，d 号，e 号，g 号及び h 号に規定する各場合は、既に登記された会社の子会社には適用しない。

第 42 条 企業の本店

企業の本店とは、ベトナムの領土内にあり、企業の連絡住所であり、行政部門の境界に従って確定される；電話番号，ファクシミリ番号及び電子メールを有する（もしあれば）。

第 43 条 企業の印影

1. 印影⁹⁹は、刻印事業所で作成されるもの、又は電子取引に関する法令の規定に従ったデジタル署名形式のものからなる。
2. 企業は、企業、企業の支店、駐在事務所及びその他の部署の印影の種類、数、形式及び内容を決定する。
3. 印影の管理及び保存は、会社の定款の規定又は企業、企業の支店、駐在事務所若しくは印影を有するその企業の部署が発行した規則に従って実施する。企業は法令に従って取引において印影を使用する。

第 44 条 企業の支店、駐在事務所及び経営拠点

1. 支店は、企業に付属する部局であり、委任による代理の機能を含む企業の機能の全部又は一部を遂行する任務を有する。支店の経営分野、業種は、企業の経営分野、業種に沿ったものでなければならない。

⁹⁹ 原文の“dấu”という用語に、本稿では「印影」という訳語をあてた。ただし、この条によれば“dấu”にはデジタル署名“chữ ký số”も含まれており、印章を押印して作成される伝統的な印影だけを意味するわけではないことは明らかである。この条の「印影」「dấu」という用語は「企業の同一性を示す記号、表徴、デザイン等で、企業の取引時に使用されるもの」と広義に理解されたい。

2. 駐在事務所は、企業に付属する部局であり、委任に基づき企業の利益のために代理し、当該各利益を擁護する任務を有する。駐在事務所は企業の経営的職務を行わない。
3. 経営拠点は、企業が具体的な経営活動を行う場所である。

第 45 条 企業の支店、駐在事務所の活動登記；経営場所の通知

1. 企業は、国内及び国外に支店、駐在事務所を開設する権利を有する。企業は、行政部局の境界に基づく一つの地方に、一つ又は複数の支店、駐在事務所を置くことができる。
2. 国内に支店、駐在事務所を開設する場合、企業は、企業が支店、駐在事務所の所在地を置く経営登記機関に支店、駐在事務所の活動登記書類を提出する。書類は以下のものからなる。
 - a) 支店、駐在事務所の開設通知。
 - b) 企業の支店、駐在事務所の開設決定の写し及び開設に関する議事録の写し。支店、駐在事務所の指導者である者の個人の法的書類の写し。
3. 経営登記機関は、書類を受領した日から 3 営業日以内に、書類の適式性を審査し、支店、駐在事務所の活動登記証明書を発給する責任を有する。書類が適式でない場合、経営登記機関は企業に書面で修正、補充が必要な内容を通知しなければならない。支店、駐在事務所の活動登記証明書発給を拒否する場合は、書面で企業に理由を明記して通知しなければならない。
4. 企業は、変更があった日から 10 日以内に、支店、駐在事務所の活動登記証明書の内容変更登記をする責任を負う。
5. 経営場所決定の日から 10 日以内に、企業は経営登記機関に経営場所を通知する。
6. 政府はこの条の詳細を定める。

第三章 有限責任会社

第一節 二人以上社員有限責任会社

第 46 条 二人以上社員有限責任会社

1. 二人以上社員有限責任会社は、企業であり、2 人から 50 人の組織、個人の社員からなる。社員は企業に出資した額の範囲内で、企業の債務及びその他の財産的義務について責任を負う。ただし、この法律第 47 条 4 項に規定する場合を除く。社員の持分は、この法律第 51 条、第 52 条及び第 53 条の規定に従ってのみ譲渡することができる。

2. 二人以上社員有限責任会社は、企業登記証明書の発給を受けた日から法人格を有する。
3. 二人以上社員有限責任会社は、株式を発行することができない。ただし、株式会社に転換した場合を除く。
4. 二人以上社員有限責任会社は、この法律及び関連を有する法律のその他の規定に従って社債¹⁰⁰を発行することができる。私募で社債を発行する¹⁰¹場合は、法律第 128 条及び第 129 条の規定を遵守しなければならない。

第 47 条 会社の設立出資及び持分証明書の発給

1. 企業の設立登記時の二人以上社員有限責任会社の定款資本は、各社員が出資を誓約した持分の総額であり、会社定款の中に記載される。
2. 社員は、出資財産を運送、輸入、その財産の所有権移転のための行政手続を実施する時間を含めずに、企業登記証明書が発給された日から 90 日以内に、企業の設立登記時に誓約した財産の数量、種類どおりに会社に対して出資をしなければならない。この期間中、社員は誓約した出資持分の割合に相当する権利を有し、義務を負う。会社の社員が誓約した財産と異なる財産を出資できるのは、他の各社員の 50 パーセントを超える賛成を得たときに限られる。
3. この条第 2 項に規定する期限が経過したが、いまだ出資しない又は誓約した持分を完全に出資しない社員がいる場合、次のとおり処理される。
 - a) 誓約したとおり出資しない社員は、当然に会社の社員ではなくなる。
 - b) 誓約したとおり持分を完全に出資しない社員は、出資済みの持分に対応する各権利を有する。
 - c) 各社員の出資されていない持分は、社員総会の決議、決定に基づき売却申出される。
4. いまだ出資しない又は誓約した資本金を完全に出資しない社員がいる場合、会社は、この条第 2 項の規定に従った完全に出資を行わなければならない最終日から 30 日以内に、出資された資本金額により定款資本、各社員の持分割合の変更を登記しなければならない。いまだ出資しない又は誓約した資本金を完全に出資しない各社員は、会社が定款資本及び社員の持分割合の変更登記をするまでに発生した会社の各財政義務について、誓約した持分の比率に対応する責任を負わなければならない。
5. この条第 2 項が規定する場合を除き、出資者は、持分の出資を全て終えた時点から会社の社員となり、この法律第 48 条 2 項 b 号、c 号及び d 号が規定する出資者に関する情報が社員登録簿に全て記入される。持分を全額出資した

¹⁰⁰ 「社債」の原文は“trái phiếu”である。

¹⁰¹ 「私募で社債を発行する」の原文は“phát hành trái phiếu riêng lẻ”である。

ときは、会社は社員に対し、出資した持分の価額に対応する持分証明書¹⁰²を発給しなければならない。

6. 持分証明書には以下の主要内容が記載されなければならない。
 - a) 会社の名称、企業コード、本店の住所。
 - b) 会社の定款資本。
 - c) 個人である社員の氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号。組織である社員の名称、企業コード又は組織の法的書類の番号、本店の住所。
 - d) 社員の持分、持分割合。
 - d) 持分証明書の発給番号及び日付。
 - e) 会社の法定代表者の氏名、署名。
7. 持分証明書が紛失、破損、又はその他の形態により破棄された場合、社員は、会社の定款に定める手順、手続に従って会社から持分証明書の再発給を受けることができる。

第 48 条 社員登録簿

1. 会社は、企業登記証明書の発給を受けた後、直ちに社員登録簿¹⁰³を作成しなければならない。社員登録簿は、会社の社員の持分所有情報が記載された紙の書類でも電子データの集合でもよい。
2. 社員登録簿には、以下の主要内容を記載しなければならない。
 - a) 会社の名称、企業コード、本店の住所。
 - b) 個人である社員の氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号。組織である社員の名称、企業コード又は組織の法的書類の番号、本店の住所。
 - c) 社員ごとの持分、出資済み持分割合、出資の時点、出資財産の種類、財産の種類ごとの数量、価額。
 - d) 個人である社員の署名、組織である社員の法定代表者の署名。
 - d) 社員ごとの持分証明書の番号及び発給日付。
3. 会社は、会社定款の規定に従って、関連を有する社員の要請に基づいて、社員登録簿における社員の変更を遅滞なく更新しなければならない。
4. 社員登録簿は、会社の本店で保管される。

第 49 条 会社の社員の権利¹⁰⁴

¹⁰² 「持分証明書」の原文は “giấy chứng nhận phần vốn góp” である。

¹⁰³ 「社員名簿」の原文は “sổ đăng ký thành viên” である。

¹⁰⁴ 投資法、企業法等を修正、補充する法律（03/2022/QH15）第 7 条 1 項による修正を反映した。

1. 会社の社員は以下の権利を有する¹⁰⁵。
 - a) 社員総会の会合に出席し、社員総会の権限に属する各事項について討論し、提案し、議決する。
 - b) 持分に対応する数の議決票を有する。ただし、この法律第 47 条 2 項に規定する場合を除く。
 - c) 会社が租税を全額納め、その他の法律の規定に基づく各財政義務を完了した後に、持分に対応する利益の分配を受ける。
 - d) 会社が解散、破産するときに、持分に対応する会社の残余財産の価額の分配を受ける。
 - d) 会社が定款資本を増資するときに、優先的に追加出資することができる。
 - e) 法令及び会社の定款の規定に従って、自己の持分を一部又は全部譲渡し、贈与し、その他の形式により処分する。
 - g) この法律第 72 条の規定に従って、自己又は会社の名義で社員総会の会長、社長若しくは総社長、法定代表者及びその他の管理者の民事責任を問う訴えを提起する。
2. この条第 1 項に規定するもの以外に、定款資本の 10 パーセント以上若しくは会社の定款に定めるそれよりも小さな他の割合を保有する、又はこの条第 3 項に規定する場合に属する社員、社員のグループは、以下の各権利を有する。
 - a) 社員総会の権限に属する諸事項を解決するために会合の招集を請求する。
 - b) 記録を検査、検討、調査し、各取引、会計帳簿、年次財政報告書を監視する。
 - c) 社員登録簿、社員総会の会合の議事録、決議、決定及び会社のその他の資料を検査、検討、調査及び謄写する。
 - d) この法律及び会社の定款の規定に照らし、会合の手順、手続、条件若しくは決議、決定の内容が適切に実施されない又はこれと合致しないときは、社員総会の会合が終了した日から 90 日以内に、裁判所に社員総会の決議、決定の取消しを請求する。
3. 会社に一人で定款資本の 90 パーセントを超えて保有する社員がおり、会社の定款がこの条第 2 項の規定より小さな割合を定めていない場合、残りの社員グループは、当然にこの条第 2 項に規定する権利を有する。

¹⁰⁵ 投資法、企業法等を修正、補充する法律（03/2022/QH15）第 7 条 1 項による修正を反映した。

第 50 条 会社の社員の義務¹⁰⁶

1. 誓約した資本金を完全に期限どおり出資し、会社の各債務及びその他の財産義務について会社に出資した資本金の範囲内で責任を負う。ただし、この法律第 47 条 2 項及び 4 項に規定する場合を除く。
2. 会社に出資した資本を引き出すことはいかなる形式でもできない。ただし、この法律第 51 条、第 52 条、第 53 条及び第 68 条に規定する場合を除く。
3. 会社の定款を遵守する。
4. 社員総会の決議、決定を執行する。
5. 会社の名義で以下の各行為を行ったときは個人責任を負う。
 - a) 法令違反。
 - b) 会社の利益に資する以外の目的で経営又はその他の取引を行い、他人に損害を与えた。
 - c) 会社に財政危機が生じるおそれがあるときに、弁済期末到来の各債務を弁済する。
6. この法律の規定に従ったその他の各義務を負う。

第 51 条 持分の買取り

1. 社員は、以下の事項に関する社員総会の決議、決定に不賛成の投票をしたときは、自己の持分の買取りを会社に請求する権利を有する。
 - a) 社員、社員総会の権利及び義務に関係する会社の定款の各内容の修正、補充。
 - b) 会社再編。
 - c) 会社の定款に定めるその他の場合。
2. 持分の買取請求は、書面により、この条第 1 項に規定する決議、決定が採択された日から 15 日以内に会社に提出しなければならない。
3. この条第 1 項に規定する社員の請求を受領した日から 15 日以内に、会社は、価格について当該社員と合意した場合を除いて、市場価格又は会社の定款に定める方式により確定した価格でその持分を買い取らなければならない。その支払いは、買い取る持分について全額を支払ったとしても会社が各債務及びその他の財産義務を全額弁済することができるときに限り、行うことができる。
4. 会社がこの条第 3 項の規定に従って買取請求を受けた持分を清算できない場合、当該社員は、自己の持分を他の社員又は会社の社員でない者に自由に譲渡する権利を有する。

¹⁰⁶ 投資法、企業法等を修正、補充する法律（03/2022/QH15）第 7 条 2 項による修正を反映した。

第 52 条 持分の譲渡

1. この法律第 51 条 4 項、第 53 条 6 項及び 7 項に規定する場合を除き、二人以上社員有限責任会社の社員は、以下の規定に従って、自己の持分の一部又は全部を他人に譲渡する権利を有する。
 - a) 残りの各社員に対し、会社における持分に応じた割合で、同一の売却条件により持分の売却を申し出る。
 - b) 売却を申し出た日から 30 日以内に、会社の残りの各社員が購入しない又は全部購入しないときに、社員でない者に対し、この項 a 号に規定する各社員に対する売却の申出と同一の条件で譲渡する。
2. 譲渡した社員は、この法律第 48 条 2 項 b 号、c 号及び d 号に規定する買主に関する情報が完全に社員登録簿に記載されるまで、依然として会社に対し持分に対応する各権利及び義務を有する。
3. 各社員の持分の譲渡又は変更の結果、会社に社員が一人しかいなくなる場合、会社は一人社員有限責任会社の形態に従って管理し、譲渡の日から 15 日以内に企業登記の内容変更登記をしなければならない。

第 53 条 特別な場合における持分の処理

1. 個人である会社の社員が死亡した場合、当該社員の遺言による又は法定の相続人が会社の社員となる。
2. 個人である社員につき裁判所が失踪宣言をした場合、民事に関する法令の規定に従って、社員の権利の行使、義務の履行はその社員の財産管理人を通じて行われる。
3. 社員が民事行為能力の制限を受け又はこれを喪失した、行為認識制御困難となった場合、会社における当該社員の権利の行使及び義務の履行は代理人を通じて行使、履行される。
4. 以下の各場合には、社員の持分は、この法律第 51 条及び第 52 条に従って会社により買い取られ、又は譲渡される。
 - a) 相続人が会社の社員になるのを希望しない。
 - b) この条第 6 項の規定に従って贈与を受けた者が社員になるのを社員総会が承認しない。
 - c) 組織である会社の社員が解散又は破産した。
5. 個人である会社の社員が死亡したが、相続人がいない、相続人が相続の受領を拒否する、又は相続権を剥奪された場合、当該持分は民事に関する法令の規定に従って処理される。
6. 社員が会社における自己の持分の一部又は全部を他人に贈与する場合、受贈者は以下の規定に従って会社の社員となる。

- a) 受贈者が民法典の規定に従って法定相続の対象に属する場合、その者は当然に会社の社員となる。
 - b) 受贈者がこの項 a 号の規定する対象に属さない場合、その者は社員総会が承認した場合にのみ会社の社員となる。
7. 社員が債務を支払うために持分を使用する場合、弁済を受けた者は、以下のいずれかの方法により当該持分を使用する権利を有する。
- a) 社員総会の承認を得て会社の社員となる。
 - b) 当該持分をこの法律第 52 条の規定に従って売却申出し、譲渡する。
8. 個人である会社の社員が勾留され、懲役刑を執行中であり、強制麻薬中毒治療施設、矯正教育施設で行政処分を執行されている場合、その社員は他の者に委任して会社における自己の権利行使、義務履行の一部又は全部を行う。
9. 個人である社員が裁判所により会社の経営分野、業種の範囲に属する経営を行うこと、一定の業務を行うことを禁じられ、又は、商業法人である社員が裁判所により会社の経営分野、業種の範囲に属する経営を行うこと、一定の領域の活動を禁じられた場合、その社員は、その会社で裁判所の決定に従って禁じられた経営、業務を行うことができず、又は会社は裁判所の決定に関連する経営分野、業種を一時停止、終了する。

第 54 条 会社の管理組織機構

- 1. 二人以上社員有限責任会社には、社員総会、社員総会の会長、社長又は総社長を置く。
- 2. この法律第 88 条 1 項 b 号が規定する国営企業である二人以上社員有限会社及びこの法律第 88 条 1 項が規定する国営企業の子会社である二人以上有限会社は、監査役会を設置しなければならない。その他の場合は会社が決定する。
- 3. 会社は、社員総会の会長、社長又は総社長の職名を持つ法定代表者を少なくとも一人有さなければならない。会社の定款が規定しない場合、社員総会の会長が会社の法定代表者となる。

第 55 条 社員総会

- 1. 社員総会は、会社の最高決定機関であり、個人、組織である会社の社員の委任代表者を含む会社の社員全員からなる。会社の定款が社員総会の定期会合について定めるが、少なくとも毎年一回開かなければならない。
- 2. 社員総会は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 会社の発展戦略及び年次経営計画を決定する。
 - b) 定款資本の増資又は減資を決定し、出資の追加呼び込みの時点及び方法を決定し、社債発行を決定する。

- c) 会社の発展投資プロジェクト、市場の開発、マーケティング及び工業技術移転の対策を決定する。
- d) 会社が直近に公表した時点の財政報告書中に記載された財産の総額の 50 パーセント以上又は会社の定款に定めるそれよりも小さな割合若しくは価額以上の価額の借入れ、貸付け、財産売却契約及び会社定款が規定するその他の契約を採択する。
- d) 社員総会の会長の選任¹⁰⁷、免任¹⁰⁸、罷免¹⁰⁹。社長又は総社長、会計部門の長、監査役及び会社の定款に定めるその他の管理者の任命¹¹⁰、免任、罷免、契約の締結及び終了を決定する。
- e) 社員総会の会長、社長又は総社長、会計部門の長及び会社の定款に定めるその他の管理者に対する給与、報酬、賞与及びその他の利益の額を決定する。
- g) 会社の年次財政報告書、利益の使用及び分配実施計画案又は損失処理実施計画案を承認する。
- h) 会社の管理組織機構を決定する。
- i) 子会社、支店、駐在事務所の設立を決定する。
- k) 会社の定款を修正、補充する。
- l) 会社再編を決定する。
- m) 会社の解散又は破産の申立てを決定する。
- n) この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の権限及び義務を有する。

第 56 条 社員総会の会長

1. 社員総会は、一人の社員を会長に選任する。社員総会の会長は、会社の社長又は総社長を兼ねることができる。
2. 社員総会の会長は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 社員総会の議事次第及び活動計画を準備する。

¹⁰⁷ 「選任」の原文は“bầu”である。

¹⁰⁸ 「免任」の原文は“miễn nhiệm”である。幹部、公務員法“Luật cán bộ, công chức”(22/2008/QH12)は、企業法の対象への直接的適用を予定していないと思われるが、参考のため、その第 7 条 6 項に miễn nhiệm の定義がされていることを述べておく。

¹⁰⁹ 「罷免」の原文は“bãi nhiệm”である。幹部、公務員法“Luật cán bộ, công chức”(22/2008/QH12)は、企業法の対象への直接的適用を予定していないと思われるが、参考のため、その第 7 条 7 項に bãi nhiệm の定義がされていることを述べておく。

¹¹⁰ 「任命」の原文は“bổ nhiệm,”である。幹部、公務員法“Luật cán bộ, công chức”(22/2008/QH12)は、企業法の対象への直接的適用を予定していないと思われるが、その第 7 条 5 項に bổ nhiệm の定義がされていることを述べておく。

- b) 社員総会の会合又は社員からの意見聴取をするための議事次第、内容、資料を準備する。
 - c) 社員総会の会合を招集し、主宰し、議長となり、又は各社員からの意見聴取を手配する。
 - d) 社員総会の決議、決定の実施を監察する、又は監察させる。
 - d) 社員総会を代表して社員総会の各決議、決定に署名する。
 - e) この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の権限及び義務を有する。
3. 社員総会の会長の任期は会社の定款が規定するが、5 年を超えてはならず、任期の回数に制限なく再選任され得る。
4. 社員総会の会長が不在又は自己の各権限を行使し、義務を履行することができない場合、会社の定款に定める原則に従って、社員総会の会長の各権限の行使及び義務の履行を書面により一人の社員に委任しなければならない。委任を受ける社員がいない、社員総会の会長が死亡し、失踪し、勾留され、懲役刑の執行中であり、強制麻薬中毒治療施設、矯正教育施設で行政処分を執行され、居所を離れて身を隠し、民事行為能力の制限又は喪失した、行為認識制御困難となった、裁判所により職務を担当すること、経営を行うこと、一定の業務を行うことを禁じられた場合、いずれかの社員総会の構成員が残りの各社員を招集し、過半数の原則に従い、社員総会が新しい決定をするまで社員総会の会長の業務を一時的に行う社員一人を選任する。

第 57 条 社員総会の招集

1. 社員総会は、社員総会の会長の請求又はこの法律第 49 条 2 項及び 3 項に規定する社員若しくは社員のグループの請求に基づき招集される。社員総会の会長が、社員、社員グループの請求を受領した日から 15 日以内に社員総会を招集しない場合、それら社員、社員グループは社員総会を招集する。社員総会の招集及び進行の法的費用は会社が償還する。
2. 社員総会の会長又は会合招集者は、議事次第、内容、資料を準備し、社員総会の会合を招集し、主宰し、議長となる。社員は、会合の議事次第の内容の追加を書面により提案する権利を有する。提案は、以下の主要な各内容を記載しなければならない。
- a) 個人である社員については、氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号。組織である社員については、名称、企業コード又は組織の法的書類の番号、本店の住所。提案する社員又はその委任代表者の氏名、署名。
 - b) 持分割合、持分証明書が発給番号及び日付。
 - c) 会合の議事次第に加えるべき提案の内容。
 - d) 提案の理由。

3. 社員総会の会長又は会合招集者は、この条第 2 項の規定に従った内容を全て有する提案が社員総会の会合の日の遅くとも 1 営業日前までに会社の本店に送付された場合、提案及び社員総会の会合の議事次第の追加を承認しなければならない。提案が会合開始の直前に提出された場合、提案は、会合に出席している各社員の多数が賛成すれば承認される。
4. 社員総会の招集通知は、招集状、電話、ファクシミリ、電子的手段又は会社の定款が規定するその他の手段により送付することができ、社員総会の構成員ごとに直接送付する。招集通知の内容は、会合の日時、場所及び議事次第を明確にするものでなければならない。
5. 会合の議事次第及び資料は、会合の前に会社の社員に送付されなければならない。会合中に使用される、会社の定款の修正、補充に関する決定、会社の発展戦略の承認、年次財政報告書の承認、会社の再編又は解散に係る資料は、会合の遅くとも 7 営業日前までに各社員に送付されなければならない。その他の各資料の送付期限は、会社の定款の定めるところによる。
6. 会社の定款が定めないときは、この条第 1 項が規定する社員総会の会合の招集請求は、以下の主要な各内容を記載した書面によらなければならない。
 - a) 請求する社員ごとの、個人である社員については、氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号。組織である社員については、名称、企業コード又は組織の法的書類の番号。本店の住所。持分割合及び持分証明書の発給番号、日付。
 - b) 社員総会の会合の招集を請求する理由及び解決する必要がある事項。
 - c) 予定している会合の議事次第。
 - d) 請求する社員又はその委任代表者それぞれの氏名、署名。
7. 社員総会の会合の招集の請求がこの条第 6 項に規定する内容を完全に有しない場合、社員総会の会長は、請求を受けた日から 7 営業日以内に、社員総会を招集しないことについて書面により、関係する社員、社員のグループに通知しなければならない。その他の場合には、社員総会の会長は、請求を受けた日から 15 日以内に社員総会の会合を招集しなければならない。
8. 社員総会の会長がこの条第 7 項の規定に従って社員総会の会合を招集しない場合、会社及び関連を有する会社社員に生じた損害について個人責任を負う。

第 58 条 社員総会の会合の実施要件及び方式

1. 社員総会の会合は、定款資本の 65 パーセント以上を保有する社員が出席するときに実施される。具体的な割合は会社の定款の定めるところによる。
2. 一回目の会合がこの条第 1 項に規定する実施要件を満たさなかった場合で、定款に異なる規定がない場合、社員総会の会合の招集は、以下のとおり実施する。

- a) 一回目の会合の予定日から 15 日以内に、二回目の会合の招集通知を送付しなければならない。社員総会の二回目の会合は、定款資本の 50 パーセント以上を保有する社員が出席するときに行うことができる。
 - b) 二回目の社員総会の会合がこの項 a 号に規定する実施要件を満たさない場合、二回目の会合の予定日から 10 日以内に三回目の会合の招集通知を送付しなければならない。出席する社員の数、出席する社員の数により代表される定款資本の額にかかわらず、三回目の社員総会会合を行うことができる。
3. 社員、社員の委任代表者は、社員総会の会合に出席し、議決に参加しなければならない。社員総会の会合の進行方式、議決の形式は、会社の定款の定めるところによる。
4. この条に規定する要件を満たす会合が、予定された時間内に会合の議事を完了することができなかった場合、延長することができるが、延長の期間は、当該会合の開会日から 30 日を超えることはできない。

第 59 条 社員総会の決議、決定

1. 社員総会は、会合における議決、書面による意見聴取又は会社の定款に定めるその他の形式により、権限に属する各決議、決定を採択する。
2. 会社の定款に異なる規定がない場合、以下の各事項に関する決定は、社員総会の会合における議決により採択されなければならない。
- a) 会社の定款の内容の修正、補充。
 - b) 会社の発展の方向性の決定。
 - c) 社員総会の会長の選任、免任、罷免。社長又は総社長の任命、免任、罷免。
 - d) 年次財政報告書の採択。
 - d) 会社の再編、解散。
3. 会社の定款に異なる割合の規定がない場合、会合での社員総会の決議は、以下の場合において、採択される。
- a) 会合に出席する全ての社員の持分総額の 65 パーセント以上を所有する各社員が賛成する。ただし、この項 b 号に規定する場合を除く。
 - b) 会社の直近の財政報告書中に記載された財産の総額の 50 パーセント以上又は会社の定款に定めるそれよりも小さな割合若しくは価額以上の価額の財産の売却、会社の定款の修正、補充、会社の再編、解散の決議、決定については、会合に出席する社員全ての持分総額の 75 パーセント以上を有する各社員が賛成する。
4. 以下の場合において、社員は社員総会の会合に出席し、議決したものとみなす。

- a) 会合に直接出席し、議決した。
 - b) 会合に出席し、議決するよう他人に委任した。
 - c) オンライン会合、電子投票又はその他の電子的形式を通じて参加し、議決した。
 - d) 郵便、ファクシミリ、電子メールを通じて会合に議決票を送付した。
5. 書面による意見聴取の形式による社員総会の決議、決定は、定款資本の 65 パーセント以上を保有する社員が賛成した場合に採択される。具体的な割合は会社の定款の定めるところによる。

第 60 条 社員総会の会合の議事録

1. 社員総会の会合は、議事録として記録されなければならない。録音又はその他の電子的形式による記録及び保存も可能である。
2. 社員総会の会合の議事録は、会合を終結する直前に承認されなければならない。議事録には以下の主要な内容を記載しなければならない。
 - a) 会合の日時、場所。目的、議事次第。
 - b) 会合に出席した社員又は委任代表者の氏名、持分割合、持分証明書の発給番号及び日付。会合に出席しなかった社員又は委任代表者の氏名、持分割合、持分証明書の発給番号及び日付。
 - c) 討論及び議決された事項。討論された事項ごとの社員の発言意見の要約。
 - d) 議決された事項ごとの適式、不適式、賛成、不賛成、意見なし、の議決票総数。
 - d) 採択された各決定及びそれに対応する議決票数の割合。
 - e) 議事録採択に同意しない出席者の氏名及び意見内容（もしあれば）¹¹¹。
 - g) 議事録作成者及び議長の氏名、署名。ただし、この条第 3 項が規定する場合を除く。
3. 議長、議事録作成者が議事録への署名を拒否する場合、その議事録は社員総会に出席した他の社員全員が署名して、この条第 2 項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号及び e 号の規定に従った内容を全て備える場合に効力を有する。議事録には議長、議事録作成者が署名を拒否したことを明記する。議事録への署名者は社員総会議事録の内容の正確性、誠実性につき連帯して責任を負う。議長、議事録作成者は、議事録への署名拒否により生じた、会社に対する損

¹¹¹ 投資法、企業法等を修正、補充する法律（03/2022/QH15）第 7 条 3 項 a 号による修正を反映した。

害に関し、この法律、会社の定款及び関連を有する法令の規定に従って個人責任を負う¹¹²。

第 61 条 書面による意見聴取の形式による社員総会の決議、決定の採択手続

会社の定款に異なる規定がない場合、決議、決定を採択するための書面による社員の意見聴取の権限及び方式は、以下の規定に従い行われる。

1. 社員総会の会長は、権限に属する各事項に関する決議、決定を採択するため、書面により社員総会の構成員の意見を聴取することを決定する。
2. 社員総会の会長は決定が必要な内容に関して作成した各報告書、提出書の草案、決議、決定の草案及び意見聴取票を社員総会の構成員に送付する責任を有する。
3. 意見聴取票には、以下の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 名称、企業コード、本店の住所。
 - b) 社員総会の構成員の氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号、持分割合。
 - c) 意見聴取が必要な事項及び「賛成」、「不賛成」、「意見なし」の順序による回答。
 - d) 意見聴取票を会社へ送付すべき最終期限。
 - d) 社員総会の会長の氏名、署名。
4. 十分な内容が記載され、社員総会の構成員の署名があり、規定された期限内に会社へ送付された意見聴取票は適式なものとみなされる。社員総会の会長は、社員が意見を会社へ送付すべき期限が満了した日から 7 営業日以内に、開票し、報告書を作成して、開票結果、採択された決議、決定を各社員に通知しなければならない。開票結果報告書は、社員総会の会合の議事録と同等の価値を有し、以下の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 意見聴取の目的、内容。
 - b) 適式な意見聴取票を返送した社員の氏名、持分割合、持分証明書が発給番号及び日付。会社が意見聴取票の返信を受領していない、又は意見聴取票の返信を受領したが適式でなかった社員の氏名、持分割合、持分証明書の発給番号及び日付。
 - c) 意見聴取及び議決した事項。意見聴取した事項ごとの社員の意見の要約（もしあれば）。
 - d) 適式、不適式、未受領の意見聴取票の総数。議決された事項ごとの適式な賛成、不賛成、意見なし、の意見聴取票の総数。

¹¹² 投資法、企業法等を修正、補充する法律（03/2022/QH15）第 7 条 3 項 b 号による修正を反映した。

- d) 採択された決議，決定及び対応する議決票の割合。
- e) 開票者及び社員総会の会長の氏名，署名。開票者及び社員総会の会長は，開票結果報告書の内容の完全性，正確性，誠実性について連帯して責任を負う。

第 62 条 社員総会の決議，決定の効力

1. 会社の定款に異なる規定がない場合，社員総会の決議は，採択された日又は当該決議，決定に記載された効力発生日から施行効力を有する。
2. 定款資本の 100%をもって採択された社員総会の決議，決定は，決議，決定採択の手順及び手続が正しい規定に従っていない場合でも，合法であり，効力を有する。
3. 社員，社員のグループが，裁判所又は仲裁組織に対し，採択された決議，決定の取消を請求した場合，当該決議，決定は，裁判所又は仲裁組織の取消決定が法令上の効力を生じるまで引き続きこの条第 1 項が規定する施行効力を有する。ただし，権限を有する機関の決定に従った緊急暫定措置¹¹³が適用される場合を除く。

第 63 条 社長，総社長

1. 社長又は総社長は，会社の日常的な経営活動を運営する者であり，自己の権限の行使及び義務の履行に関し，社員総会に対して責任を負う。
2. 社長又は総社長は，以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 社員総会の各決議を実施する。
 - b) 会社の日常的な経営活動に関係する各事項を決定する。
 - c) 会社の経営計画及び投資実施計画案を実施する。
 - d) 会社の内部管理規則を発行する。ただし，会社の定款に異なる規定がある場合を除く。
 - d) 会社の管理者を任命，免任，罷免する。ただし，社員総会の権限に属する役職を除く。
 - e) 会社の名義で契約を締結する。ただし，社員総会の会長の権限に属する場合を除く。
 - g) 会社の組織機構実施計画案を提案する。
 - h) 年次財政報告書を社員総会に上程する。
 - i) 利益の使用及び分配又は損失処理の実施計画案を提案する。
 - k) 労働者を採用する。

¹¹³ 「緊急暫定措置」の原文は “biện pháp khẩn cấp tạm thời” である。

- l) 会社の定款，社員総会の決議，決定，労働契約が規定するその他の権限及び義務を有する。

第 64 条 社長，総社長に就任する資格及び条件

1. この法律第 17 条 2 項に規定する対象に属さない。
2. 会社の経営管理に関する専門性，経験を有し，会社の定款が規定するその他の条件を備える。
3. この法律第 88 条 1 項 b 号の規定に従った国営企業及びこの法律第 88 条 1 項が規定する国営企業の子会社については，社長又は総社長は，この条第 1 項，第 2 項が規定する各資格，条件に適合しなければならず，会社及び親会社の管理者，監査役並びに会社及び親会社の企業の持分代表者，国家持分の代表者の親族関係者であってはならない。

第 65 条 監査役会

1. 監査役会は 1 名から 5 名の監査役からなる。監査役の任期は 5 年を超えず，任期数の制限なく再任される。監査役会に 1 名の監査役しかいない場合，その監査役は，同時に監査役会の長となり，監査役会の長の資格に適合しなければならない。
2. 監査役会の長，監査役は，この法律第 168 条 2 項及び第 169 条が規定する資格及び条件に適合しなければならない。
3. 監査役会，監査役の権限，義務，責任，免任，罷免及び業務制度はこの法律第 106 条，第 170 条，第 171 条，第 172 条，第 173 条及び第 174 条の規定に従って実施する。
4. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 66 条 社員総会の会長，社長，総社長及びその他の管理者の給与，報酬，賞与及びその他の利益

1. 会社は，経営の結果及び効率性に基づき，社員総会の会長，社長又は総社長及びその他の管理者に給与，報酬，賞与及びその他の利益を支払う。
2. 社員総会の会長，社長又は総社長及びその他の管理者の給与，報酬，賞与及びその他の利益は，企業所得税に関する法令，関連を有する法令の規定に従って企業の費用に算入され，会社の年次財政報告書中で個別の項目として表記されなければならない。

第 67 条 社員総会の承認が必要な契約，取引

1. 会社と以下の各対象との間の契約，取引は，社員総会により承認されなければならない。
 - a) 社員，社員の委任代表者，社長又は総社長，会社の法定代表者。

- b) この項 a 号が規定する者の関係者。
 - c) 親会社の管理者、親会社の管理者を任命する権限を有する者。
 - d) この項 c 号が規定する者の関係者。
2. 会社の名で契約、取引を締結する者は、当該契約、取引の相手方及び当該契約、取引に関連する対象、利益について社員総会の各構成員、監査役へ通知し、契約書の案又は予定している取引の主要な内容を添付しなければならない。会社の定款に異なる規定がない場合、社員総会は、通知を受けた日から 15 日以内に、契約、取引を承認又は不承認を決定し、この法律第 59 条 3 項 a 号の規定に従って実施しなければならない。契約、取引の当事者と関係を有する社員総会の構成員は、議決の計算に算入することができない。
3. この条第 1 項及び第 2 項の規定に従わずに締結された契約、取引は裁判所の決定に従って無効となり、法令の規定に従って処理される。契約、取引を締結した者、関係する社員及び当該社員の関係者で契約、取引に参加した者は、発生した損害を賠償し、その契約、取引により得た各利益を会社に償還しなければならない。

第 68 条 定款資本の増減

1. 会社は、以下の場合に定款資本を増額することができる。
- a) 社員の出資を増額する。
 - b) 新たな社員の出資を受け入れる。
2. 社員の出資を増額する場合、増資額は各社員に対しその持分の会社の定款資本中の割合に応じて割り当てられる。社員は、自己の出資権をこの法律第 52 条の規定に従って他人に譲渡することができる。増資をしない、一部しか増資しない社員がいる場合、その社員の増資の残りの部分は、各社員に異なる合意がなければ、他の各社員に対しその持分の会社の定款資本中の割合に応じて割り当てられる。
3. 会社は、以下の場合に定款資本を減額することができる。
- a) 社員に対しその持分の会社の定款資本中の割合に応じて持分の一部を払い戻す。ただし、会社が企業設立登記の日から 2 年間以上継続して経営活動を行い、社員に払戻しをした後に各債務及びその他の各財産的義務を全額弁済することが担保されているときに限る。
 - b) この法律第 51 条の規定に基づき、会社が社員の持分を買い取る。
 - c) 定款資本が、この法律第 47 条の規定に従って、各社員により全額かつ期限どおりに払い込まれない。
4. この条第 3 項 c 号が規定する場合を除き、定款資本の増額又は減額が完了した日から 10 日以内に、会社は書面により定款資本の増減につき経営登記機関

に通知しなければならない。通知には、以下の主要な各内容を記載しなければならない。

- a) 名称、本店の住所、企業コード。
 - b) 定款資本。増額又は減額した資本額。
 - c) 増資又は減資の時点、及び形式。
 - d) 企業の法定代表者の氏名、署名。
5. この条第 4 項が規定する通知には、社員総会の決議、決定及び議事録を添付しなければならない。この条第 3 項 a 号及び b 号の規定に従って定款資本を減額する場合、直近の財政報告書を添付しなければならない。
6. 経営登記機関は、通知を受けた日から 3 営業日以内に、定款資本の増額又は減額に関する情報を更新しなければならない。

第 69 条 利益分配の条件

会社は、納税義務及び法令の規定に基づくその他の財産的義務を果たした後、利益分配後に弁済期が到来するその他の各債務及び財産的義務を確実に全額弁済できる場合に限り、各社員に利益を分配することができる。

第 70 条 払い戻した持分又は分配した利益の回収

定款資本の減額による持分の一部の払戻しがこの法律第 68 条 3 項の規定に違反する又は社員に対する利益の分配がこの法律第 69 条の規定に違反する場合、会社の社員は、会社に対し、受領した金員、その他の財産を返還しなければならない、まだ返還していない金額、財産に相当する会社の各債務及びその他の財産義務について、それらを全額返還するまで、連帯して責任を負わなければならない。

第 71 条 社員総会の会長、社長、総社長及びその他の管理者、法定代表者、監査役の責任

1. 会社の社員総会の会長、社長又は総社長、管理者、法定代表者、監査役は、以下の責任を負う。
 - a) 会社の合法的利益の最大化の確保のために、誠実、慎重、最善の方法で、権限を行使し、義務を履行する。
 - b) 会社の利益に忠実であり、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、地位、職務を濫用せず、会社の情報、ノウハウ、経営機会、その他の会社の財産を使用しない。
 - c) 自己が所有者である又は株式、持分を保有する企業、及び自己の関係者が所有者である、支配的な株式、持分を共同又は単独で保有する企業について、遅滞なく、完全に、正確に会社に通知する。

- d) 法令及び会社の定款の規定に基づくその他の責任を負う。
- 2. 社長又は総社長は、会社が弁済期の到来した各債務を全額弁済することができないときは、給与を増額し、賞与を支払うことができない。
- 3. この条第 1 項 c 号の規定に従った通知は、書面に以下の内容を記載しなければならない。
 - a) 自己が所有者である、持分又は株式を保有する企業の名称、企業コード、本店の住所；所有者の割合及び所有者になった時点、持分又は株式の割合及び取得時点¹¹⁴。
 - b) 関係者が所有者である、共同で又は単独で支配的な株式、持分を保有する企業の名称、企業コード、本店の住所。
- 4. この条第 3 項に規定する通知は、関係が発生し又は変動した日から 5 営業日以内になされなければならない。会社は、この条 3 項が規定する対象者及びその対象者と会社の契約、取引の目録を作成し、更新しなければならない。この目録は、会社の本店に保存される。会社の社員、管理者、監査役及びその委任代理人は、営業時間内に、会社の定款が規定する手順、手続に従って、この条第 3 項に規定する情報の一部又は全部を閲覧し、謄本作成し、複写する権限を有する。

第 72 条 管理者に対する訴えの提起

- 1. 会社の社員は、以下の各場合には、自己又は会社の名義で、管理者の権限、義務及び責任に違反した社員総会の会長、社長又は総社長、法定代表者及びその他の管理者に対し、民事責任を問う訴えを提起することができる。
 - a) この法律第 71 条の規定に違反した。
 - b) 与えられた権限及び義務を行使、履行しない、完全に行使、履行しない、時機に遅れて行使、履行する又は法令又は会社の定款の規定、社員総会の決議、決定に反して行使、履行する。
 - c) 法令及び会社の定款の規定に従ったその他の場合。
- 2. 訴えの提起の手順、手続は、民事訴訟に関する法令の規定に従う。
- 3. 社員が会社の名義で訴えを提起した場合の訴え提起の費用は、会社の費用として計算される。ただし、訴え提起の申立てを却下された¹¹⁵場合を除く。

第 73 条 情報の公開

¹¹⁴ 「所有者の割合及び所有者になった時点、持分又は株式の割合及び取得時点」の原文は “tỷ lệ và thời điểm làm chủ, sở hữu phần vốn góp hoặc cổ phần đó” である。

¹¹⁵ 「却下された」の原文は “bị bác” である。日本の民事訴訟における却下とは必ずしも同一の概念でないことがあり得ることに注意されたい。

この法律第 88 条 1 項 b 号の規定に従った二人以上社員有限責任会社は、この法律第 109 条 1 項 a 号、c 号、d 号及び g 号及び第 110 条の規定に従って情報公開を実施する。

第二節 一人社員有限責任会社

第 74 条 一人社員有限責任会社

1. 一人社員有限責任会社とは、一つの組織又は一人の個人（以下「会社所有者」という。）により所有される企業である。会社所有者は、会社の定款資本の範囲内で会社の債務及びその他の財産的義務について責任を負う。
2. 一人社員有限責任会社は、企業登記証明書の発給を受けた日から法人格を有する。
3. 一人社員有限責任会社は、株式会社に転換する場合を除き、株式を発行することができない。
4. 一人社員有限責任会社は、この法律及び関連を有する法律のその他の規定に従って社債を発行することができる。私募での社債発行はこの法律第 128 条及び第 129 条の規定に従う。

第 75 条 会社の設立出資

1. 企業の設立登記時の一人社員有限責任会社の定款資本は、会社所有者が出資を誓約し、会社の定款に記載された財産の総額である。
2. 会社所有者は、出資財産を運送、輸入、その財産の所有権移転のための行政手続を実施する時間を含めずに、企業登記証明書の発給を受けた日から 90 日以内に、企業の設立登記時に誓約した財産の数量、種類どおりに会社に対して財産を出資しなければならない。この期間中、会社所有者は誓約した持分に対応する権利、義務を有する。
3. この条第 2 項に規定する期限内に定款資本を全額出資しない場合、会社所有者は、定款資本を全額出資すべき最終日から 30 日以内に実際に出資した資本金の価額による定款資本の変更を登記しなければならない。この場合、所有者は、会社がこの項が規定する定款資本の変更登記を終了する日までに発生した会社の財産的義務について誓約した持分に対応する責任を負う。
4. 所有者は、この条の規定に従った定款資本を出資しない、全額出資しない、期限どおりに出資しないことにより生じた会社の財産的義務、損害について自己の財産全部により責任を負う。

第 76 条 会社所有者の権利

1. 組織である会社所有者は、以下の権利を有する。

- a) 会社の定款の内容を決定し、会社の定款を修正、補充する。
 - b) 会社の発展戦略及び年次経営計画を決定する。
 - c) 会社の管理組織機構を決定し、会社の管理者、監査役を任命、免任、罷免する。
 - d) 発展投資プロジェクトを決定する。
 - d) 市場の開発、マーケティング及び工業技術に関する対策を決定する。
 - e) 会社の直近の財政報告書中に記載された財産の総額の 50 パーセント以上の、又は会社の定款に定めるそれよりも小さな割合若しくは価額以上の価額の借入れ、貸付け、財産売却及びその他の会社の定款が規定する各契約を承認する。
 - g) 会社の財政報告書を承認する。
 - h) 会社の定款資本の増額を決定する。会社の定款資本の一部又は全部を他の組織、個人に譲渡する。社債発行を決定する。
 - i) 子会社の設立、他の会社への出資を決定する。
 - k) 会社の経営活動を監察し、評価する。
 - l) 納税義務及びその他の財産的義務を果たした後の会社の利益の使用について決定する。
 - m) 会社の再編、解散及び破産の申立てを決定する。
 - n) 会社が解散又は破産を終えた後の会社の財産価額全部を回収する。
 - o) この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の権利を有する。
2. 個人である会社所有者は、この条第 1 項 a 号、h 号、l 号、m 号、n 号及び o 号が規定する権利を有し、会社の投資、経営及び会社の内部管理を決定する。但し会社の定款が異なる規定を有する場合を除く。

第 77 条 会社所有者の義務

- 1. 会社の定款資本を全額、期限どおりに出資する。
- 2. 会社の定款を遵守する。
- 3. 会社所有者の財産と会社の財産を特定し、分別しなければならない。個人である会社所有者は、その個人及び家族の出費と会社の会長、社長又は総社長の各出費を分別しなければならない。
- 4. 会社と会社所有者との間の売買、消費貸借、賃貸借、その他の契約、取引は、契約に関する法令及び関連を有する法令のその他の規定を遵守しなければならない。
- 5. 会社所有者は、定款資本の一部又は全部を他の組織又は個人に譲渡する方法によってのみ、資本を引き出すことができる。その他の形式により会社に出資した定款資本の一部又は全部を引き出した場合、会社所有者及び関連を

有する個人、組織は、会社の各債務及びその他の財産義務について連帯して責任を負う。

6. 会社所有者は、会社が弁済期の到来した各債務及びその他の財産義務を全額弁済することができないときは、利益を引き出すことができない。
7. この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の義務を負う。

第 78 条 特別な場合における会社所有者の権利の行使

1. 会社所有者が定款資本の一部を一つ若しくは複数の他の組織、個人に譲渡、贈与し、又は会社が新たな社員を加入させた場合、会社は、対応する企業形態に従って管理し、譲渡、贈与又は新たな社員の加入の日から 10 日以内に、企業登記の内容変更登記を行わなければならない。
2. 個人である会社所有者が勾留され、懲役刑を執行中であり、強制麻薬中毒治療施設、矯正教育施設で行政処分を執行されている場合、他者に委任して会社所有者の一部又は全部の権利の行使及び義務の履行を行う。
3. 個人である会社所有者が死亡した場合、遺言による又は法定の相続人が会社所有者又は会社の社員になる。会社は、対応する企業形態に従って管理し、相続の処理が終了した日から 10 日以内に、企業登記の内容変更登記をしなければならない。個人である会社所有者が死亡したが、相続人がいない、相続人が相続の受領を拒否する又は相続権を剥奪された場合、所有者の持分は民事に関する法令の規定に従って解決される。
4. 個人である会社所有者が失踪した場合、所有者の持分は民事に関する法令の規定に従って解決される。
5. 個人である会社所有者が民事行為能力を制限され、又はこれを喪失した、行為認識制御困難となった場合、会社所有者の権利及び義務は、代理人を通じて行使、履行される。
6. 組織である会社所有者が解散又は破産した場合、所有者の持分の譲渡を受けた者が会社所有者又は社員になる。会社は、対応する企業形態に従って管理し、譲渡が完了した日から 10 日以内に、企業登記の内容変更登記をしなければならない。
7. 個人である会社所有者が裁判所により会社の経営分野、業種の範囲に属する経営を行うこと、一定の業務を行うことを禁じられ、又は、商業法人である会社所有者が裁判所により会社の経営分野、業種の範囲に属する経営を行うこと、一定の領域の活動を禁じられた場合、その個人は、その会社で裁判所の決定に従って禁じられた経営、業務を行うことができず、又は会社は裁判所の決定に関連する経営分野、業種を一時停止、終了する。

第 79 条 組織が所有する一人社員有限責任会社の管理組織機構

1. 組織が所有する一人社員有限責任会社は、以下のいずれかのモデルに従って管理され、活動する。
 - a) 会社の会長，社長又は総社長。
 - b) 社員総会，社長又は総社長。
2. この法律第 88 条 1 項が規定する国営企業が会社所有者である会社は、監査役会を設置しなくてはならない。他の場合は、会社の決定による。監査役会、監査役の組織機構、業務制度、資格、条件、免任、罷免、権利、義務、責任は、この法律第 65 条の規定に従って実施する。
3. 会社は、社員総会の会長、会社の会長、社長又は総社長の職名を持つ法定代表者を少なくとも一人有さなければならない。会社の定款に規定がない場合、社員総会の会長又は会社の会長が会社の法定代表者となる。
4. 会社の定款に異なる規定がない場合、社員総会、会社の会長、社長又は総社長の組織機構、活動、職務、権限及び義務は、この法律の規定に従う。

第 80 条 社員総会

1. 社員総会は、3 人から 7 人までの構成員からなる。社員総会の構成員は、会社所有者により任命、免任され、任期は 5 年を超えない。社員総会は、会社所有者の名義で会社所有者の権利を行使し、義務を履行し；会社の名義で社長又は総社長の権限及び義務を除く会社の各権利を行使し、義務を履行し；会社の定款、この法律及び関連を有する法令のその他の規定に従って与えられた各権限の行使及び義務の履行について法令及び会社所有者に対して責任を負う。
2. 社員総会の権限、義務及び業務制度は、会社の定款、この法律及び関係を有する法令のその他の規定に従う。
3. 社員総会の会長は、会社の定款に定める手順、手続に従って会社所有者により任命され、又は社員総会の各構成員により多数原則¹¹⁶により選任される。会社の定款に異なる規定がない場合、社員総会の会長の任期、権限及び義務は、この法律の第 56 条の規定及び関連を有するその他の規定に従う。
4. 社員総会の会合の招集権限、方式は、この法律第 57 条の規定に従う。
5. 社員総会の会合は、社員総会の構成員総数の少なくとも 3 分の 2 が出席するときに行われる。会社の定款に異なる規定がなければ、それぞれの社員総会の構成員は一票ずつ同等の価値の議決票を有する。社員総会は、書面により意見を聴取する形式により決議、決定を採択することができる。
6. 社員総会の決議、決定は、会合に出席した構成員数の 50 パーセントを超えて賛成があるとき、又は出席した構成員が所有する議決票総数の 50 パーセン

¹¹⁶ 「多数原則」の原文は “nguyên tắc đa số” である。

トを超えて賛成があるときに採択される。会社の定款の修正、補充、会社の再編、会社の定款資本の一部又は全部の譲渡については、会合に出席した構成員数の少なくとも 75 パーセントの賛成を得なければならない、又は出席した構成員が所有する議決票総数の 75 パーセント以上の賛成を得なければならない。社員総会の決議、決定は、採択された日又は当該決議中に記載された発効日から効力を生ずる。ただし、会社の定款に異なる規定がある場合を除く。

7. 社員総会の会合は、議事録に記録されなければならない、録音又はその他の電子的形式により記録及び保存することができる。社員総会の会合の議事録は、この法律第 60 条 2 項の規定に従う。

第 81 条 会社の会長

1. 会社の会長は、会社所有者が任命する。会社の会長は、会社所有者の名義で会社所有者の各権利を行使し、義務を履行し、会社の名義で社長又は総社長の権限及び義務を除く会社の権限を行使し、義務を履行する。会社の定款、この法律及び関連を有する法令のその他の規定に従って与えられた各権限の行使及び義務の履行について法令及び会社所有者に対して責任を負わなければならない。
2. 会社の会長の権限、義務及び業務制度は、会社の定款、この法律及び関連を有する法令のその他の規定に従う。
3. 会社所有者の各権利の行使及び義務の履行に関する会社の会長の決定は、会社所有者の承認を得た日から効力を生ずる。ただし、会社の定款に異なる規定がある場合を除く。

第 82 条 社長、総社長

1. 社員総会又は会社の会長は、会社の日常的な経営活動を運営させるため、5 年を超えない任期で社長又は総社長を任命又は雇用する。社長又は総社長は、自己の権限の行使及び義務の履行について法令及び社員総会又は会社の会長に対して責任を負う。社員総会の会長、社員総会のその他の構成員又は会社の会長は、社長又は総社長を兼ねることができる。ただし会社の定款に異なる規定がある場合を除く。
2. 社長又は総社長は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 社員総会又は会社の会長の決議、決定を実施する。
 - b) 会社の日常的な経営活動に関係する事項を決定する。
 - c) 会社の経営計画及び投資実施計画案を実施する。
 - d) 内部管理規則を発行する。

- d) 会社の管理者を任命、免任、罷免する。ただし、社員総会又は会社の会長の権限に属する職名を除く。
 - e) 会社の名義で契約を締結する。ただし、社員総会の会長又は会社の会長の権限に属する場合を除く。
 - g) 会社の組織機構実施計画案を提案する。
 - h) 年次財政決算報告書を社員総会又は会社の会長に上程する。
 - i) 経営における利益の使用又は損失処理の実施計画案を提案する。
 - k) 労働者を採用する。
 - l) 会社の定款、労働契約が規定するその他の権限及び義務を有する。
3. 社長又は総社長は、以下の資格及び条件を備えなければならない。
- a) この法律第 17 条 2 項に規定する対象に属さない。
 - b) 会社の経営の管理について専門性、経験を有し、及び会社の定款が規定するその他の条件を備える。

第 83 条 社員総会の構成員、会社の会長、社長、総社長及びその他の管理者、監査役の責任

- 1. 与えられた各権限の行使及び義務の履行に当たり、法令、会社の定款、会社所有者の決定を遵守する。
- 2. 会社及び会社所有者の合法的利益の最大化の確保のために、誠実、慎重、最善の方法で、与えられた各権限を行使し、義務を履行する。
- 3. 会社及び会社所有者の利益に忠実であり、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、地位、職務を濫用せず、会社の情報、ノウハウ、経営機会、会社のその他の財産を使用しない。
- 4. 自己が所有する又は支配的な株式、持分を有する企業、及び自己の関係者が所有する又は支配的な株式、持分を共同又は単独で保有する企業について、遅滞なく、完全に、正確に会社所有者に通知する。通知は会社の本店において保管される。
- 5. この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の責任を負う。

第 84 条 会社の管理者及び監査役の給与、報酬、賞与及びその他の利益

- 1. 会社の管理者及び監査役は、会社経営の結果及び効率性に従った給与、報酬、賞与及びその他の利益を享受する。
- 2. 会社所有者は、社員総会の構成員、会社の会長及び監査役の給与、報酬、賞与及びその他の利益の額を決定する。会社の管理者及び監査役の給与、報酬、賞与及びその他の利益は、企業所得税に関する法令、関連を有する法令の規定に基づき会社の費用に算入され、会社の年次財政報告書中で個別の項目として記載されなければならない。

3. 監査役の給与、報酬、賞与及びその他の利益は、会社の定款の規定に従って、会社所有者が直接支払うことができる。

第 85 条 個人が所有する一人社員有限責任会社の管理組織機構

1. 個人が所有する一人社員有限責任会社は、会社の会長、社長又は総社長を有する。
2. 会社所有者は会社の会長であり、社長又は総社長を兼務、又は雇用することができる。
3. 社長又は総社長の権限、義務は、会社の定款、労働契約の規定に従う。

第 86 条 会社と関係者との契約、取引

1. 会社の定款に異なる規定がない場合、組織が所有する一人社員有限責任会社と以下の者との間の契約、取引は、社員総会又は会社の会長、社長又は総社長及び監査役により承認されなければならない。
 - a) 会社所有者及び会社所有者の関係者。
 - b) 社員総会の構成員、会社の会長、社長又は総社長及び監査役。
 - c) この項 b 号が規定する者の関係者。
 - d) 会社所有者の管理者、その管理者を任命する権限を有する者。
2. 会社の名義で契約を締結し、取引をする者は、当該契約、取引に関係する相手方及び利益について社員総会又は会社の会長、社長又は総社長及び監査役に対して、契約書の草案又は取引の主要な内容を添付して通知しなければならない。
3. 会社の定款に異なる規定がない場合、社員総会の構成員又は会社の会長、社長、総社長及び監査役は、契約、取引の承認について通知を受けた日から 10 日以内に多数原則、一人一票の原則に従って決定しなければならない。各当事者の関係者は、議決権を有しない。
4. この条第 1 項に規定する契約、取引は、以下の各条件を完全に満たす場合に限り承認される。
 - a) 契約を締結する又は取引を実施する各当事者が、独立した法主体であり、個別の権利、義務、財産及び利益を有する。
 - b) 契約又は取引中で使用される価格が、契約の締結又は取引の実施時点の市場価格である。
 - c) 会社所有者がこの法律第 77 条 4 項に規定する義務を遵守する。
5. 契約、取引がこの条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定を満たさずに締結されたときは裁判所の決定に従って無効となり、法令の規定に従って処理される。契約、取引の当事者である契約、取引の締結者及び関係者は、当

該契約、取引の実施により発生した損害について連帯して責任を負い、取得した各利益を会社に償還しなければならない。

6. 個人により所有される一人社員有限責任会社と会社所有者又は会社所有者の関係者との間の契約、取引は、会社の個別の書類に記載され、保管されなければならない。

第 87 条 定款資本の増減

1. 一人社員有限責任会社は、会社所有者が追加投資を行う、又は他人の出資を呼び込むことにより、定款資本を増額することができる。会社所有者は、定款資本の増額の形式及び増資額を決定する。
2. 他人の出資を呼び込むことにより定款資本を増額する場合、会社は、二人以上社員有限責任会社又は株式会社の企業形態に従って管理しなければならない。会社管理の実施は以下のように行われる。
 - a) 管理が二人以上社員有限責任会社の形態で実施される場合、会社は、定款資本の変更が完了した日から 10 日以内に企業登記の内容変更を通知しなければならない。
 - b) 管理が株式会社の形態で実施される場合、この法律第 202 条の規定に従って、会社は株式会社への転換を実施する。
3. 一人社員有限責任会社は、以下の各場合に定款資本を減額する。
 - a) 会社所有者に対して持分の一部を払い戻す。ただし、会社が企業設立登記の日から 2 年間以上継続して経営活動を行い、会社所有者に持分を払戻した後に各債務及びその他の各財産的義務を確実に全額弁済できるときに限る。
 - b) 定款資本が、この法律第 75 条の規定に従って、会社所有者により全額かつ期限どおりに払い込まれない。

第四章 国営企業

第 88 条 国営企業

1. 国営企業は、有限責任会社、株式会社の形式で管理され、以下からなる。
 - a) 国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する企業。
 - b) 国家が定款資本又は議決権総数の 50 パーセントを超えて掌握する企業。
ただし、この条第 1 項 a 号が規定する企業を除く。
2. この条第 1 項 a 号が規定する国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する企業は、以下からなる。

- a) 国家経済集団¹¹⁷の親会社、国家総会社¹¹⁸の親会社、親子会社グループの親会社である、国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する一人社員有限責任会社。
 - b) 国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する独立した会社である一人社員有限責任会社。
3. この条第 1 項 b 号が規定する国家が定款資本又は議決権総数の 50 パーセントを超えて掌握する企業は、以下からなる。
- a) 経済集団の親会社、国家総会社の親会社、親子会社グループの親会社である、国家が定款資本又は議決権総数の 50 パーセントを超えて掌握する二人以上社員有限責任会社、株式会社。
 - b) 国家が定款資本又は議決権総数の 50 パーセントを超えて掌握する独立した会社である二人以上社員有限責任会社、株式会社。
4. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 89 条 国営企業に対する規定の適用

1. この法律第 88 条 1 項 a 号が規定する国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する国営企業は、一人社員有限責任会社の形式で、この章の規定及びこの法律の関連を有するその他の規定に従って管理される。この法律の規定間で相違があるときは、この章の規定を適用する。
2. この法律第 88 条 1 項 b 号が規定する国家が定款資本の 50 パーセントを超えて掌握する国営企業は、この法律第三章第一節の規定に従った二人以上社員有限責任会社又は第五章の規定に従った株式会社の形式で管理される。

第 90 条 管理組織機構

所有者代表機関¹¹⁹は、以下の二つのモデルのうち一つに基づき、一人社員有限責任会社の形式により国営企業の管理組織を決定する。

1. 会社会長、社長又は総社長、監査役会。
2. 社員総会、社長又は総社長、監査役会。

第 91 条 社員総会

1. 社員総会は、会社の名義でこの法律の規定及び関連を有する法令のその他の規定に基づいて会社の権利を行使し、義務を履行する。

¹¹⁷ 「国家経済集団」の原文は “tập đoàn kinh tế nhà nước” である。

¹¹⁸ 「国家総会社」の原文は “tổng công ty nhà nước” である。

¹¹⁹ 「所有者代表機関」の原文は “Cơ quan đại diện chủ sở hữu” である。

2. 社員総会は、会長及びその他の各構成員からなり、その数は 7 人を超えない。社員総会の構成員は、所有者代表機関により任命、免任、解職¹²⁰又は表彰、懲戒される。
3. 社員総会の会長、その他の構成員の任期は、5 年を超えないものとする。社員総会の構成員は再任されうる。一人の個人が一つの会社において 2 期を超えて社員総会の構成員に任命されることはできない。ただし、最初に任命される前に連続で 15 年を超えてその会社で働いていた場合を除く。

第 92 条 社員総会の権限及び義務

1. 社員総会は、会社が所有者である又は株式、持分を保有する会社に対し、会社の名義で、所有者、株主、社員の権利を行使し、義務を履行する。
2. 社員総会は以下の権限及び義務を有する。
 - a) 企業における経営、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法律¹²¹の規定に基づいて企業の生産、経営の各内容を決定する。
 - b) 支店、駐在事務所及び付属経理部局の設立、再編、解散を決定する。
 - c) 会社の年次の経営生産計画、市場の開発とマーケティング、工業技術の方針を決定する。
 - d) 内部会計監査活動を行い、会社内部の会計監査部局の設立を決定する。
 - d) 会社の定款、この法律、関連を有する法令のその他の規定に従ったその他の権限及び義務を有する。

第 93 条 社員総会の構成員の資格及び条件

1. この法律第 17 条 2 項が規定する対象に属さない。
2. 経営管理又は企業の活動領域、分野、業種において、専門性、経験を有する。

¹²⁰ 「解職」の原文は“cách chức”である。国営企業について規定するこの章では、「罷免」“bãi nhiệm”ではなく「解職」“cách chức”が使われている。幹部、公務員法“Luật cán bộ, công chức” (22/2008/QH12)は、企業法の対象への直接的適用を予定していないと思われるが、参考のため、その第 7 条 9 項に“cách chức”の定義がされていることを述べておく。なお、“cách chức”は免職と和訳される場合もあるが、その意味は職位、職名を免ぜられることと思われる。この意味で「降格」に近い意味もあると思われるが、上位の職位から下位の職位になることにつき、上記幹部、公務員法第 7 条 8 項では“giáng chức”という表現が当てられており、“cách chức”の結果としては、何らの職位、職名も持たない状態が想定されていると思われる。

¹²¹ 「企業における経営、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法律」の原文は“Luật quản lý, sử dụng vốn nhà nước đầu tư vào sản xuất, kinh doanh tại doanh nghiệp”であり、その法律番号は 69/2014/QH13 である。

3. 所有者代表機関の指導者、副指導者級の者；社員総会の構成員；会社の社長、副社長又は総社長、副総社長、会計部門の長；会社の監査役の親族関係者でない。
4. 構成員である企業¹²²における管理者ではない。
5. 社員総会の会長を除き、社員総会の他の構成員は、所有者代表機関の決定に従って、その会社及び他の会社の社長、総社長を兼務することができるが、他の会社は構成員である企業であってはならない。
6. 国営企業の社員総会の会長、社員総会の構成員、会長、社長、副社長又は総社長、副総社長の地位を以前に解職されたことがない。
7. 会社の定款に定められたその他の資格及び条件。

第 94 条 社員総会の構成員の免任、解職

1. 社員総会の会長とその他の構成員は、以下の各場合に免任される。
 - a) この法律第 93 条に規定する資格及び条件を満たさなくなった。
 - b) 辞職届を提出し、所有者代表機関の書面による承認を得た。
 - c) 転任、他の仕事の配属の決定を得た又は定年退職した。
 - d) 与えられた担当業務について能力が十分でない。
 - d) 健康状態が十分でない又は社員総会の構成員の職務を保つ威信が残っていない。
2. 社員総会の会長及びその他の構成員は、以下の各場合に解職される。
 - a) 会社が、年次計画の各目標、指標を達成せず、所有者代表機関の要求に従って投資資金を保全、発展せず、その客観的原因を説明できない、又は原因の説明をしても所有者代表機関の承認を得られない。
 - b) 裁判及び法的効力を有する裁判所の判決、決定で有罪を宣告される。
 - c) 権限の行使、義務の履行に当たり誠実でない、又は私利のため若しくは他の組織、個人の利益に資するために、地位、職務を濫用し、会社の財産を使用する。会社の財政状況と経営生産結果につき誠実でない報告をする。
3. 免任又は解職の決定の日から 60 日以内に、社員総会の会長及び社員総会の他の構成員、所有者代表機関は、後任者の採用、任命を審査、決定する。

第 95 条 社員総会の会長

1. 社員総会の会長は、法令の規定に従って所有者代表機関から任命される。社員総会の会長は、会社及びその他の企業の社長又は総社長を兼ねることができない。
2. 社員総会の会長は以下の権限及び義務を有する。

¹²² 「構成員である企業」の原文は “doanh nghiệp thành viên” である。

- a) 社員総会の四半期ごと及び年次の活動計画の作成。
 - b) 社員総会の会合の議事次第，内容，資料を準備し，又は社員総会の各構成員の意見を聴取する。
 - c) 社員総会の会合を招集し，主宰し，議長となる，又は社員総会の各構成員の意見の聴取を実施する。
 - d) 所有者代表機関の決定及び社員総会の決議を実施する。
 - d) 会社の戦略目標実現結果，会社の活動結果，社長又は総社長の運営管理結果を監督させ，又は直接監督し，評価する。
 - e) 法令の規定に従った会社の情報を公表，公開する。公表された情報の十分性，適時性，正確性，誠実性と体系性につき責任を負う。
3. この法律第 94 条に規定する各場合のほか，この条第 2 項に規定する権限を行使し，義務を履行できない場合，社員総会の会長は任免，解職され得る。

第 96 条 社員総会の構成員の権限及び義務

- 1. 社員総会の会合に出席し，社員総会の権限に属する各事項について討論し，提案し，議決する。
- 2. 記録簿を検査，検討，調査，筆写，謄本を作成し，会社の契約，取引，会計帳簿，財政報告書，社員総会の会合の議事録簿，その他の各文書及び資料を監視する。
- 3. 会社の定款，この法律及び関連を有する法令のその他の規定に従ったその他の権限及び義務。

第 97 条 社員総会の会長及び構成員の責任

- 1. 会社の定款，会社所有者の決定及び法令の規定を遵守する。
- 2. 会社及び国家の合法的利益の最大化の確保のために，誠実，慎重，最善の方法で，権限を行使し，義務を履行する。
- 3. 会社及び国家の利益に忠実であり，私利のため又は他の組織，個人の利益に資するために会社の地位，職務を濫用せず，会社の情報，ノウハウ，経営機会，その他の会社の財産を使用しない。
- 4. 自己が所有者である又は支配的な株式，持分を保有する企業，及び自己の関係者が所有者である又は共同若しくは単独で支配的な株式，持分を保有する企業について，遅滞なく，十分にかつ正確に企業に通知する。この通知は会社の本店に集めて保管する。
- 5. 社員総会の決議を執行する。
- 6. 以下の各行為を実施した際に個人責任を負う。
 - a) 会社の名義を悪用して法令違反行為を行う。

- b) 会社の利益に資することを目的とせずに経営又はその他の取引を行い、他の組織、個人に損害を与える。
 - c) 会社に生じる可能性がある財政危機があるときに弁済期末到来の債務を弁済する。
7. 社員総会の構成員が、他の社員総会の構成員が与えられた権限の行使及び義務の履行に当たり違反行為をしたことを発見した場合、書面により所有者代表機関に報告し、違反をした構成員に対して違反行為の終了及びその悪影響の克服を請求する責任を負う。

第 98 条 社員総会の業務制度、会合の実施要件と方式

1. 社員総会は、集団の制度に基づいて業務を行う。その権限、義務に属する事項の審査、決定のため四半期に少なくとも一回は召集される。討論を求めない事項について、社員総会は会社の定款の定めに基づき、書面による各構成員の意見聴取をすることができる。社員総会は、緊急事項の解決のため、会社所有者代表機関の請求、又は社員総会の会長、社員総会の構成員総数の 50 パーセント超、社長若しくは総社長の要請に基づいて、臨時会を招集することができる。
2. 社員総会の会長又は社員総会の会長から委任を受けた構成員は、議事次第と資料の内容の準備につき責任を負い、その社員総会の会合を招集し、主宰し、議長となる。社員総会の各構成員は、会合の議事次第について書面により提案する権限を有する。会合の内容と各資料は、社員総会の各構成員及び会合への出席を招かれた者に対し、会合日の遅くとも 3 営業日前までに送付されなければならない。会社所有者代表機関に対する会社の定款の修正、補充の提案、会社の発展の方向性の採択、年次財政報告書の採択、会社の再編と解散について使用される資料は、各構成員に対し、会合日の遅くとも 5 営業日前までに送付されなくてはならない。
3. 社員総会招集通知は、招集状、電話、ファクシミリ、電子的手段又は会社の定款が規定するその他の方法で、招集される社員総会の構成員及び会合への出席を招かれた者に対してそれぞれ直接通知される。招集通知の内容は、会合の時間と場所と議事次第の内容を明確にするものでなければならない。必要なときは、オンライン会議の形式を利用することができる。
4. 社員総会の会合は、構成員の合計数の少なくとも 3 分の 2 が参加したときに適式なものとなる。社員総会の決議は、議決に参加した社員総会の構成員総数の過半数が賛成した時に採択される。得票数が等しい場合、社員総会の会長又は社員総会の会長から会合を主宰する権限の委任を受けた者が賛成票を投じた内容が、採択される内容となる。社員総会の構成員は、自己の意見を保留し、会社所有者代表機関に提案する権限を有する。

5. 社員総会の構成員の意見を書面により聴取する場合、社員総会の構成員総数の過半数が賛成したときに、社員総会の決議は採択される。決議は、一つの書面の複数の写しを使用する方法で採択され得る。ただし、それぞれの写しに社員総会の構成員の署名が一つ以上あるときに限る。
6. 会合の内容と議事次第に基づき、必要と認めるときは、社員総会は、関係各機関、組織の権限を有する代表者を招き、会合に出席して議事次第中の具体的な各事項を討論してもらう。会合への出席を招かれた機関、組織の代表は、意見を発言する権利を有するが議決には参加しない。会合への出席を招かれた代表が発言した意見は、会合の議事録に十分に記載される。
7. 討論された事項の内容、発言された意見、議決の結果、社員総会が採択した決議、社員総会の会合の結論は、議事録に記載されなくてはならない。会合の議長と書記は社員総会の会合の議事録の正確性と誠実性につき共同で責任を負わなくてはならない。会合の終結の前に、社員総会の会合の議事録は採択されなければならない。議事録には以下の主要な内容を記載しなくてはならない。
 - a) 会合の時間、場所、目的、議事次第の内容。会に出席した構成員の名簿。討論して議決された事項。討論された事項ごとの構成員及び会合への出席を招かれた代表の発言意見の要約。
 - b) 白票の方式の適用がない場合における賛成及び不賛成の票数、白票の方式の適用がある場合の賛成、不賛成、意見なしの票数。
 - c) 採択された各決定。
 - d) 出席した構成員の氏名、署名。
8. 社員総会の構成員は、会社及び会社が定款資本の 100 パーセントを掌握する子会社の社長、副社長又は総社長、副総社長、会計部門の長及び管理者、他の企業における会社の持分代表者に対し、社員総会が定めた情報規則又は社員総会の決議に基づいて、企業の財政状況、活動状況に関する情報、資料の提供を請求する権限を有する。情報提供を請求された者は、社員総会の構成員の請求に従って遅滞なく、十分に、正確に情報、資料を提供しなくてはならない。ただし、社員総会が異なる決定をする場合は除く。
9. 社員総会は、自己の任務実現のために会社の管理、運営組織、援助部局¹²³を使用する。
10. 社員総会の活動費は、給与、手当、報酬を含めて、会社の管理費用に算入される。

¹²³ 「援助部局」の原文は “bộ phận giúp việc” である。

11. 必要がある場合、社員総会はその権限に属する各重要事項の決定の前に国内外の諮問専門家の意見聴取を行う。諮問専門家の意見聴取の費用は会社の財政管理規則の定めるところによる。
12. 社員総会の決議は、採択された日又は当該決議中に記載された発効日から効力を有する。ただし、所有者代表機関の承認を得なければならない場合を除く。

第 99 条 会社の会長

1. 会長は、法令の規定に従って所有者代表機関により任命される。会長の任期は 5 年を超えず、再任され得る。一人の個人は合計で二期を超えて任命され得ないが、最初の任命の前にその会社で連続 15 年を超えて勤務していた場合を除く。会長の資格、条件及び免任、解職される各場合は、この法律第 93 条及び第 94 条の規定に従う。
2. 会長は、企業における経営、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法律の規定に従って、会社における直接所有者代表者¹²⁴の各権利を行使し、義務を履行する。その他の権限、義務及び責任はこの法律第 92 条及び第 97 条の規定にならう。
3. 会長の給与、手当、報酬は、会社の管理費用に算入される。
4. 会長は、自己の権限を行使し、義務を履行するために、会社の管理、運営組織、援助部局を使用する。必要がある場合、会社の会長は、その権限に属する重要な事項を決定する前に、国内外の諮問専門家の意見を聴取する。諮問専門家の意見聴取費用は、会社の財政管理規則の定めるところによる。
5. この条第 2 項に規定する権限に属する決定は、書面で作成され、会長職としての署名（会長が、社長又は総社長と兼務している場合を含む）がなされなくてはならない。
6. 会社の会長の決定は、署名の日又は当該決定中に記載された発効日から効力を有する。ただし、所有者代表機関の承認を得なければならない場合を除く。
7. 会社の会長は 30 日を超えてベトナムを離れる場合、会社の会長の権限を行使し、義務を履行するため書面により他人に委任をしなくてはならない。委任は遅滞なく書面により所有者代表機関に対して通知されなくてはならない。その他の委任は、会社の内部管理規則の定めに従って実施する。

第 100 条 社長、総社長及び副社長、副総社長

¹²⁴ 「直接所有者代表者」の原文は “người đại diện chủ sở hữu trực tiếp” である。

1. 社長又は総社長は、社員総会又は会社の会長により任命され、又は所有者代表機関の承認を得た人事実施計画案に従って雇われる。
2. 社長又は総社長は、会社の日常的な各活動を運営する任務を有し、以下の権限及び義務を有する。
 - a) 会社の経営計画、経営実施計画案、投資計画を実施し、実施の結果を評価する。
 - b) 社員総会、会社の会長及び会社所有者代表機関の決議、決定を実施し、実施結果を評価する。
 - c) 会社の日常的な業務を決定する。
 - d) 社員総会又は会長が承認した会社の内部管理規則を発行する。
 - d) 会社の管理者の任命、雇用、免任、解職、労働契約終了。ただし、社員総会又は会長の権限に属する職名の者を除く。
 - e) 会社名義で契約、取引を締結する。ただし、社員総会の会長又は会長の権限に属する場合を除く。
 - g) 社員総会又は会社の会長に対し、経営計画目標の実施結果に関する四半期、年次の定期報告書、財政報告書を作成し、提出する。
 - h) 税金とその他会社の財産的義務を差し引いた後の利益の分配と使用を提案する。
 - i) 労働者を採用する。
 - k) 会社再編の実施計画案を提案する。
 - l) 法令及び会社の定款の規定に従ったその他の権限及び義務を有する。
3. 会社は、一人又は複数の副社長又は副総社長をおくことができる。副社長又は副総社長の人数、任命権限は会社の定款が規定する。副社長又は副総社長の権限及び義務は会社の定款、労働契約が規定する。

第 101 条 社長、総社長の資格、条件

1. この法律第 17 条 2 項が規定する企業管理ができない対象に属さない。
2. 経営管理又は会社の経営領域、分野、業種において、専門性、経験を有する。
3. 所有者代表機関の指導者、副指導者級の者；社員総会の構成員、会社の会長；会社の副総社長、副社長、会計部門の長；会社の監査役の親族関係者であってはならない。
4. 他の国営会社又は国営企業において、社員総会の会長、社員総会の構成員、会長、社長又は総社長、副社長、副総社長の地位を以前に解職されたことがない。
5. 他の企業の社長又は総社長を兼職しない。
6. 会社の定款に定められたその他の各資格、条件。

第 102 条 社長、総社長、会社のその他の管理者、会計部門の長の免任、解職

1. 社長又は総社長は、以下の各場合において免任される。
 - a) この法律第 101 条に規定する資格及び条件を満たさなくなった。
 - b) 休職請求届がある。
2. 社長又は総社長は以下の各場合に解職を検討される。
 - a) 企業が法令の規定に従った資本の保全をしない。
 - b) 企業が年次経営計画目標を達成しない。
 - c) 企業が法令に違反する。
 - d) 企業の新たな発展戦略及び経営計画の要求に応える十分な能力がない。
 - d) この法律第 97 条及び第 100 条に規定する管理者の各権限、義務、責任の一つにでも違反する。
 - e) 会社の定款が規定するその他の各場合。
3. 免任、解職の決定の日から 60 日以内に、社員総会又は会社の会長は、後任者の採用、任命を審査、決定する。
4. 副総社長、副社長、会社のその他の管理者及び会計部門の長の免任、解職の場合は、会社の定款が規定するところによる。

第 103 条 監査役会、監査役

1. 会社の規模を根拠に、所有者代表機関は 1 人から 5 人の監査役からなる監査役会の設置を決定し、その中には監査役会の長を有する。監査役の任期は 5 年を超えず、再任され得るが、その会社で連続 2 期を超えない。監査役会が監査役一人からなる場合には、その監査役が監査役会の長となり、監査役会の長の資格に適合しなければならない。
2. 一人の個人は同時に、4 つを超えない国営企業で監査役の長、監査役に任命され得る。
3. 監査役会の長、監査役は以下の資格及び条件を備えなければならない。
 - a) 経済、財政、会計、会計監査、法律、経営管理に関する専門分野、又は企業の経営活動と符合する専門分野に属する大学卒業以上の学歴を有し、少なくとも 3 年の職業経験がある。監査役会の長は、少なくとも 5 年の業務経験がなくてはならない。
 - b) 会社の管理者及び他の企業の管理者であってはならない。国営企業でない企業の監査役であってはならない。会社の労働者であってはならない。
 - c) 会社所有者代表機関の指導者、副指導者級の者；会社の社員総会の構成員；会社の会長、社長、総社長；副社長、副総社長及び会計部門の長；会社の他の監査役の親族関係者であってはならない。
 - d) 会社の定款に定められたその他の各資格及び条件。
4. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 104 条 監査役会の義務

1. 監査役会は以下の義務を負う。
 - a) 会社の発展戦略と経営計画の実現を監察する。
 - b) 会社の経営活動の実状、財政の実状を監察し、評価する。
 - c) 社員総会の構成員、社員総会、会社の会長、社長又は総社長の権限の行使、義務の履行を監察し、評価する。
 - d) 内部会計監査規則、不慮の事態の管理及び予防規則、報告規則、会社のその他の内部管理規則の効力及び遵守の程度を監察し、評価する。
 - d) 会計業務、会計帳簿並びに財政報告書、各添付資料及び関係する資料の内容において、合法性と体系性及び誠実性を監察する。
 - e) 会社とその関係者との契約、取引を監察する。
 - g) 大規模投資プロジェクト；売買契約、取引；大規模なその他の経営契約、取引；臨時の経営契約、取引の実施につき監査する。
 - h) この項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号、e 号及び g 号に規定する各内容について、所有者代表機関及び社員総会に対し、評価提案報告書を作成して送付する。
 - i) 所有者代表機関の請求、会社の定款の定めに従ったその他の義務を履行する。
2. 監査役に対する給与、報酬、賞与及びその他の利益は、所有者代表機関により、決定され、支払われる。
3. 政府はこの条の詳細を定める。

第 105 条 監査役会の権限

1. 社員総会の会合に出席する。正規非正規を問わず、所有者代表機関と社員総会が諮問、意見交換する会に参加する。社員総会、社員総会の構成員、会社の会長及び社長又は総社長に対して、発展投資に関する計画、プロジェクト、プログラム及び会社の運営管理におけるその他の決定について質問して説明を求める。
2. 会社の会計、報告、契約、取引に関する書類及びその他の資料を検討する。必要と認めるとき又は所有者代表機関の請求に従って、社員総会、社員総会の構成員、会社の会長及び社長又は総社長の運営管理業務を検査する。
3. 社員総会、社員総会の構成員、会社の会長、社長、副社長又は総社長、副総社長、会計部門の長とその他の管理者に対して、会社の管理及び投資、経営活動の範囲における報告と情報提供を請求する。
4. 法令及び会社の定款の規定に従い各任務を遂行するため必要と認めるとき、会社の管理者に子会社の財政の実状、経営活動の結果について報告を請求する。

5. 監査役会が与えられた各権限を行使し、義務を履行するに当たり、会計監査につき助言する任務を遂行し、直接補助する部門の設立を所有者代表機関に対して提案する。
6. 会社の定款に定めるその他の権限。

第 106 条 監査役会の業務制度

1. 監査役会の長は、監査役会の月次、四半期ごと及び年次の業務計画を作成する。各監査役に具体的な任務と業務を割り当てる。
2. 監査役は、主体的かつ独立的に割り当てられた任務と業務を実施する。必要と認める時には、計画外、割り当てられた範囲外の任務、監査業務を実施することを提案する。
3. 監査役会は、少なくとも月に 1 回会合を開き、月内検査結果を精査し、評価し、報告書を採用して所有者代表機関に提出する。引き続き行われる監査役会の活動計画を討論し採用する。
4. 監査役会の決定は、会合に出席した構成員の多数が賛成した時に採用される。採用された決定の内容と異なる各意見は、十分に、正確に記録され、所有者代表機関に報告されなくてはならない。

第 107 条 監査役の実任

1. 監査役の権限の行使及び義務の履行に当たり、法令、会社の定款、所有者代表機関の決定及び職業倫理を遵守する。
2. 国家、会社の利益及び会社における関係者の合法的利益を保護するため、誠実、慎重、最善の方法で、与えられた権限を行使し、義務を履行する。
3. 国家と会社の利益に忠実であり、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、会社の地位、職務の濫用、情報、ノウハウ、経営機会の使用、会社のその他の財産の使用をしてはならない。
4. この条が規定する責任に違反して会社に損害を与えた場合、各監査役は個人又は連帯で損害賠償責任を負う。違反の性質、程度と損害に応じて、法令の規定に従って懲戒処分、行政違反処罰又は刑事責任の追及がなされる。この条が規定する責任違反により得られた全ての収入及び利益を会社に償還する。
5. 他の監査役が与えられた権限、義務及び責任の違反をしたことを発見した場合、所有者代表機関に遅滞なく報告し、同時に当該監査役に違反行為の終了及びその悪影響の克服を請求する。
6. 以下の場合、会社の所有者代表機関、監査役及び関連を有する個人に遅滞なく報告し、同時に当該個人に違反行為の終了及びその悪影響の克服を請求する。

- a) 社員総会の構成員、会社の会長、社長又は副社長、及びその他の管理者がそれらの権限、義務及び責任に関する規定に反し、又は規定違反をするおそれがあることを発見した。
 - b) 法令違反、会社の定款又は会社の内部管理規則違反を発見した。
7. この法律及び会社定款の規定に従ったその他の責任を負う。

第 108 条 監査役会の長、監査役の免任、解職

1. 監査役会の長、監査役は以下の各場合に免任される。
 - a) この法律第 103 条に規定する監査役の資格及び条件を満たさない。
 - b) 辞職届を提出して所有者代表機関が承認する。
 - c) 所有者代表機関又はその他の権限を有する機関により、他の任務を遂行するよう割当てを受けた。
 - d) 会社の定款に定めるその他の場合。
2. 監査役会の長、監査役は以下の各場合に解職される。
 - a) 不可抗力の場合を除き、割り当てられた義務、任務、業務を連続 3 か月実施しない。
 - b) 割り当てられた義務、任務、業務を、1 年以内に完成しない。
 - c) この法律及び会社の定款が規定する監査役の長、監査役の権限、義務及び責任の多数回の違反、重大な違反。
 - d) 会社の定款の規定に従ったその他の場合。

第 109 条 定期的な情報公表

1. 会社は、会社及び所有者代表機関のウェブサイト、定期的に以下の情報を公表しなくてはならない。
 - a) 会社及び会社の定款に関する基本情報。
 - b) 全体的目標、年次経営計画の具体的な目標、指標。
 - c) 財政年度が終了した日から 150 日以内に独立会計監査組織により会計監査された年次財政報告書及びその要約。それは親会社の財政報告書及び連結財政報告書からなる（もしあれば）。
 - d) 親会社の財政報告書及び連結財政報告書（もしあれば）からなる、半期分の財政報告書及びその要約。その公開期限は毎年 7 月 31 日より前でなければならない¹²⁵。
 - d) 年次経営生産計画の実施結果の評価報告書。

¹²⁵ 投資法、企業法等を修正、補充する法律（03/2022/QH15）第 7 条 4 項による修正を反映した。

- e) 計画又は入札（もしあれば）に基づいて与えられた公益的任務とその他の社会的責任の実施結果の報告書。
 - g) 会社の管理の実情、会社組織機構に関する報告。
2. 会社管理の実情報告は、以下の各情報からなる。
- a) 所有者代表機関、所有者代表機関の指導者及び副指導者級の者に関する情報。
 - b) 専門の程度、職業経験、過去に務めた管理的地位、任命された方式、与えられた管理業務、給与、報酬、賞与及びその他の各利益の額並びに支払方法を含む会社の管理者に関する情報。会社の管理者の関係者及び利害関係の情報。
 - c) 所有者代表機関と関係を有する決定。社員総会又は会社の会長の決議、決定。
 - d) 監査役会、監査役、その活動に関する情報。
 - d) 監査機関の結論報告（もしあれば）及び監査役会、監査役の報告。
 - e) 会社の関係者、会社と関係者との契約、取引に関する情報。
 - g) 会社の定款の規定に従ったその他の情報。
3. 公表された情報は、法律の規定に従って、十分で、正確で、遅滞のないものでなければならない。
4. 法定代表者又は情報公表につき委任を受けた者は情報公表を実施する。法定代表者は、公表された情報の十分性、適時性、誠実性、正確性に責任を負わなくてはならない。
5. 政府はこの条の詳細を定める。

第 110 条 臨時の情報公表

1. 会社は、ウェブサイト、印刷物（もしあれば）、及び会社の本店、経営拠点に公に掲示する方法で、以下の出来事が発生してから 36 時間以内に臨時の情報を公表しなければならない。
- a) 会社の口座の封鎖又は封鎖後の再活動許可。
 - b) 経営活動の一部又は全部の一時停止；企業登記証明書、設立許可書、設立及び活動許可書、活動許可書又は会社の活動に関係のあるその他の許可書の回収。
 - c) 企業登記証明書、設立許可書、設立及び活動許可書、活動許可書又は会社の活動に関係のあるその他の許可書の内容の修正、補充。
 - d) 社員総会の構成員、会長、社長、副社長又は総社長、副総社長、会計部門の長、会計財政室の長、監査役会の長又は監査役の変更。
 - d) 企業の管理者に対する、規律違反の処分の決定、提訴、裁判所の判決、決定。

- e) 企業の法令違反に関する監査機関又は税務機関の結論。
 - g) 独立会計監査組織の変更の決定又は財政につき報告する会計監査の拒否。
 - h) 設立、解散、新設合併、吸収合併、子会社、支店、駐在事務所の変更の決定。その他の会社への投資、減資又は投資の撤退の決定。
2. 政府はこの条の詳細を定める。

第五章 株式会社

第 111 条 株式会社

1. 株式会社は、企業であり、
 - a) 定款資本が株式と呼ばれる均等な多数の部分に分けられている。
 - b) 株主には組織、個人がなり得る。株主は最低 3 人とし、最大数は限定しない。
 - c) 株主は、債務及びその他の企業の財産義務につき、企業に出資した額の範囲内で責任を負う。
 - d) 株主は自己の株式を他人に自由に譲渡できる権利を有する。ただし、この法律第 120 条 3 項と第 127 条 1 項の場合を除く。
2. 株式会社は、企業登記証明書の発給を受けた日から法人格を有する。
3. 株式会社は各種の株式、社債及びその他各種の証券を発行する権限を有する。

第 112 条 株式会社の資本

1. 株式会社の定款資本は、発行した各種株式の額面額の総額である。企業設立登記の際に存在する株式会社の定款資本は、購入登録されて会社の定款に記載された各種株式の額面額の総額である。
2. 発行済み株式とは、会社に対し、各株主が全額を払い込んだ引受募集対象株式である。企業設立登記の際における、発行済み株式は、各種購入登録済み株式の総数である。
3. 株式会社の引受募集対象株式は、株主総会が資本を呼び込むために発行を決定する各種株式の総数である。企業設立登記の際における株式会社の引受募集対象株式の数は、会社が資本を呼び込むために発行する各種株式の総数であり、購入登録済み株式と購入未登録株式からなる。
4. 未発行の株式とは、引受募集対象株式で、まだ払込みがされていないものである。企業設立登記の際における未発行の株式は、各種の購入未登録株式の総数である。
5. 会社は以下の各場合において、定款資本を減少させることができる。

- a) 会社が会社設立登記の日から 2 年間以上継続して経営活動を行い、株主への資本返還後も各債務及びその他の各財産義務を確実に全額弁済することができるときは、会社は、株主総会の決定に基づき、株主に対し、会社における保有割合に応じて持分の一部を返還する。
- b) 会社は、この法律第 132 条及び第 133 条の規定に従った発行済み株式の買取りを行う。
- c) 定款資本が、この法律第 113 条の規定に従って、各株主により全額かつ期限内に払い込まれない。

第 113 条 企業設立登記の際に購入登録がされた株式の払込み

- 1. 各株主は、企業登記証明書の発給を受けた日から 90 日の期限内において購入登録済み株式につき全額の払込みをしなければならない。ただし、会社の定款又は株式購入登録契約がそれと異なるより短い期限を定める場合を除く。株主が財産で現物出資をする場合、輸入した物を運送する時間、その財産の所有権移転のための行政手続を実施する時間は、この払込期限に含めて計算されない。取締役会は監察責任を負い、購入登録をした各株式につき、全額かつ期限どおりの払込みを株主に督促する。
- 2. 会社が企業登記証明書の発給を受けた日から、この条第 1 項に規定する購入登録済み株式につき払い込まなければならない最終日までの期限内においては、各株主の議決票数は、購入登録済み普通株式の数に従って計算される。ただし、会社の定款が異なる定めを有する場合を除く。
- 3. この条第 1 項に規定する期限が過ぎても、株主が購入登録済み株式につきまだ払込みしない又は一部だけ払込みした場合、以下の規定に従う。
 - a) 購入登録済み株式につきまだ払込みしていない株主は、当然に会社の株主でなくなり、他人に対して株式購入権を譲渡できない。
 - b) 購入登録済み株式の一部だけ払込みをした株主は、払い込んだ株式の数に応じて、議決権、利益配当請求権¹²⁶及びその他の各権利を有する。他人に対して、まだ払込みしていない株式購入権を譲渡できない。
 - c) まだ払込みされていない株式は、未発行の株式とみなされ、取締役会が発行権を得る。
 - d) 会社は、この条第 1 項の規定に従って購入登録済み株式の払込み期限終了の日から 30 日以内に、この期限内に払込されていない株式の発行が終了

¹²⁶ 「利益配当請求権」の原文は “quyền nhận lợi tức” である。

- した場合を除き¹²⁷、全額払込みされた株式の額面額の価額に基づき、定款資本の調整の登記と、発起株主の変更登記をしなければならない。
4. 購入登録済み株式の払込みをしていない又は全額の払込みをしていない株主は、この条第 3 項 d 号が規定する会社の定款資本変更登記の前に生じた会社の財政的義務について、購入登録済み株式の額面額の総額に応じて責任を負わなくてはならない。取締役、法定代表者は、この条第 1 項及び第 3 項 d 号の規定が実施されない又は適切に実施されないことにより発生した各損害につき連帯責任を負わなくてはならない。
 5. この条第 2 項が規定する場合を除き、払込者は購入した株式の払込を済ませた時点から株主となり、この法律第 122 条 2 項 b 号、c 号、d 号及び d 号が規定する情報が株主登録簿に記載される。

第 114 条 各種の株式

1. 株式会社は、普通株式を有さなければならない。普通株式を保有する者は普通株主という。
2. 普通株式のほかに、株式会社は優先株式を有することができる。優先株式を保有する者は優先株主という。優先株式は、以下の各種からなる。
 - a) 配当優先株式。
 - b) 償還優先株式。
 - c) 議決権優先株式。
 - d) 会社の定款及び証券に関する法定の規定に従ったその他の優先株式
3. 配当優先株式、償還優先株式及びその他の優先株式を購入することができる者は、会社の定款の規定又は株主総会の決定による。
4. 同種の株式を保有する株主は、それぞれ同等の権利、義務及び利益を有する。
5. 普通株式を優先株式に変更することはできない。優先株式は株主総会の決議に従って、普通株式に変更される場合がある。
6. 議決権のない無議決権預託証券¹²⁸発行の原資となる普通株式を原資普通株式という。無議決権預託証券は、議決権を除き、原資普通株式に相当する経済的利益と義務を有する。
7. 政府は無議決権預託証券について規定する。

第 115 条 普通株主の権利

¹²⁷ 「この期限内に払込されていない株式の発行が終了した場合」の原文は “trường hợp số cổ phần chưa thanh toán đã được bán hết trong thời hạn này” である。払込未了の株式は、本項 c 号により未発行の株式となり、それを別途発行した、という意味であると思われる。

¹²⁸ 「無議決権預託証券」の原文は “chứng chỉ lưu ký không có quyền biểu quyết” である。

1. 普通株主は以下の権利を有する。
 - a) 株主総会に参加して発言し、議決権を直接に若しくは委任代理人を通じて又は会社の定款、法令が定めるその他の形式に基づいて行使する。一つの普通株式につき一つの議決票が与えられる。
 - b) 株主総会の決定に基づいた額の配当を受領する。
 - c) 会社における株主ごとの普通株式の保有割合に応じて、優先的に新規引受募集株式を購入する。
 - d) この法律第 120 条 3 項、第 127 条 1 項の規定及び関連を有する法令のその他の規定の場合を除き、保有している株式を自由に他者に譲渡する。
 - d) 議決権を有する株主名簿¹²⁹にある氏名及び連絡住所に関する情報を検討、調査及び謄本作成し、自己の不正確な情報の修正を請求する。
 - e) 会社の定款、株主総会の会合の議事録と、株主総会の決議を検討、調査、謄本作成又は謄写する。
 - g) 会社の解散又は破産の際に、会社の株式の保有割合に応じて会社の残余財産の返還を受ける。
2. 普通株式総数の 5 パーセント以上又は会社の定款の規定に従ったそれよりも小さな他の割合を保有する株主又は株主グループは、以下の権利を有する。
 - a) 取締役会の議事録簿及び決議、決定、半期及び年次の財政報告書、監査役会の報告書、取締役会の承認が必要な契約、取引、会社の営業機密、経営機密に関連するものを除いたその他の資料を検討、調査し、謄本を作成する。
 - b) この条第 3 項に規定する場合に、株主総会の会合の招集を請求する。
 - c) 必要と認める場合、監査役会に対し、会社の管理運営活動に関わる具体的な事項ごとに検査を請求する。請求は書面によりなされなければならない。個人である株主については氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号；組織である株主については名称、企業コード又は組織の法的書類の番号、本店の住所；株主ごとの株式の数及び株式登録時点、株主グループの株式総数、会社の株式総数における保有株式の割合；検査すべき事項、検査目的。
 - d) この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の権利。
3. この条第 2 項に規定する株主又は株主グループは、以下の場合に株主総会の招集を請求する権利を有する。
 - a) 取締役会が株主の権利、管理者の義務に対して重大な違反を行い、又は与えられた権限を越えた決定をした。
 - b) 会社の定款の規定に従ったその他の場合。

¹²⁹ 「株主名簿」の原文は “danh sách cổ đông” である。

4. この条第 3 項が規定する株主総会招集請求は、書面により作成されなければならない。個人である株主については氏名、連絡住所、個人の法的書類の番号；組織である株主については名称、企業コード又は組織の法的書類の番号、本店の住所；株主ごとの株式の数及び株式登録時点、株主グループの株式総数、会社の株式総数における保有株式の割合；株主総会招集請求の根拠及び理由。総会招集請求書には、取締役会の違反、違反の程度又は権限を越えた決定に関する資料と証拠を添付しなければならない。
5. 普通株式総数 10 パーセント以上又は会社の定款の規定に従ったそれよりも小さな他の割合を保有する株主又は株主グループは、取締役会及び監査役会への人事の推薦をする権利を有する。会社の定款が異なる規定を有さない場合、取締役会と監査役会への人事の推薦は以下のとおり行われる。
 - a) 取締役会及び監査役会への人事推薦をするために結成される普通株主グループは、株主総会の開会の前に、グループの結成について、株主総会に出席する株主全員に周知しなければならない。
 - b) この条が規定する株主又は株主グループは、取締役及び監査役会の構成員の人数に応じて、株主総会の決定に従い、取締役及び監査役会の構成員の候補者として一人又は数人を推薦する権利を有する。株主又は株主グループが推薦した候補者の人数が、株主総会の決定に従って彼らが推薦可能な候補者の人数よりも少ない場合、残りの候補者は取締役会、監査役会及びその他の株主が推薦する。
6. この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の各権利を有する。

第 116 条 議決権優先株式及び議決権優先株式を保有する株主の権利

1. 議決権優先株式は、他の普通株式より多数の議決票数を有する普通株式である。一つの議決権優先株式の議決票数は会社の定款が規定する。政府から委任された組織及び発起株主だけが議決権優先株式を掌握する権利を有する。発起株主の議決権優先株式の効力は会社が企業登記証明書の発給を受けてから 3 年である。政府から委任を受けた組織の掌握する議決権優先株式の議決権及び議決権優先期間は、会社の定款が規定する。議決権優先期間終了後は、議決権優先株式は普通株式となる。
2. 議決権優先株主は、以下の各権利を有する。
 - a) 株主総会の権限に属する事項に関し、この条第 1 項に規定する議決票数で議決する。
 - b) この条第 3 項に規定する場合を除き、普通株主と同じ各権利を有する。
3. 法令上の効力を有する裁判所の判決、決定又は相続に従った譲渡の場合を除いて、議決権優先株式を保有する株主は、他人にその株式を譲渡できない。

4. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 117 条 配当優先株式及び配当優先株を保有する株主の権利

1. 配当優先株式とは、普通株式の配当又は毎年¹³⁰の安定額より高額¹³¹の配当が支払われる株式である。毎年分配される配当は、固定配当と特別配当¹³¹からなる。固定配当は会社の経営結果に左右されない。具体的な固定配当額及び特別配当の算定方法は、配当優先株式の株券に明確に記載される。
2. 配当優先株式を有する株主は以下の各権利を有する。
 - a) この条第 1 項に基づき配当を得る。
 - b) 会社の解散又は破産の際、会社が債権者及び償還優先株主への各債務の弁済を完了した後、会社における株式保有割合に応じて会社の残余財産の一部の返還を受ける。
 - c) この条第 3 項に規定する場合を除き、普通株主と同じ各権利を有する。
3. 配当優先株主は議決権及び株主総会への出席権を有さず、取締役会と監査役会への人事の推薦はできない。ただし、この法律第 148 条 6 項が規定する場合を除く。

第 118 条 償還優先株式及び償還優先株式を保有する株主の権利

1. 償還優先株式とは、償還優先株式の保有者の請求又は償還優先株式の株券に記載された条件及び会社の定款に従って、株式として出資した資本金の償還を受けられる株式である。
2. 償還優先株主は、この条第 3 項に規定する場合を除き、普通株主と同じ権利を有する。
3. 償還優先株主は、議決権及び株主総会への出席権を有さず、取締役会及び監査役会への人事の推薦はできない。ただし、この法律第 114 条 5 項及び 148 条 6 項が規定する場合を除く。

第 119 条 株主の義務

1. 購入を誓約した株式につき、全額かつ期限内に払込みをする。
2. 会社又は他者が買い取る場合を除き、普通株式として出資された資本はいかなる形式であっても会社から引き出してはならない。この項の規定に反して株主が株式として出資した資本の一部又は全部を引き出した場合、その株主と会社における関係利益を有する者は、引き出された株式の価額と発生した損害の範囲内で会社の債務及び他の財産義務に対し連帯して責任を負わなくてはならない。

¹³⁰ 「毎年¹³⁰の安定額」の原文は “mức ổn định hằng năm” である。

¹³¹ 「特別配当」の原文は cổ tức thưởng である。

3. 会社の定款及び会社の内部管理規則を遵守する。
4. 株主総会、取締役会の決議、決定を執行する。
5. 会社の定款及び法令の規定に従って会社によって提供された情報の秘密を保持する。自らの合法的権利、利益の実施及び保護のために提供された情報を使用できるのみである。会社から提供を受けた情報を他の組織、個人に拡散すること、写しを取って送付することは厳禁である。
6. この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の各義務を負う。

第 120 条 発起株主の普通株式

1. 新しく設立される株式会社は少なくとも 3 人の発起株主がいなければならない。株式会社は、国営企業、有限会社から変更され、その他株式会社から消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併される場合、発起株主は必要ない。この場合、企業登記書類における会社の定款は、その会社の法定代表者又は各普通株主の署名がなければならない。
2. 各発起株主は、会社設立登記の際に、引受募集対象普通株式の少なくとも 20 パーセントを共に購入登録しなくてはならない。
3. 企業登記証明書の発給を受けた日から 3 年以内の間、発起株主の株式は他の発起株主に自由に譲渡できるが、発起株主でない者に譲渡できるのは株主総会の承認を得た場合のみである。この場合、普通株式の譲渡を予定する発起株主は当該株式の譲渡につき株主総会で議決権を持たない。
4. この条第 3 項が規定する制限は、以下の普通株式には適用されない。
 - a) 発起株主が企業設立登記後に追加した株式。
 - b) 発起株主でない者に譲渡された株式。

第 121 条 株券

1. 株券とは、株式会社が発行する証書、帳簿¹³²又は電子データであり、会社の一つ又は複数の株式の所有権を確認するものである。株券には以下の主要な内容を記載しなければならない。
 - a) 名称、企業コード、本店の住所。
 - b) 株式の数及び株式の種類。
 - c) 一つの株式の額面金額と株券に記載される株式の額面総額。
 - d) 個人である株主の氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号。組織である株主の名称、企業コード又は組織の法的書類の番号、本店の住所。
 - d) 会社の法定代表者の署名。
 - e) 会社の株主登録簿における登録番号と株券の発行日。

¹³² 「帳簿」の原文は *bút toán ghi sổ* である。

- g) 優先株式の株券については、この法律第 116 条、第 117 条及び第 118 条の規定に従ったその他の各内容。
- 2. 会社の発行した株券の内容及び形式上の誤りがあっても、その株券保有者の権利と利益は影響を受けない。会社の法定代表者はその誤りにより生じた損害につき責任を負う。
- 3. 株券が紛失、破損又はその他の形式により破棄された場合、その株主は会社に申請して株券の再発行を受けることができる。株主の申請書には以下の内容を記載しなければならない。
 - a) 紛失、破損又はその他の形式により破棄された株券の情報。
 - b) 株券再発行により発生する紛争に対して責任を負うことの誓約。

第 122 条 株主登録簿

- 1. 株式会社は、企業登記証明書の発給を受けたときから、株主登録簿を作成して保管しなければならない。株主登録簿は、会社の株主の株式保有に関する情報を記載した紙の書面、電子データで作成することができる。
- 2. 株主登録簿には以下の主要な内容を記載しなければならない。
 - a) 会社の名称、本店の住所。
 - b) 引受募集対象株式の総数、種類及び種類ごとの数。
 - c) 発行された種類ごとの株式の数、出資された株式資本の価額。
 - d) 個人である株主の氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号。組織である株主の名称、企業コード又は組織の法的書類の番号、本店の住所。
 - d) それぞれの株主の種類ごとの株式の数、株式登録の日。
- 3. 株主登録簿は本店又は株主登録簿保管の職務を行う他の組織で保管する。株主は、株主登録簿記載の株主の名称、連絡住所を検査、調査又は謄本作成、筆写する権利がある。
- 4. 株主が連絡住所を変更する場合、株主登録簿を更新するため、遅滞なく会社に通知しなければならない。会社は、株主が連絡住所変更を通知しないために株主に連絡できないことの責任を負わない。
- 5. 会社は、会社の定款の規定に基づく関連を有する株主の要請に従って、株主登録簿上の株主を遅滞なく更新しなければならない。

第 123 条 株式の引受募集

- 1. 株式の引受募集とは、会社が、定款資本を増加させるために、引受募集対象株式の数、種類を増加させることである。
- 2. 株式の引受募集は、以下の形式の一つに従って実施することができる。
 - a) 現在の株主に対する株式引受募集。

- b) 株式の私募¹³³。
- c) 株式の公募¹³⁴。
- 3. 株式の公募、大衆会社¹³⁵及びその他の組織の株式の引受募集は、証券に関する法令の規定に従って実施する。
- 4. 会社は、株式の発行期間が終了した日から 10 日以内に、定款資本の変更登記をする。

第 124 条 現在の株主に対する株式の引受募集

- 1. 現在の株主に対する株式の引受募集とは、会社が引受募集対象株式の数、種類を増加させ、その株式全部を、会社における現在の株式保有割合に従って株主全員に発行する場合である。
- 2. 大衆会社でない株式会社の現在の株主に対する株式の引受募集は、次のとおり実施する。
 - a) 会社は書面により、株式購入登録期限終了日の遅くとも 15 日前に、株主登録簿上の連絡住所へ確実に届く方式で株主に通知しなければならない。
 - b) 通知には、個人である株主については氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号；組織である株主については名称、企業コード又は組織の法的書類の番号、本店の住所；会社における株主が現在有している株式の数及び保有割合；引受募集予定株式の総数及び購入権を得た株主の株式数；株式の引受募集価格；購入登録の期限；会社の法定代表者の氏名、署名がなければならない。通知には、発行会社の株式購入登録票の見本が添付されなくてはならない。株式購入登録票が会社に対して通知に従った期限内に送付されない場合は、その株主は優先購入権を得なかったものとみなされる。
 - c) 株主は、他者に自己の株式優先購入権を譲渡する権利を有する。
- 3. 株主及び優先購入権の譲渡を受けた者が引受募集予定株式の総数を全て購入登録しなかった場合、取締役会は、それらの残余引受募集対象株式を、各

¹³³ 「株式の私募」の原文は“chào bán cổ phần riêng lẻ”である。直訳すると「株式の個別引受募集」となる。

¹³⁴ 「株式の公募」の原文は“chào bán cổ phần ra công chúng”である。

¹³⁵ 「大衆会社」の原文は“công ty đại chúng”である。「公開会社」と訳されることもあるが、日本の公開会社と異なる概念であり得ることに注意されたい。その定義は、証券法 (54/2019/QH14) 第 32 条 1 項 a 号、b 号が規定しており、それによれば「株式会社で、①定款資本が 300 億ドン以上で、かつ、議決権付き株式総数の最小で 10 パーセントがマジョリティ出資をしていない少なくとも 100 人の投資家によるもの、②同法第 16 条 1 項が規定する国家証券委員会への登録を通じて新規株式公募実施に成功したもの、のうちの条件を満たす」ものが大衆会社となる。

株主に対する引受募集を行った条件より有利でない条件で会社の株主及びその他の者に対して発行する権限を有する。ただし、株主総会が異なる承認をする又は証券に関する法令が異なる規定を有する場合を除く。

4. 株式は、全額が払い込まれ、この法律第 122 条 2 項に規定する購入者の情報が株主登録簿に記載されたとき、発行済みとみなされる。その時から、株式購入者は会社の株主になる。
5. 株式が全額払い込まれた後、会社は購入者に株券を発行して交付する。株券を交付しない場合、この法律第 122 条 2 項に規定する株主の情報は、会社においてその株主の株式所有権の真正を確認するために株主登録簿に記載される。

第 125 条 株式の私募

1. 大衆会社ではない株式会社の株式の私募は以下の各条件に適合しなければならない。
 - a) マスメディアを通じた引受募集をしない。
 - b) 専業証券投資家を含めない 100 人未満の投資家への引受募集、又は専業証券投資家のみに対する引受募集である。
2. 大衆会社ではない株式会社は、以下の規定に従って株式の私募を行う。
 - a) 会社はこの法律の規定に従って株式の私募の実施計画案を決定する。
 - b) 株主は、この法律第 124 条 2 項の規定に従って株式優先購入権を行使する。ただし、会社の吸収合併、新設合併の場合を除く。
 - c) 株主及び株式優先購入権の譲渡を受けた者が全て引き受けない場合、残りの株式は、株式の私募の計画案に従って、株主に対する募集条件よりも有利でない条件で他の者に発行される。ただし、株主総会が異なる承認をする場合を除く。
3. この条に従って株式を引き受けた外国投資家は、投資法の規定に従って株式購入に関する手続きを実施しなければならない。

第 126 条 株式の発行

取締役会は株式発行の時点、方法及び価格を決定する。株式の発行価格は発行時点における市場価格又は直近の時点における株式帳簿¹³⁶に記載された株式の価額を下回らない。ただし、以下の場合を除く。

1. 発起株主でない者に対し、初めて発行する株式。
2. 会社における現在の株式保有割合に従って株主全員に対し、発行する株式。

¹³⁶ 「株式帳簿」の原文は “sổ sách của cổ phần” である。

3. 仲介者又は保証人に対し、発行する株式。この場合において、具体的な割引金額又は割引率は、会社の定款が異なる定めをする場合を除き、株主総会の承認を得なければならない。
4. 会社の定款又は株主総会決議がその他の場合及びそれらの場合における割引額を規定する場合。

第 127 条 株式の譲渡

1. 株式は、この法律第 120 条 3 項に規定する場合及び会社の定款が株式の譲渡を制限する定めを有する場合を除き、自由に譲渡できる。会社の定款が株式の譲渡を制限する規定を有する場合、当該株式の株券にその旨が明記されているときのみ、その規定は効力を有する。
2. 譲渡は、契約又は証券市場の取引により行われる。契約による譲渡の場合、譲渡文書には、譲渡者と被譲渡者又はその委任を受けた代理人が署名しなくてはならない。証券市場での取引の場合、譲渡の手順、手続は証券に関する法令に従って実施する。
3. 個人である株主が死亡した場合、株主の遺言による、又は法定の相続人が会社の株主となる。
4. 個人である株主が死亡したが相続人がいない、相続人が相続の受領を拒否した、又は相続権を剥奪された場合、その株主の株式は民事に関する法令の規定に従って解決する。
5. 株主は、会社における自己の株式の一部又は全部を他の個人、組織に贈与する権利、債務の返済のため株式を使用する権利を有する。贈与を受ける、又は株式による債務返済を受ける個人、組織は、会社の株主になる。
6. この条に規定する各場合において株式を受領した個人、組織は、この法律第 122 条 2 項に規定する情報が株主登録簿に完全に記載された時点から会社の株主になる。
7. 会社は、会社の定款の規定に基づき、関連を有する株主の請求に従って、請求を受領してから 24 時間以内に株主登録簿の株主変更登録をしなければならない。

第 128 条 社債の私募

1. 大衆会社ではない株式会社は、この法律の規定及び関連を有する法令のその他の規定に従って社債の私募を行う。大衆会社、その他組織の社債の私募及び社債の公募は証券に関する法令の規定に従って実施する。

2. 大衆会社ではない株式会社の社債の私募は、証券専門投資家を含めない 100 人未満の投資家に対するマスメディアを通じない引受募集であり、以下の私募による購入対象者の条件に適合しなければならない¹³⁷。
 - a) 転換社債¹³⁸及び新株引受権付社債¹³⁹の私募について、戦略的投資家¹⁴⁰。
 - b) 転換社債、新株引受権付社債及びその他の種類の社債の私募について、証券専門投資家。
3. 社債の私募をする大衆会社でない株式会社は、以下の条件に適合しなくてはならない。
 - a) 会社は、引受募集をした社債の元金及び利息をその期限までに全額支払い済みである、又は会社がその社債引受募集の前 3 年連続で債務を全額支払っている（もしあれば）。ただし、選択された金融機関¹⁴¹である債権者に対する社債発行である場合を除く。
 - b) 発行直前の年の財政報告書が監査されている。
 - c) 法令の規定に従って、活動中の財政安全比率、安全保障比率に関する条件を保障する。
 - d) 関連を有する法令が規定するその他の条件。

第 129 条 社債の引受募集及び譲渡の手順、手続

1. 会社はこの法律の規定に従って社債の引受募集の実施計画案を決定する。
2. 会社は、社債購入登録をした投資家に引受募集の前に情報を公表し、証券取引局に対して社債引受募集の予定日の少なくとも 1 営業日前までに引受募集を通知する。
3. 会社は、社債を購入した投資家に引受募集結果に関する情報を公表し、引受募集の結果を、社債の引受募集の終了日より 10 日以内に証券取引局に通知する。

¹³⁷ 本条文は理解が容易とは言えない構造になっており、その文言上からは複数の理解の仕方が可能に思われるが、結論的には戦略的投資家と証券専門投資家以外の投資家は大衆会社以外の株式会社の社債を私募にて購入できないと解されているようである。なお、本法が採択された第 14 期国会第 9 会期国会の開始時に提出された本法の最終草案では、本条文に相当する条文が、大衆会社以外の株式会社の社債を私募にて購入できるのは戦略的投資家と証券専門投資家であることをよりシンプルに規定していた。

¹³⁸ 「転換社債」の原文は“trái phiếu chuyển đổi”である。議定 163/2018/NĐ-CP の第 4 条 4 号に定義が規定されている。

¹³⁹ 「新株引受権付社債」の原文は“trái phiếu kèm theo chứng quyền”である。議定 163/2018/NĐ-CP の第 4 条 6 号に定義が規定されている。

¹⁴⁰ 「戦略的投資家」の原文は“Nhà đầu tư chiến lược”である。証券法（54/2019/QH14）第 4 条 17 項に定義が規定されている。

¹⁴¹ 「選択された金融機関」の原文は“tổ chức tài chính được lựa chọn”である。

4. 私募により発行された社債は、この法律第 128 条 2 項が規定する社債の私募の対象に関する条件に適合する投資家間で譲渡ができる。ただし、法令上の効力を有する裁判所の判決、決定、効力を有する仲裁組織の判断又は法令の規定に従った相続に従って実施する場合を除く。
5. この法律の規定及び証券法の規定に基づき、政府は社債の種類、私募による社債の発行の書類、手順、手続及び取引；情報の公表；国際市場への社債発行に関する詳細を規定する。

第 130 条 社債の私募の決定

1. 会社は、以下の規定に従って社債の私募を決定する。
 - a) 株主総会が、転換社債、新株引受権付社債につき、社債の種類、総額及び引受募集時点を決定する。会社の社債私募に関する決議を採択する議決についてはこの法律第 148 条の規定に従って実施する。
 - b) 会社の定款が異なる定めをしない場合にこの項 a 号が規定する場合を除き、取締役会は社債の種類、社債の総額及び引受募集時点を決定する権限を有するが、直近の会合において株主総会に報告しなくてはならない。報告には、社債の引受募集に関する資料及び書類が添付されなければならない。
2. 社債から株式への転換が終了した日から 10 日以内に、会社は定款資本の変更登記を実施する。

第 131 条 株式、社債の購入

株式会社の株式、社債は、ベトナムドン、自由に両替ができる外貨、金、土地使用権、知的財産権、工業技術、技術ノウハウ、会社の定款に定めるその他の財産で購入されることができ、支払いは一括でなくてはならない。

第 132 条 株主の請求に基づく株式の買取り

1. 会社再編又は会社の定款に定める株主の権利、義務の変更に関する決議に賛成しない票を投じた株主は、自己の株式の買取りを会社に請求することができる。請求は書面によらなければならない。株主の氏名、住所、種類ごとの株式の数、売却予定価格及び会社を買取りを請求する理由を明記しなければならない。請求書は、株主総会がこの項に規定する諸事項に関する決議を採択した日から 10 日以内に、会社へ送付されなければならない。
2. 会社は、この条第 1 項に規定する株主の請求に基づき、請求を受けた日から 90 日以内に、市場価格又は会社の定款に定める方式により算定された価格で株式を買い取らなければならない。価格について合意に至らない場合、関係者は価格査定組織に価格決定を依頼することができる。会社は、株主が選択

するために最低 3 つの価格査定組織を紹介し、株主の選択をもって最終決定とする。

第 133 条 会社の決定に基づく株式の買取り

会社は、以下の規定に従って、発行済普通株式総数の 30 パーセントを超えない範囲の普通株式、発行済み配当優先株式の一部又は全部を買取る権利を有する。

1. 取締役会は、12 か月の期限内に、それまでに発行済みの種類ごとの株式総数の 10 パーセントを超えない買取りを決定する権利を有する。その他の場合の株式の買取りは株主総会が決定するものとする。
2. 取締役会は、株式の買取価格を決定する。普通株式の場合、買取価格は、この条第 3 項に規定する場合を除き、買取りの時点の市場価格を上回ってはならない。その他の種類の株式の場合、会社の定款に定めがなく又は会社と関連を有する株主との間に異なる合意がなければ、買取価格は市場価格を下回ってはならない。
3. 会社は、それぞれの株主から会社における株式保有割合に応じた株数を、以下の手順、手続に従って買取ることができる。
 - a) 会社の株式の買取決定は、決定が採択された日から 30 日以内に株主全員に確実に届く方式により通知されなければならない。通知書には、会社の名称、本店の住所、買取株式の総数、買取株式の種類、買取価格又は買取価格の確定方法、支払の手続及び期限、会社への株式の売却の手続及び期限を記載しなければならない。
 - b) 株式の売却に同意した株主は、自己の株式の売却同意書を、通知の日から 30 日以内に会社へ確実に届く方式により送付しなければならない。売却同意書には、個人である株主については氏名、連絡住所、個人の法的書類の番号；組織である株主については名称、企業コード又は組織の法的書類の番号、本店の住所；保有している株式の数、売却に同意する株式の数；支払方法；株主又はその法定代表者の署名がなければならない。会社は、上記の期限内のみに株式のみを買取る。

第 134 条 買取りされる株式の支払いと処理の条件

1. 会社は、買取りされた株式の支払いを行った直後においても会社が各債務及びその他の財産義務を確実に全額支払うことができる場合に限り、この法律第 132 条及び第 133 条の規定に従って買取りされる株式の支払を行うことができる。
2. この法律第 132 条及び第 133 条の規定により買い取られる株式は、この法律第 112 条 4 項の規定に従って、未発行の株式とみなされる。会社は、株式買

取りの支払いを完了した日から 10 日以内に、会社がい取った各株式の額面額の総額に応じて定款資本を減資しなければならない。ただし、証券に関する法令が異なる規定を有する場合を除く。

3. 買取りされた株式の所有権を確認する株券は、当該株式が全額支払われた後、直ちに廃棄されなければならない。取締役会の会長及び社長又は総社長は、株券を廃棄しない又は廃棄を遅延したことによる損害について、連帯して責任を負わなければならない。
4. 買取りされた株式の支払いの完了後、会計帳簿に記録される会社の財産の総額が 10 パーセントを超えて減少したときは、会社は、買取りされた株式の支払いを完了した日から 15 日以内に、債権者全員に対し、その旨を通知しなければならない。

第 135 条 配当の支払

1. 優先株式に対する配当の支払いは、各種優先株式に個別に適用される条件に従って行われる。
2. 普通株式に対して支払われる配当は、実現された純利益及び会社に留保された利益を財源として引き出される配当支払のための金額に基づき確定される。株式会社は、以下の各条件を満たす場合においてのみ、普通株式の配当を支払う。
 - a) 会社が法令の規定に従って、納税義務及びその他の各財政義務を完全に履行した。
 - b) 法令及び会社の定款の規定に従って、会社の各基金への積立及び過去の赤字額の補てんを行った。
 - c) 配当を支払った直後においても、会社が、弁済期の到来した各債務及びその他の財産義務を確実に全額支払う。
3. 配当は、現金、会社の株式又は会社の定款が規定するその他の財産で支払うことができる。現金で支払う場合は、ベトナムドンによらなければならない、法令が規定する決済方式に従う。
4. 配当は、株主総会の年次総会が終結した日から 6 か月以内に全額支払われなければならない。取締役会は、毎回の配当支払より遅くとも 30 日前までに、配当を受ける株主の名簿を作成し、株式ごとの配当額、支払期限及び支払形式を確定する。配当支払の通知書は、配当の支払より遅くとも 15 日前までに、株主登録簿に登録された住所に宛てて、株主に確実に届く方式により送付される。通知には、以下の内容を記載しなくてはならない。
 - a) 会社の名称、会社の本店の住所。
 - b) 個人である株主の氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号。

- c) 組織である株主の名称、企業コード又は組織の法的書類の番号、本店の住所。
 - d) 株主の種類ごとの株式の数、それぞれの株式に対する配当額及びその株主が受け取ることができる配当の総額。
 - d) 配当支払の時点と方式。
 - e) 取締役会の会長及び会社の法定代表者の氏名、署名。
5. 株主名簿の作成が完了してから配当の支払いまでの間に、株主が自己の株式を譲渡する場合、譲渡者が会社からの配当を受け取る。
6. 株式により配当を支払う場合、会社は、この法律第 123 条、第 124 条及び第 125 条の規定に基づく株式の引受募集の手続を行わない。会社は、配当の支払いを完了した日から 10 日以内に、配当支払のために用いた各株式の額面額の総額に応じて、定款資本の増額を登記しなくてはならない。

第 136 条 買取りされた株式の支払金又は配当の回収

買取りされる株式の支払いがこの法律第 134 条 1 項に違反し又は配当の支払いがこの法律第 135 条の規定に違反した場合、各株主は、受け取った金額及びその他の財産を会社へ払い戻さなければならない。株主が会社へ払い戻さない場合、全取締役は、払い戻しをしない株主に支払った金額及び財産の価額の範囲内で、会社の各債務及びその他の財産義務に対し、連帯して責任を負わなければならない。

第 137 条 株式会社の管理組織機構

1. 株式会社は、証券に関する法令に異なる規定がある場合を除き、以下の二つのモデルのうち一つに基づき、管理組織を選択し、活動する権利を有する。
- a) 株主総会、取締役会、監査役会及び社長又は総社長。株式会社の株主が 11 人未満であり、各株主が会社の株式総数の 50 パーセント未満を保有する組織である場合、監査役会の設置は強制ではない。
 - b) 株主総会、取締役会及び社長又は総社長。この場合、取締役の少なくとも 20 パーセントが独立取締役¹⁴²でなければならない。また、取締役会に直属する会計監査委員会¹⁴³がなくてはならない。会計監査委員会の組織機構、職務、任務は会社の定款又は取締役会が発行する会計監査委員会の活動規則が規定する。
2. 会社に法定代表者が一人しかいない場合、取締役会の会長又は社長若しくは総社長が会社の法定代表人となる。定款に規定がない場合、取締役会の会

¹⁴² 「独立取締役」の原文は “thành viên độc lập” である。

¹⁴³ 「会計監査委員会」の原文は “Ủy ban kiểm toán” である。

長が会社の法定代表者となる。会社に二人以上の法定代表者がいる場合、取締役会の会長及び社長若しくは総社長は当然に会社の法定代表者となる。

第 138 条 株主総会の権限及び義務

1. 株主総会は、議決権を持つ株主全員からなる株式会社の最高決定機関である。
2. 株主総会は、以下の権限及び義務を有する。
 - a) 会社の発展の方向付けを採択する。
 - b) 引受募集対象株式の種類及び種類ごとの株式総数を決定する。株式の種類ごとの毎年の配当額を決定する。
 - c) 取締役、監査役を選任、免任、罷免する。
 - d) 会社の定款が異なる割合又は価額を規定する場合を除き、会社の直近の財政報告書に記録されている財産の総額の 35 パーセント以上の価額を有する財産の投資、売却を決定する。
 - d) 会社の定款の修正、補充を決定する。
 - e) 年次財政報告書を採択する。
 - g) 各種発行済み株式総数の 10 パーセントを超える買取りを決定する。
 - h) 会社及び会社の株主に損害を与えた取締役、監査役の違反を検討し、処分する。
 - i) 会社の再編、解散を決定する。
 - k) 取締役会、監査役会の予算又は報酬、賞与及びその他の利益の総額を決定する。
 - l) 内部管理規則；取締役会、監査役会の活動規則を承認する。
 - m) 会社の活動の監査を実施する独立会計監査会社¹⁴⁴の予算を承認する；独立会計監査会社が会社の活動の検査を実施することを決定する；必要がある場合に独立会計監査員¹⁴⁵を罷免する。
 - n) この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の権限及び義務を有する。

第 139 条 株主総会

1. 株主総会は、年次総会¹⁴⁶を毎年一回開催する。年次総会のほか、株主総会は臨時に開催することができる。株主総会の会合地は議長が会合に出席する場所であり、ベトナムの領土内でなければならない。

¹⁴⁴ 「独立会計監査会社」の原文は “công ty kiểm toán độc lập” である。

¹⁴⁵ 「独立会計監査員」の原文は “kiểm toán viên độc lập” である。

¹⁴⁶ 「年次総会」の原文は “Đại hội đồng cổ đông thường niên” である。

2. 株主総会は、会計年度が終了した日から 4 か月以内に年次総会を開催しなければならない。会社の定款に異なる規定がある場合を除き、必要がある場合に取締役会は年次総会の期限を延長する決定をするが、会計年度が終了した日から 6 か月を超えない。
3. 年次総会では、以下の各事項を討論し、決議する。
 - a) 会社の年次経営計画。
 - b) 年次財政報告。
 - c) 取締役会及び取締役ごとの管理及び活動結果に関する取締役会の報告。
 - d) 会社の経営結果、取締役会、社長又は総社長の活動結果に関する監査役会の報告。
 - d) 監査役会及び監査役の活動結果の自己評価の報告。
 - e) 種類ごとの各株式に対する配当額。
 - g) 権限に属するその他の事項。

第 140 条 株主総会の会合の招集

1. 取締役会は、株主総会の年次総会及び臨時総会を招集する。取締役会は、以下の場合に、臨時総会を招集する。
 - a) 取締役会が、会社の利益のために必要があると認めた。
 - b) 取締役、監査役会の構成員の数が、法令に定める最小の人数より少なくなった。
 - c) この法律第 115 条 2 項に規定する株主又は株主グループの請求がある。
 - d) 監査役会の請求がある。
 - d) 法令及び会社の定款の規定に従ったその他の各場合。
2. 会社の定款が異なる規定をする場合を除き、取締役会は、取締役がこの条第 1 項 b 号が規定する場合になった日又は同項 c 号及び d 号に規定する招集請求を受けた日から 30 日以内に、株主総会の会合を招集しなければならない。取締役会が規定に従った株主総会の会合の招集を行わない場合、取締役会の会長及び各取締役は会社に生じた損害を賠償しなければならない。
3. 取締役会がこの条第 2 項の規定に従った株主総会の会合を招集しない場合、その後 30 日以内に、監査役会は、この法律の規定に従って、取締役会に代わって株主総会の会合を招集する。監査役会が規定に従って株主総会の会合を招集しない場合、監査役会は会社に生じた損害を賠償しなければならない。
4. 監査役会がこの条第 3 項の規定に従って株主総会の会合を招集しない場合、この法律第 115 条 2 項が規定する株主又は株主グループは、この法律の規定に従って、会社を代表して株主総会の会合を招集する権利を有する。
5. 株主総会招集者は以下の業務を実施しなければならない。
 - a) 会合への出席権を有する株主名簿の作成。

- b) 株主名簿に係る情報の提供、申し立てられた不服の解決。
 - c) 総会の議事次第と内容の作成。
 - d) 総会資料の準備。
 - d) 会合の予定内容に基づく株主総会決議案の作成。取締役、監査役を選任する場合における各候補者の名簿及び詳細情報。
 - e) 会合の日時と場所の確定。
 - g) この法律に従った会合への出席権を有する各株主への招集通知の送付。
 - h) 会合のためのその他の業務。
6. この条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する株主総会の会合の招集及び実施の費用は会社から償還される。

第 141 条 株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿

1. 株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿は、会社の株主登録簿に基づいて作成される。株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿は、会社の定款がより短期の期間を定めていなければ、株主総会の会合の招集通知を送付する日の 10 日より前に作成してはならない。
2. 株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿には、個人である株主については氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号；組織である株主については名称、企業コード又は組織の法的書類の番号、本店の住所；種類ごとの株式の数、株主ごとの株主の登録番号及び日付を記載しなければならない。
3. 株主は、株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿に記載されている株主の名称、連絡住所の検査、調査、謄本作成、筆写；株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿中の自己に関する誤った情報の修正又は必要な情報の補充を請求する権利を有する。会社の管理者は、株主登録簿の情報を遅滞なく提供し、株主の請求に従って誤った情報を修正、補充し；請求に従って株主登録簿の情報を提供しない、又は時機に後れて、不正確に提供したことにより発生した損害を賠償する責任を負わなければならない。株主登録簿の情報提供請求の手順、手続は会社の定款の規定に従って実施する。

第 142 条 株主総会の会合の議事次第及び内容

1. 株主総会の会合を招集する者は、会合の議事次第、内容を準備しなければならない。
2. この法律第 115 条 2 項に規定する株主又は株主のグループは、株主総会の会合の議事次第に入れるべき事項を提案する権利を有する。提案は、書面により開会日の遅くとも 3 営業日前に会社に提出しなければならない。ただし、会社の定款が異なる期限を規定する場合を除く。提案には、株主の氏名、株

主の株式の種類ごとの数、議事次第に入れるべき提案事項を明記しなければならない。

3. 株主総会の会合の招集者がこの条第 2 項に規定する提案を拒否した場合、遅くとも株主総会会合の開会の 2 営業日前に、書面で理由を明記して回答しなければならない。株主総会の会合の招集者は以下の場合の一つに属する場合にのみ、提案を拒否できる。
 - a) 送付された提案がこの条第 2 項の規定どおりではない。
 - b) 提案事項が株主総会の決定権限に属さない。
 - c) 会社の定款の規定に従ったその他の場合
4. 株主総会の会合を招集した者は、この条第 3 項に規定する場合を除き、この条第 2 項に規定する提案を承認し、予定している議事次第に入れなければならない。提案は、株主総会の承認を得たときに正式に会合の議事次第及び内容に追加される。

第 143 条 株主総会の会合への招集

1. 株主総会の会合を招集した者は、出席権を有する株主の名簿中の株主全員に対し、会社の定款がより長い期間を規定していなければ、開会日の遅くとも 21 日前までに招集通知を送付しなければならない。招集通知には、企業の名称、本店の住所、企業コード；株主の氏名、連絡住所；会合の日時及び場所；会合の出席者に対する諸要請を記載しなければならない。
2. 招集通知は、株主の連絡住所に確実に届く方式により送付し、会社のウェブサイト上に掲載する。必要と認めるときは、会社の定款に従って、中央又は地方の日刊新聞に掲載する。
3. 招集通知には以下の各資料を添付しなければならない。
 - a) 会合の議事次第、会合で使用する各資料及び会合の議事次第中の事項ごとの決議案。
 - b) 議決票。
4. 会社がウェブサイトを持する場合、この条第 3 項に規定する会合への招集通知の添付資料の送付は、会社のウェブサイト上に掲載することで替えることができる。この場合、招集通知には、資料の場所、ダウンロードの方法を明記しなければならない。

第 144 条 株主総会の会合への出席権の行使

1. 株主、組織である株主の委任代表者は、会合に直接出席し、あるいは書面により一人若しくは複数の個人、組織に対して会合への出席を委任し、又はこの条第 3 項に規定するいずれかの形式による出席をすることができる。

2. 株主総会の会合への出席を代理する個人、組織への委任は書面によらなければならない。委任文書は民事に関する法令の規定に従い、委任を受けた個人、組織の名称及び委任を受けた株式数を明記しなければならない。株主総会の会合への出席の委任を受けた個人、組織は、会合場所に入る前に出席を登録する際に委任状を提示しなければならない。
3. 株主は、以下の場合に株主総会の会合に出席し、議決をしたものとみなす。
 - a) 会合に直接出席し、議決をした。
 - b) 会合に出席し、議決するよう他の個人、組織に委任した。
 - c) オンライン会議、電子投票又はその他の電子的形式により出席し、議決をした。
 - d) 郵便、ファクシミリ、電子メールにより会合に議決票を送付した。
 - d) 会社の定款の規定に従ったその他の方法で議決票を送付した。

第 145 条 株主総会の会合の実施要件

1. 株主総会の会合は、議決票総数の 50 パーセントを超えて代表する株主が出席したときに行うことができる。会社の定款は具体的な割合を規定する。
2. 一回目の会合がこの条第 1 項に規定する実施要件を満たさない場合、会社の定款に異なる定めがなければ、一回目の会合の予定日から 30 日以内に二回目の会合の招集通知を送付しなければならない。株主総会の二回目の会合は、議決票総数の 33 パーセント以上を代表する株主が出席するときに行うことができる。会社の定款は具体的な割合を規定する。
3. 二回目の会合がこの条第 2 項に規定する実施要件を満たさない場合、会社の定款に異なる定めがなければ、二回目の会合の予定日から 20 日以内に三回目の会合の招集通知を送付しなければならない。第三回目の株主総会の会合は、出席する株主の議決票総数にかかわらず、株主総会を行うことができる。
4. 株主総会が決定した場合に限り、この法律第 142 条¹⁴⁷の規定に従って招集通知に添付して送付された議事次第を変更することができる。

第 146 条 株主総会の会合における進行及び議決の方式

会社の定款に異なる規定がない場合、株主総会の会合及び議決は以下のとおり進行する。

1. 会合の開会前に、株主総会の会合への出席登録を行わなければならない。
2. 議長、書記及び開票委員会の選任は、次のとおり規定される。

¹⁴⁷ 原文ママであるが、誤記であり、第 143 条が正しい可能性がある。2014 年企業法にも本項と同じ規定が同法第 141 条 4 項にあり、同項は 2014 年企業法第 139 条を引用しているが、それは本法 143 条と同じ条文タイトルで内容も似通っている。

- a) 取締役会の会長は、取締役会が招集した株主総会の会合の議長となる、又は他の取締役委任して議長とする。会長が欠席する又は一時的に職務能力を失っている場合、取締役会の残りの構成員がそのうち一人を多数原則に従って会合の議長に選任する。議長を選任することができない場合、監査役会の長が、株主総会に会合の議長を選任させ、最多得票者が会合の議長となる。
 - b) この条 a 号が規定する場合を除き、株主総会の会合の招集に署名した者が、株主総会に会合の議長を選任させ、最多得票者が会合の議長となる。
 - c) 議長は、一人又は複数の会合の書記となる者を選定する。
 - d) 株主総会は会合の議長の提案により一人又は複数の開票委員会に入る者を選任する。
3. 会合の議事次第及び内容は、株主総会の開会時に採択されなければならない。議事次第は、会合の議事次第の内容中の事項ごとの時間を特定しなければならない。
 4. 議長は、会合を秩序立てて、採択された議事次第のとおり、会合の出席者の多数の希望を反映して進行するために必要かつ合理的な各措置を取る権限を有する。
 5. 株主総会は議事次第の内容中の事項ごとに討論し、議決をする。議決は、賛成、不賛成、意見なしの議決票で進められる。開票の結果は議長が会合の終了直前に公表する。ただし、会社の定款が異なる規定を有する場合を除く。
 6. 会合が開会した後には到着した株主又は会合への出席の委任を受けた者は、依然として登録を受けることができ、登録の直後から議決に参加する権利を有する。この場合、その前に既に議決された内容の効力は変わらない。
 7. 株主総会の会合を招集した者、又は議長は以下の各権限を有する。
 - a) 会合の出席者全員に検査又はその他の合法的、合理的な安全のための各措置を受けるよう請求する。
 - b) 権限を有する機関に会合の秩序維持を請求する。議長の運営権に従わない者、故意に秩序を乱す者、会合の平常な進行を妨害する者又は安全検査の請求に従わない者を株主総会の会合から退去させる。
 8. 議長は、以下の各場合には、会合への出席登録者の数が十分な株主総会の会合をその開会予定日から最大で 3 営業日を超えない範囲で日時を延期し、又は会合の場所を変更する権限を有する。
 - a) 会合の場所に会合の出席者全員が座るのに十分な椅子がない。
 - b) 会合の場所の情報通信設備が、会合に出席する株主が討論し、議決をするのに適当でない。

- c) 会合の出席者が妨害し、秩序を乱し、会合を公平、合理的に進行することができないおそれがある。
- 9. 議長が株主総会の会合をこの条第 8 項の規定に反して延期し又は一時停止する場合、株主総会は、議長を交替させて終了時まで会合を運営するため、会合の出席者からその他の者一人を選任する。当該会合で採択された各決議はすべて等しく施行効力を有する。

第 147 条 株主総会決議の採択の形式

1. 株主総会は、会合において議決し、又は書面により意見を聴取する形式により権限に属する決議を採択する。
2. 会社の定款に異なる規定がない場合、以下の各事項に関する株主総会決議は、株主総会の会合で議決をする形式により採択されなければならない。
 - a) 会社の定款の各内容の修正、補充。
 - b) 会社の発展の方向付け。
 - c) 株式の種類及び種類ごとの株式総数。
 - d) 取締役及び監査役会の構成員の選任、免任、罷免。
 - d) 会社の直近の財政報告書中に記載された財産の総額の 35 パーセント以上の価額の財産の投資又は財産の売却決定。ただし、定款が異なる割合又は価額を規定する場合を除く。
 - e) 年次財政報告書の採択。
 - g) 会社の再編、解散。

第 148 条 株主総会決議の採択要件

1. 以下の内容に関する決議は、会合に出席して議決権を行使した株主全員の議決票総数の 65 パーセント以上を代表する株主が賛成したときに採択される¹⁴⁸。ただし、この条第 3 項、第 4 項及び第 6 項が規定する場合を除く。具体的な割合は会社の定款の規定による。
 - a) 株式の種類及び種類ごとの株式総数。
 - b) 経営分野、業種及び領域の変更。
 - c) 会社の管理組織機構の変更。
 - d) 会社の直近の財政報告書中に記載された財産の総額の 35 パーセント以上の価額の財産の投資又は財産の売却の計画。ただし、定款が異なる割合又は価額を規定する場合を除く。
 - d) 会社の再編、解散。

¹⁴⁸ 投資法、企業法等を修正、補充する法律（03/2022/QH15）第 7 条 5 項による修正を反映した。

- e) 会社の定款が規定するその他の各事項。
2. この条第 1 項, 第 3 項, 第 4 項及び第 6 項に規定する場合を除き, 決議は, 会合に出席して議決権を行使した株主全員の議決票総数の 50 パーセントを超えて保有する株主が賛成したときに採択される。具体的な割合は会社の定款の規定による¹⁴⁹。
 3. 会社の定款が異なる規定を有する場合を除き, 取締役及び監査役会の構成員の選任議決は累積投票方式により行われ, それぞれの株主は保有する株式総数に選任される取締役又は監査役の数に乗じた議決票総数を有し, 株主は, 自己の票の総数の全部又は一部を一人又は複数の候補者に投票する権利を有する。取締役又は監査役会の構成員への当選者は, 最多得票の候補者から順に会社の定款に定める構成員の数に達するまで, 得票数の多寡に従って確定される。最後の取締役又は監査役会の構成員に対して得票数が等しい候補者が 2 人以上いる場合, 得票数が等しい候補者について再投票を行い又は選挙規則若しくは会社の定款の規定する指標に従って選択する。
 4. 書面による意見聴取の形式により決議を採択する場合, 株主総会決議は, 議決権を有する株主全ての議決票総数の 50 パーセントを超えて保有する株主が賛成したときに採択される。具体的な割合は会社の定款の規定による。
 5. 株主総会の決議は, 採択された日から 15 日以内に株主総会の会合に出席する権利を有する株主に通知しなければならない。会社がウェブサイト有する場合, 決議の送付は会社のウェブサイト上の掲載により代替することができる。
 6. 優先株式を所有する株主に不利となる内容変更に関する株主総会決議は, 会合に出席した同種の優先株主の保有するその優先株式総数の 75 パーセント以上が賛成する, 又は書面による意見聴取の形式により決議を採択する場合は同種の優先株主が保有するその優先株式総数の 75 パーセント以上が賛成する場合のみに, 採択される。

第 149 条 株主総会の決議採択のために書面により株主の意見を聴取する権限及び方式

会社の定款に異なる規定がない場合, 株主総会の決議採択のために書面により株主の意見を聴取する権限及び方式は, 以下の規定に従って実施する。

1. 取締役会は, 会社の利益のために必要であるとき, 株主総会の決定を採択するために書面により株主の意見を聴取する権限を有する。ただし, この法律第 147 条 2 項が規定する場合を除く。

¹⁴⁹ 投資法, 企業法等を修正, 補充する法律 (03/2022/QH15) 第 7 条 5 項による修正を反映した。

2. 取締役会は、意見の聴取票、株主総会の決議案、決議案の各説明資料を準備し、議決権を有する株主全員に対し、会社の定款がより長い期間を規定していなければ、遅くとも意見聴取票を返送すべき期限の 10 日前に送付する。意見聴取票を送付する株主の名簿の作成は、この法律第 141 条 1 項項及び 2 項の規定に従って行う。意見聴取票及び添付資料の請求及び送付の方法は、この法律第 143 条の規定に従う。
3. 意見聴取票には、以下の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 企業の名称、本店の住所、企業コード。
 - b) 意見聴取の目的。
 - c) 個人である株主については氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号；組織である株主については名称、企業コード又は組織の法的書類の番号、本店の住所、又は組織である株主の代表者の氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号；種類ごとの株式の数及び株主の議決票数。
 - d) 採択するために意見聴取が必要な事項。
 - d) 賛成、不賛成及び意見なし、からなる議決の実施計画案。
 - e) 回答済みの意見聴取票を会社に返送すべき期限。
 - g) 取締役会の会長の氏名、署名。
4. 株主は回答済みの意見聴取票を以下の規定に従って郵便、ファクシミリ又は電子メールで会社に返送することができる。
 - a) 郵便により送付する場合、回答済みの意見聴取票には、個人である株主、組織である株主の委任代表者又は法定代表者の署名がなければならない。会社に返送する意見聴取票は密閉された封筒に入れられ、いかなる者も開票前に開封することはできない。
 - b) ファクシミリ又は電子メールにより送付する場合、ファクシミリ又は電子メールにより会社に返送された意見聴取票は、開票の時点まで秘密に保管されなければならない。
 - c) 意見聴取票の内容中で特定された期限後に会社に返送された各意見聴取票、又は郵便により送付された場合に開封された若しくはファクシミリ若しくは電子メールにより送付された場合に漏洩されたものは適式ではない。返送されなかった意見聴取票は、議決に参加しない票とみなす。
5. 取締役会は、監査役会又は会社の管理職でない株主の立会、監察の下で開票を行い、議決票調査簿を作成する。議決票調査簿は以下の主要な内容を記載しなければならない。
 - a) 企業の名称、本店の住所、企業コード。
 - b) 目的、決議を採択するために意見聴取が必要な各事項。

- c) 議決に参加した株主の数、議決票総数、そのうち適式な議決票数及び適式でない議決票数の内訳及び議決の送付方式。議決に参加した株主の名簿は議決票調査簿に添付する。
- d) 事項ごとに賛成、不賛成、意見なしの投票数。
- d) 採択された事項及び議決票の割合。
- e) 取締役会の会長、開票監察者及び開票者の氏名、署名。
取締役会の構成員、開票者及び開票監察者は、議決票調査簿の誠実性、正確性について連帯して責任を負い、不誠実、不正確な開票により採択された各決定から発生した損害について連帯して責任を負わなければならない。
- 6. 議決票調査簿及び決議は、開票が終了した日から 15 日以内に各株主に送付しなければならない。会社がウェブサイトを経営する場合、議決票調査簿及び決議の送付は会社のウェブサイト上に掲載することにより替えることができる。
- 7. 回答済みの意見聴取票、議決票調査簿、採択された決議及び意見聴取票に添付して送付された各関係資料は会社の本店で保存されなければならない。
- 8. 書面により株主の意見を聴取する形式により採択された決議は、株主総会の会合で採択された決議と同等の価値を有する。

第 150 条 株主総会の会合の議事録

- 1. 株主総会の会合は、議事録に記録されなければならないが、録音又はその他の電子的形式により記録及び保管することができる。議事録は、ベトナム語により作成されなければならないが、外国語を併記することができ、以下の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 企業の名称、本店の住所、企業コード。
 - b) 株主総会の会合の日時及び場所。
 - c) 会合の議事次第及び内容。
 - d) 議長及び書記の氏名。
 - d) 会合の進行及び会合の議事次第の内容中の事項ごとの株主総会で発言された各意見の要約。
 - e) 会合に出席した株主数及び議決票総数。会合に出席した株主、株主の代理人の名簿並びにそれぞれの株式数及び議決票数は議事録に添付する。
 - g) 議決された事項ごとの議決票総数、その議決の方式、適式、不適式、賛成、不賛成及び意見なしの議決票総数の明記。会合に出席した株主の議決票総数に対する割合。
 - h) 採択された事項及び議決票の割合。
 - i) 議長及び書記の氏名、署名。

議長、書記が議事録への署名を拒否する場合でも、取締役会の他の全ての構成員が署名し、この項の規定に従った内容を全て備える場合は、その議事録は効力を有する。議事録には議長と書記が署名を拒否したことを明記する。

2. 株主総会の会合の議事録は、会合を終結する前に作成され、承認されなければならない。
3. 会合の議長及び書記、又は議事録に署名した他の者は、議事録の内容の誠実性、正確性について連帯して責任を負う。
4. 議事録はベトナム語及び外国語で作成することができ、同等の法的効力を有する。ベトナム語及び外国語の議事録の内容に相違点がある場合、ベトナム語の議事録中の内容が適用される。
5. 株主総会の会合の議事録は、会合が終了した日から 15 日以内に株主全員に送付しなければならない。議決票調査簿¹⁵⁰の送付は、会社のウェブサイト上に掲載することにより替えることができる。
6. 株主総会の会合の議事録、会合に出席登録した株主の名簿、採択された決議及び会合への招集通知に添付して送付された関係資料は、会社の本店で保存されなければならない。

第 151 条 株主総会の決議の取消請求

株主総会の決議、会合の議事録又は株主総会の意見聴取の議決票結果調査簿を受領した日から 90 日以内に、この法律第 115 条 2 項に規定する株主、株主のグループは、以下の場合には、株主総会の決議又は決議の内容の一部の審査、取消しを裁判所又は仲裁組織に対して請求する権利を有する。

1. 株主総会の会合の招集及び決定発出の手順、手続につき、この法律及び会社の定款の規定の重大な違反があった。ただし、この法律の第 152 条 2 項に規定する場合を除く。
2. 決議の内容が法令又は会社の定款に違反する。

第 152 条 株主総会の決議の効力

1. 株主総会の決議は、採択された日又は当該決議中に記載された効力発生時点から効力を生ずる。
2. 議決権付き株式総数の 100 パーセントにより採択された株主総会の決議は合法であり、会合招集及び決議採択の手順、手続が法令及び会社の定款の規定に違反したときでも、直ちに効力を生ずる。

¹⁵⁰ 「議決票調査簿」 “biên bản kiểm phiếu” と記載されていることは原文ママ。

3. 株主、株主のグループがこの法律第 151 条の規定に従って株主総会の決議の取消を裁判所又は仲裁組織に対し請求した場合でも、当該各決議は、裁判所、仲裁組織による当該決議の取消決定が効力を有するまで、依然として施行効力を有する。ただし、権限を有する機関の決定に従って緊急暫定措置が適用される場合を除く。

第 153 条 取締役会

1. 取締役会は、会社の管理機関であり、会社の名義で決定し、会社の各権利を行使し、義務を履行する全権を有する。ただし、株主総会の権限に属する権利及び義務を除く。
2. 取締役会は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 会社の中期発展戦略、計画及び年次経営計画を決定する。
 - b) 株式の種類及び種類ごとの引受募集対象株式の総数を提案する。
 - c) 種類ごとの引受募集対象株式の数の範囲内で、未発行株式の発行を決定する；他の形式による出資の呼び込みを決定する。
 - d) 会社の株式及び社債の発行価格を決定する。
 - d) この法律第 133 条 1 項及び 2 項の規定に従った株式の買取りを決定する。
 - e) 法令の規定に従った権限及び限度の範囲内で、投資実施計画案及び投資プロジェクトについて決定する。
 - g) 市場の開発、マーケティング及び工業技術に関する対策を決定する。
 - h) 会社の定款が異なる割合又は価額を規定する場合、及びこの法律第 138 条 2 項 d 号、第 167 条 1 項及び 3 項の規定に従った株主総会決定権限に属する契約、取引の場合を除き、会社の直近の財政報告書中に記載された財産の総額の 35 パーセント以上の価額の売買、消費貸借及びその他の契約、取引を承認する。
 - i) 取締役会の会長を選任、免任、罷免する。社長又は総社長及び会社の定款が規定する他の重要な管理者と契約を任命、免任、契約を締結し、契約を終了させる。これらの管理者の給与、報酬、賞与及びその他の利益の額を決定する。他の会社の社員総会又は株主総会に出席する委任代表者を選定する。これらの者の報酬及びその他の利益の額を決定する。
 - k) 会社の日常的な経營業務運営について、社長又は総社長及びその他の管理者を監察、指導する。
 - l) 会社の組織機構、内部管理規則を決定し、子会社、支店、駐在事務所の設立及び他の企業への出資、株式の購入を決定する。
 - m) 株主総会が決議を採択するために、株主総会の会合の議事次第、資料の内容を決裁し、株主総会の会合を招集し、又は意見を聴取する。
 - n) 年次財政決算報告書を株主総会に上程する。

- o) 支払うべき配当額を提案し；配当支払又は経営の過程で発生した損失の処理の期限及び手続を決定する。
 - p) 会社の再編，解散を提案する。破産を申し立てる。
 - q) この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の権限及び義務。
3. 取締役会は，会合で議決し，書面により意見を聴取し，又はその他の会社の定款が規定する形式により決議，決定を採択する。取締役はそれぞれ議決票を一票有する。
4. 取締役会が採択した決議，決定が法令，株主総会決議，会社の定款の規定に反し，会社に損害を与えた場合，当該決議，決定の採択に賛成した各構成員は，当該決議，決定について連帯して個人責任を負い，会社に対し損害を賠償しなければならない。上記決議，決定の採択に反対した構成員は，責任を免除される。この場合，会社の株主は，裁判所に対し上記決議，決定の実施の中止又は取消を請求する権利を有する。

第 154 条 取締役の任期及び人数

1. 取締役会は 3 人以上 11 人以下の取締役を有する。会社の定款は取締役の数を具体的に定める。
2. 取締役の任期は 5 年を超えないが，回数制限なく再任されることができる。一人の個人は連続 2 期を超えない範囲で一つの会社で取締役会の独立取締役に選出される。
3. 取締役全員の任期が終了した場合，当該取締役は，新たな取締役が選任され，業務を引き継ぐまで，引続き取締役会の構成員である。ただし，会社の定款に異なる規定がある場合を除く。
4. 会社の定款は，取締役会の独立取締役の数，権限，義務，活動の実施及び協働の方法を具体的に規定する。

第 155 条 取締役の組織機構，資格及び条件

1. 取締役は，以下の資格及び条件を備えなければならない。
 - a) この法律第 17 条 2 項に規定する対象に属さない。
 - b) 経営管理又は会社の経営する領域，分野，業種について専門性，経験を有し，必ずしも会社の株主でなくてもよい。ただし，会社の定款に異なる規定がある場合を除く。
 - c) 会社の取締役は，同時に他の会社の取締役であってもよい。
 - d) この法律第 88 条 1 項 b 号の規定に従った国営企業及びこの法律第 88 条 1 項の規定に従った国営企業の子会社について，取締役は，会社の社長又は総社長及びその他の管理者の親族関係者であってはならず，親会社の管理

- 者、親会社の管理者を任命する権限を有する者の親族関係者であってはならない。
2. この法律第 137 条 1 項 b 号に規定する独立取締役は、証券に関する法令に異なる規定がある場合を除き、以下の各資格及び条件を備えなければならない。
 - a) 会社、会社の親会社又は会社の子会社のために業務を行っている者でない。少なくともその直前¹⁵¹の 3 年間に会社、会社の親会社又は子会社のために業務を行ったことがある者でない。
 - b) 取締役として規定に基づき享受する補助的な手当を除き、会社から給与、報酬を得ている者でない。
 - c) 会社の大株主の配偶者、実父母、養父母、実子、養子、実兄弟姉妹を有する者でない。会社又は会社の子会社の管理者でない。
 - d) 会社の議決権付き株式総数の少なくとも 1 パーセントを直接又は間接に保有する者でない。
 - d) 少なくともその直前の 5 年間に会社の取締役会、監査役会の構成員であったことがある者でない。ただし、2 期連続で任命された場合を除く。
 3. 独立取締役は、この条第 2 項に規定する資格及び条件を満たさなくなったときは取締役会に通知しなければならず、資格及び条件を満たさなくなった日から当然に独立取締役ではなくなる。取締役会は、独立取締役が資格及び条件を満たさなくなったことを直近の株主総会の会合で、又は株主総会の会合を招集して通知し、独立取締役の通知を受けた日から 6 か月以内に当該独立取締役の後任者を選任しなければならない。

第 156 条 取締役会の会長

1. 取締役会の会長は、全ての取締役の中から、取締役会が選任、免任、罷免する。
2. 大衆会社及びこの法律第 88 条 1 項 b 号が規定する株式会社については、取締役会の会長は社長又は総社長を兼ねることができない。
3. 取締役会の会長は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 取締役会の議事次第、活動計画を作成する。
 - b) 取締役会の会合の議事次第、内容、資料を準備し、取締役会の会合を招集、主宰して議長を務める。
 - c) 取締役会の決議、決定を採択させる。
 - d) 取締役会の各決議、決定の実施過程を監察する。
 - d) 株主総会の会合で議長を務める。
 - e) この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の各権限及び義務。

¹⁵¹ 独立取締役になる直前という意味であろう。

4. 取締役会の会長が不在又は自己の任務を遂行することができない場合、会社の定款に定める原則に従って、取締役会の会長の各権限の行使及び義務の履行を他の取締役の一人に書面により委任しなければならない。委任を受けた者がいない、又は取締役会の会長が死亡し、失踪し、勾留され、懲役刑を執行中であり、強制麻薬中毒治療施設、矯正教育施設で行政処分を執行され、居所を離れて身を隠し、民事行為能力を制限若しくは喪失した、行為認識制御困難になった、裁判所により職務を担当すること、経営を行うこと、一定の業務を行うことを禁じられた場合、残りの取締役はそのうち一人を取締役会が新しい決定をするまで取締役会の会長の地位を務める者を多数の賛成の原則に従って選任する。
5. 必要と認めるときは、取締役会は、会社の書記を任命することができる。会社の書記は、以下の権限及び義務を有する。
 - a) 株主総会、取締役会の会合の招集を補佐し、会合の各議事録を作成する。
 - b) 取締役会が与えられた権限を行使し、義務を履行することを補佐する。
 - c) 取締役会が会社の管理原則を適用し、実施することを補佐する。
 - d) 会社が株主との関係を構築し、株主の権利、合法的利益を保護することを補佐する。会社が情報の提供、情報の公開及び行政手続に関する各義務を遵守することを補佐する。
 - d) 会社の定款に従ったその他の権限及び義務を有する。

第 157 条 取締役会の会合

1. 取締役会の会長は、当該取締役会の選挙が終了した日から 7 営業日以内に行われる取締役会の最初の会合で選任される。この会合は、選任の際に最多数又は最多割合の票を得た取締役が招集し、主宰する。選任の際に最多数又は最多割合の票を得た取締役が複数いる場合、彼らのうち一人を各取締役が多数決の原則に従って取締役会を招集する者として選任する。
2. 取締役会の会合は少なくとも四半期に 1 回開催し、臨時会を開催することもできる。
3. 取締役会の会長は、以下のいずれかの場合には、取締役会の会合を招集する。
 - a) 監査役会又は独立取締役の要請があるとき。
 - b) 社長若しくは総社長又は少なくとも 5 人のその他の管理者の要請があるとき。
 - c) 少なくとも 2 人の取締役の要請があるとき。
 - d) 会社の定款が規定するその他の各場合。
4. この条第 3 項に規定する要請は書面により、目的、取締役会の権限に属する討論及び決定すべき事項を明記しなければならない。

5. 取締役会の会長は、この条第 3 項に規定する要請を受けた日から 7 営業日以内に、取締役会の会合を招集しなければならない。要請に従った取締役会の会合を招集しない場合、取締役会の会長は会社に生じた諸損害について責任を負わなければならない。要請をした者は、取締役会の会長に替わって取締役会の会合を招集する権限を有する。
6. 取締役会の会長又は取締役会の会合を招集する者は、会社の定款に異なる規定がなければ、遅くとも会合の 3 営業日前に会合の招集通知を送付しなければならない。会合の招集通知は、会合の日時及び場所、議事次第、討論及び決定する各事項を具体的に特定しなければならない。会合の招集通知には、会合で使用する各資料及び取締役の議決票を添付しなければならない。

取締役会の会合の招集通知は、招待状、電話、ファクシミリ、電子的手段又は定款が規定するその他の方法により送付されるが、それぞれの取締役が会社に登録した連絡住所に確実に届かなければならない。
7. 取締役会の会長又は招集者は、会合の招集通知及び各添付資料を各監査役にも取締役と同様に送付する。

監査役は、取締役会の各会合に出席する権限を有し、討論する権限を有するが議決をすることはできない。
8. 取締役会の会合は、取締役総数の 4 分の 3 以上が出席するときに実施することができる。この項に従って招集された会合に出席する取締役が規定の数に満たない場合、一回目の会合の予定日から 7 日以内に二回目の招集をする。ただし、定款がより短い期間を規定する場合を除く。この場合、取締役の過半数が出席するときに会合を実施することができる。
9. 取締役は、以下の場合に会合に出席し、議決をしたものとみなされる。
 - a) 会合に直接出席し、議決をした。
 - b) この条第 11 項の規定に従って会合への出席及び議決を他人に委任した。
 - c) オンライン会議、電子投票又はその他の電子形式により出席し、議決をした。
 - d) 郵便、ファクシミリ、電子メールにより議決票を会合に送付した。
 - d) 会社の定款の規定に従ったその他の方法で議決票を送付した。
10. 郵便により会合に議決票を送付する場合、議決票は封筒に密閉され、遅くとも開始の 1 時間前に取締役会の会長に届けられなければならない。議決票は、会合の出席者全員の立会の下でのみ開封することができる。
11. 取締役は、取締役会の各会合に出席しなければならない。取締役は、取締役の多数の承認を得て会合への出席及び議決を他人に委任することができる。

12. 会社の定款がより高い割合を規定する場合を除き、取締役会の決議、決定は、会合に出席した取締役の多数が賛成したときに採択される。票数が等しい場合、取締役会の会長と同意見の側が最終決定となる。

第 158 条 取締役会の会合の議事録

1. 取締役会の各会合は、議事録に記録されなければならない、録音又はその他の電子的形式により記録及び保存することもできる。議事録はベトナム語により作成し、外国語を併記することができるが、以下の主要な各内容を記載する。
 - a) 企業の名称、本店の住所、企業コード。
 - b) 会合の日時、場所。
 - c) 会合の目的、議事次第及び内容。
 - d) 会合に出席した取締役又は会合への出席を委任された者の氏名及び出席の方法。会合に出席しなかった各取締役の氏名及び理由。
 - d) 会合で討論及び議決された各事項。
 - e) 会合の進行手順に従ったそれぞれの取締役の意見発言の要約。
 - g) 賛成、不賛成及び意見なしの取締役を明記した議決の結果。
 - h) 採択された事項及び議決票の割合。
 - i) 議長及び議事録作成者の氏名、署名。ただし、この条第 2 項が規定する場合を除く。
2. 議長及び議事録作成者が議事録への署名を拒否するが、会合に出席した他の全ての取締役が署名し、この条第 1 項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号、e 号、g 号及び h 号が規定する内容を全て備えている場合は、その議事録は効力を有する。議事録には議長、議事録作成者が署名を拒否したことを明記する。議事録への署名者は取締役会議事録の内容の正確性、誠実性につき連帯して責任を負う。議長、議事録作成者は、議事録への署名拒否により生じた、会社に対する損害に関し、この法律、会社の定款及び関連を有する法令の規定に従って個人責任を負う¹⁵²。
3. 議長、議事録作成者及び議事録に署名した者は、取締役会の会合の議事録の内容の誠実性及び正確性について責任を負わなければならない。
4. 取締役会の会合の議事録及び会合で使用された資料は、会社の本店で保存されなければならない。

¹⁵² 投資法、企業法等を修正、補充する法律（03/2022/QH15）第 7 条 6 項による修正を反映した。

5. 議事録はベトナム語及び外国語で作成することができ、同等の法的効力を有する。ベトナム語と外国語の議事録の内容に相違点がある場合、ベトナム語の議事録の内容が適用される。

第 159 条 取締役の情報提供を受ける権限

1. 取締役は、社長、副社長又は総社長、副総社長、会社のその他の管理者に対し、会社及び会社の各部局の財政状況、経営活動に関する各情報、資料の提供を請求する権限を有する。
2. 請求を受けた管理者は、取締役の請求に従って、各情報、資料を遅滞なく、完全に、正確に提供しなければならない。請求及び情報提供の手順及び手続は、会社の定款の規定による。

第 160 条 取締役の免任、罷免、交代及び補充

1. 株主総会は、以下の場合、取締役を免任する。
 - a) この法律第 155 条に規定する資格及び条件を満たさなくなった。
 - b) 辞任届を提出し、承認された。
 - c) 会社の定款が規定するその他の場合。
2. 株主総会は、以下の場合、取締役を罷免する。
 - a) 6 か月間継続して取締役会の各活動に出席しない。ただし、不可抗力の場合を除く。
 - b) 会社の定款が規定するその他の場合。
3. この条第 1 項及び第 2 項が規定する場合以外に、必要がある時は、株主総会は取締役の交代、取締役の免任、罷免を決定する。
4. 取締役会は、以下の場合、取締役を補充選任するために株主総会の会合を招集しなければならない。
 - a) 取締役の数が会社の定款が規定する数の 3 分の 1 を超えて減少した。この場合、取締役会は、取締役の数が 3 分の 1 を超えて減少した日から 60 日以内に株主総会を招集しなければならない。
 - b) 独立取締役の数が減少し、この法律第 137 条 1 項 b 号に規定する割合を確保できなくなった。
 - c) この項の a 号、b 号が規定する場合を除き、株主総会は直近の会合で免任、罷免された取締役に替わる新たな取締役を選任する。

第 161 条 会計監査委員会

1. 会計監査委員会は、取締役会に属する専門機関である。会計監査委員会は 2 名以上の構成員からなる。会計監査委員会の会長は独立取締役になければな

- らない。会計監査委員会のその他の構成員は非常勤の取締役会の構成員¹⁵³でなければならない。
2. 会計監査委員会は、会合における議決で決定を採択し、書面又は会社の定款若しくは会計監査委員会の活動規則によるその他の形式で意見を聴取する。会計監査委員会の構成員はそれぞれに一つの議決権を有する。会社の定款又は会計監査委員会の規則がより高い比率を規定している場合を除き、会計監査委員会の決定は会合に参加した構成員の賛成多数で採択される。同じ票数の場合は、会計監査委員会の会長の意見の側に属するものが最終決定となる。
 3. 会計監査委員会は以下の権限、義務を有する。
 - a) 会社の財政報告の誠実性及び会社の財政結果と関連する正式な公表を監察する。
 - b) 内部監査及びリスク管理体系を精査する。
 - c) 取締役会又は株主総会の承認権限に関連する者との取引を精査し、取締役会又は株主総会の承認が必要となる取引について勧告を行う。
 - d) 会社の内部会計部門を監察する。
 - d) 株主総会の年次総会で承認を得るため株主総会の年次総会に提出する前に取締役会が承認するため、独立した会計監査会社、その会計監査会社との報酬及び契約上の関連条件を提案する。
 - e) 特に、会社が会計監査人の非会計監査的役務を利用する場合において、監査会社の独立性及び客観性、監査の過程の効果を注視し、評価する。
 - g) 会社が法令の規定、管理機関の要請及び会社のその他の内部規則を遵守することを確実にするための監察をする。

第 162 条 会社の社長、総社長

1. 取締役会は、一人の取締役を社長若しくは総社長に任命し、又はその他の者を社長若しくは総社長として雇用する。
2. 社長又は総社長は、会社の日常的な経營業務を運営する者であり、取締役会の監察を受け、与えられた各権限の行使及び義務の履行について取締役会及び法令の下で責任を負う。

社長又は総社長の任期は 5 年を超えないものとするが、回数の制限なく再任されることができる。
3. 社長又は総社長は、以下の権限及び義務を有する。

¹⁵³ 「非常勤の取締役会の構成員」の原文は “thành viên Hội đồng quản trị không điều hành” である。

- a) 取締役会の権限に属さない会社の日常的な経營業務に関する各事項について決定する。
 - b) 取締役会の各決議，決定を実施する。
 - c) 会社の経営計画及び投資実施計画案を実施する。
 - d) 会社の組織機構実施計画案，内部管理規則を提案する。
 - d) 会社の各管理職を任命，免任，罷免する。ただし，取締役会の権限に属する役職を除く。
 - e) 社長又は総社長の任命権限に属する管理者を含む会社の労働者に対する給与及びその他の利益を決定する。
 - g) 労働者を採用する。
 - h) 配当の支払又は経営における損失処理の実施計画案を提案する。
 - i) その他の法令，会社の定款の規定及び取締役会の決議，決定に従った権限及び義務を有する。
4. 社長又は総社長は，法令，会社の定款，会社と締結した労働契約の規定及び取締役会の決議，決定に従って会社の日常的な経營業務を運営しなければならない。この項の規定に反して運営し，会社に損害を与えた場合，社長又は総社長は法令の下で責任を負い，会社に対し損害を賠償しなければならない。
5. 大衆会社，この法律第 88 条 1 項 b 号が規定する国営会社及びこの法律第 88 条 1 項が規定する国営会社の子会社については，社長又は総社長は以下の各資格，条件に適合しなければならない。
- a) この法律第 17 条 2 項が規定する対象に属さない。
 - b) 会社及び親会社の企業管理者，監査役；会社及び親会社の国家持分の代表者，会社の持分代表者の親族関係者であってはならない。
 - c) 会社の経営管理において，専門性，経験を有する。

第 163 条 取締役，社長，総社長の給与，報酬，賞与及びその他の利益

- 1. 会社は，経営の結果及び効率に従って取締役に報酬，賞与を支払い，社長又は総社長及びその他の管理者に対して給与，賞与を支払う権限を有する。
- 2. 会社の定款に異なる規定がない場合，取締役，社長又は総社長の給与，報酬，賞与及びその他の利益は以下の規定に従って支払われる。
 - a) 取締役は，業務報酬及び賞与を享受することができる。業務報酬は，取締役の任務を完遂するのに必要な日数及び一日当たりの報酬額に基づいて計算する。取締役会は，全員一致の原則によりそれぞれの取締役に対する報酬額を見積もる。取締役会の報酬及び賞与の総額は，株主総会が年次総会で決定する。

- b) 取締役は、与えられた任務を実施する際の飲食、宿泊、移動費用及びその他の合理的な費用の精算を受ける。
 - c) 社長又は総社長は、給与及び賞与の支払を受ける。社長又は総社長の給与及び賞与は、取締役会が決定する。
3. 取締役の報酬並びに社長又は総社長及びその他の管理者の給与は、企業所得税に関する法令の規定に従って会社の経営費用に算入され、会社の年次財政報告書中で個別の項目として記載され、株主総会に対し、年次総会で報告しなくてはならない。

第 164 条 利害関係の公開

会社の定款により厳しい規定がない場合、会社に対する利害及び関係者の公開は、以下の規定に従って実施する。

1. 会社は、この法律第 4 条 23 項に規定する会社の関係者及びそれらの者と会社との契約、取引の目録をとりまとめ、更新しなければならない。
2. 会社の取締役、監査役、社長又は総社長及び会社のその他の管理者は、以下のものからなる自己の利害関係を会社に申告しなければならない。
 - a) 自己が所有者である、若しくは持分又は株式を保有する企業の名称、企業コード、本店の住所、経営分野、業種；所有者の割合及び所有者になった時点、持分又は株式の割合及び取得時点。
 - b) 自己の関係者が所有者である、共同で又は単独で定款資本の 10 パーセントを超える持分又は株式を保有する企業の名称、企業コード、本店の住所、経営分野、業種。
3. この条第 2 項に規定する申告は、利害関係が発生した日から 7 営業日以内に行われなければならない。修正、補充は、修正、補充が発生した日から 7 営業日以内に会社に通知しなければならない。
4. この条第 1 項及び第 2 項に規定する関係者の目録及び申告された利害関係の保管、公表、検討、謄本作成及び筆写は、次のとおり行われる。
 - a) 会社は、関係者及び利害関係の目録を、株主総会に対し、年次総会において通知しなければならない。
 - b) 関係者及び利害関係の目録は、企業の本店で保管される。必要な場合、上記目録の内容の一部又は全部を会社の各支店で保管することができる。
 - c) 株主、株主の委任代理人、取締役、監査役会の構成員、社長又は総社長及びその他の管理者は、申告内容の一部又は全部を検討し、謄本作成し、筆写する権限を有する。
 - d) 会社は、この項 c 号に規定する者が関係者及び利害関係の目録に迅速かつ便宜にアクセスし、検討し、謄本作成し、筆写することができるよう環境を整備しなければならない、それらの者の権限行使を妨害し、困難を惹起

してはならない。関係者及び利害関係の申告内容の検討、謄本作成及び筆写の手順、手続は、会社の定款の規定に従って実施する。

5. 取締役、社長又は総社長は、自己の名義、他人の名義を問わず、いかなる形式でも、会社の経營業務の範囲に属する業務を実施するときは、当該業務の性質、内容を取締役会、監査役会に対して事前に説明しなければならず、残りの取締役の多数が承認するときに限り実施することができる。報告又は取締役会の承認なくして実施したときは、当該活動から得られた収入は全て会社に属する。

第 165 条 会社の管理者の責任

1. 取締役、社長又は総社長及びその他の管理者は、以下の責任を負う。
 - a) この法律の規定、関連を有する法律のその他の規定、会社の定款及び株主総会の決議に従って、与えられた各権限を行使し、義務を履行する。
 - b) 会社の合法的利益の最大化の確保のために、誠実、慎重、最善の方法で、与えられた各権限を行使し、義務を履行する。
 - c) 会社及び株主の利益に忠実であり、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、会社の地位、職務を濫用せず、情報、ノウハウ、経営機会、その他の会社の財産を使用しない。
 - d) この法律第 164 条 2 項が規定する内容について遅滞なく、完全に、正確に会社に通知する。
 - d) この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の責任を負う。
2. この条第 1 項の規定に違反した取締役、社長又は総社長及びその他の管理者は喪失した利益の賠償、受領した利益の償還及び会社及び第三者に対する図全ての損害賠償につき個人責任又は連帯責任を負う。

第 166 条 取締役、社長、総社長に対する提訴権

1. 普通株式総数の少なくとも 1 パーセントを保有する株主、株主グループは、以下の各場合において、自己又は会社の名義で、取締役、社長又は総社長に対して利益の償還又は会社若しくは第三者に対する損害賠償を求めて、個人責任、連帯責任を追及するために提訴する権利を有する。
 - a) この法律第 165 条の規定に従った会社の管理者の責任に違反する。
 - b) 与えられた各権限の行使、義務の履行につき、実施しない、十分に実施しない、遅滞なく実施しない、又は法令、会社の定款、取締役会の決議、決定に反して実施する。
 - c) 私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、会社の地位、職務を濫用し、会社の情報、ノウハウ、経営機会、その他の財産を使用する。
 - d) 法令及び会社の定款の規定に従ったその他の場合。

2. 提訴の手順、手続は、民事訴訟に関する法令の規定に従って実施される。会社の名前で提訴した株主、株主グループの提訴費用は、訴え提起の申立てを却下された場合を除き、会社の費用となる。
3. この条の規定する株主、株主グループは、提訴前、提訴中を通じて裁判所又は仲裁組織の決定に従って必要な情報を検討、調査及び謄本作成する権利を有する。

第 167 条 会社と関係者の間の契約、取引の承認

1. 株主総会又は取締役会は、以下の関係者と会社との間の契約、取引を承認する。
 - a) 会社の普通株式総数の 10 パーセントを超えて保有する株主、組織である株主の委任代表者及びその関係者。
 - b) 取締役、社長又は総社長及びその関係者。
 - c) 取締役、監査役、社長又は総社長及び会社のその他の管理者が、この法律第 164 条 2 項の規定に従って申告しなければならない企業。
2. 取締役会は、この条第 1 項の規定に従った各契約、取引、及び直近の財政報告書における企業財産の総額の 35 パーセント又は会社の定款の規定に従ったそれよりも小さな割合又は価額を有する各契約及び取引を承認する。この場合において、契約、取引を締結した会社の代表者は、各取締役、監査役に対し、その契約、取引と関係を有する各対象者について通知しなければならない。その通知には契約書の案又は取引の主要な内容を添付する。取締役会は、会社の定款が異なった期限を定める場合を除き、通知を受けた日から 15 日以内に契約又は取引の承認をする決定をする。当該契約、取引と関連する利益を有する取締役は議決権がない。
3. 株主総会は、以下の契約及び取引を承認する。
 - a) この条第 2 項が規定する以外の契約、取引。
 - b) 会社と議決権付株式総数の 51 パーセント以上を所有する株主又はその株主の関係者との間の、直近の財政報告書における企業財産の総額の 10 パーセントより大きい価額の消費貸借、財産の売却の契約、取引。
4. この条第 3 項に従った契約、取引承認がある場合、契約、取引を締結した会社の代表者は取締役会及び監査役に対し、その契約、取引と関係を有する対象者について通知しなければならない。その通知には、契約書の案又は取引の主要な内容の通知を添付する。取締役会は、株主総会の会合において、契約、取引の案を提出し、若しくは契約、取引の主要な内容について説明し、又は書面により株主の意見を集める。この場合、当該契約、取引の当事者に関連する利益を有する株主は議決権がない。会社の定款が異なる規定を有する場

合を除き、この法律第 148 条 1 項及び 4 項の規定に従ってその契約、取引は承認される。

5. この条の規定と異なって締結された契約、取引は裁判所の決定に従って無効であり、法令の規定に従って処理される。契約、取引締結者、関係する株主、取締役又は社長若しくは総社長は、発生した損害を連帯して賠償しなければならない。契約の履行、取引の実施から得た利益を会社に対して償還しなければならない。
6. 会社は関連を有する法令の規定に従って関係ある契約、取引を公開しなければならない。

第 168 条 監査役会

1. 監査役会は 3 人から 5 人の監査役を有し、監査役の任期は 5 年を超えないが、回数の制限なく再任が可能である。
2. 監査役会の長は、監査役の中から監査役会が選任する。専任、免任、罷免は多数の原則に従う。監査役会の長の権限及び義務は会社の定款の規定による。監査役会の過半数はベトナムに常駐している監査役でなければならない。監査役会の長は、経済、財政、会計、監査、法律、企業管理の専門又は企業の経営活動と関連する専門の中の一つに属する大学以上を卒業していなければならない。ただし、会社の定款がより高い資格を定める場合を除く。
3. 監査役が任期を終了した時点で、新任期の監査役が選任されていない場合、任期を終えた監査役は、新任期の監査役が選任されて着任するまで、引き続きその権限を行使し、義務を履行する。

第 169 条 監査役の資格及び条件

1. 監査役は、以下の資格及び条件を備えなければならない。
 - a) この法律第 17 条 2 項が規定する対象に属さない。
 - b) 経済、財政、会計、監査、法律、企業管理の専門又は企業の経営活動と符合する専門の一つにつき育成された。
 - c) 取締役、社長又は総社長及びその他の管理者の親族関係者でない。
 - d) 会社の管理者でない。会社の定款が異なる規定を有する場合を除き、必ずしも会社の株主又は労働者でなくてもよい。
 - d) 関連を有する法令及び会社の定款の規定に従ったその他の各資格及び条件。
2. この条第 1 項が規定する資格、条件の他に、大衆会社、この法律第 88 条 1 項 b 号が規定する国営企業の監査役は、親会社及び親会社の企業管理者；会社及び親会社における企業持分代表者、国家持分代表者の親族関係者であってはならない。

第 170 条 監査役会の権限及び義務

1. 監査役会は、取締役会、社長又は総社長による会社の管理及び運営を監査する。
2. 経営活動の管理、運営における合理性、合法性、誠実性及び慎重さの程度；会計、計算の処理及び財政報告書の作成における体系性、一貫性、整合性を検査する。
3. 経営状況報告書、会社の年次及び半期の財政報告書、取締役会の管理業務評価報告書の十分性、合法性、誠実性を審査し、株主総会の年次総会において審査報告書を提出する。取締役会又は株主総会の権限と関連を有する関係者との契約、取引を精査し、取締役会又は株主総会の承認が必要な契約、取引について勧告をする。
4. 会社の内部監査、内部会計監査、リスク管理及び早期警戒の体系の効力と効果を精査、検査及び評価する。
5. 必要と認めるとき又は株主総会の決議若しくはこの法律第 115 条 2 項に規定する株主若しくは株主グループの請求に従って、会社の会計帳簿、会計記録及び会社のその他の各資料、会社の活動の各管理、運営業務を検討する。
6. この法律第 115 条 2 項に規定する株主又は株主グループの請求があった場合、監査役会は、請求を受けた日から 7 営業日以内に検査を行なう。監査役会は、検査が終了した日から 15 日以内に検査請求を受けた事項に関する報告書を、取締役会及び請求した株主若しくは株主グループへ送付しなければならない。この項に規定する監査役会の監査は、取締役会の通常活動を妨害したり、会社の経営活動の運営を中断させたりするものであってはならない。
7. 会社の経営活動の管理、監察及び運営の組織機構の修正、補充、改善の方法を、取締役会又は株主総会に提案する。
8. 取締役、社長又は総社長がこの法律第 165 条の規定に違反したことを発見した場合、直ちに、取締役会へ書面により報告し、違反者に違反行為の終了及びその悪影響の克服解決を請求しなければならない。
9. 株主総会、取締役会、会社のその他の会合に出席して討論に参加する。
10. 与えられた任務を遂行するため、独立した諮問機関、会社の内部会計監査部門を利用する。
11. 監査役会は、株主総会へ報告書、結論書、提案書を提出する前に取締役会の意見を参考にすることができる。
12. この法律、会社の定款の規定及び株主総会の決議に従ったその他の権限及び義務を有する。

第 171 条 監査役会の情報提供を受ける権限

1. 以下からなる各資料及び情報は、取締役に対するものと同じ時に同じ方法で各監査役へ送付されなければならない。
 - a) 取締役への招集通知、意見聴取票及び各添付資料。
 - b) 株主総会、取締役会の決議、決定及び議事録。
 - c) 社長又は総社長が取締役会へ提出する報告書及び会社の発行するその他の資料。
2. 監査役は、本店、支店及びその他の場所で保管されている各書類、資料にアクセスする権限を有し、営業時間内に会社の管理者及び従業員の勤務場所に立ち入る権限を有する。
3. 取締役会、取締役、社長又は総社長、その他の管理者は、監査役又は監査役会の請求に従って、会社の管理、運営及び経営活動業務に関係する情報及び資料を十分に、正確に、遅滞なく提供しなければならない。

第 172 条 監査役の給与、報酬、賞与及びその他の利益

会社の定款が異なる規定を有しない場合において、監査役の給与、報酬、賞与及びその他の利益は以下の規定に従う。

1. 監査役は、株主総会の決定により、報酬、給与、賞与及びその他の利益を受ける。株主総会は、監査役会の給与、報酬、賞与、その他の利益及び年次活動予算の総額を決定する。
2. 監査役は、合理的な水準において、食事代、宿泊代、交通費、独立した諮問機関の使用料金などの費用の支払を受けられる。株主総会の異なる決定がある場合を除き、報酬及びこの費用の総額は株主総会の承認した監査役会の年次活動予算を超えてはならない。
3. 監査役会の給与及び活動費用は、企業所得税に関する法令、関連を有する法令のその他の規定に従って会社の経費に計上することができ、会社の年次財政報告書で個別の項目に記録されなければならない。

第 173 条 監査役の実任

1. 与えられた各権限の行使及び義務の履行に当たり、法令、会社の定款、株主総会の決議及び職業倫理を遵守する。
2. 会社の合法的利益の最大化の確保のために、誠実、慎重、最善の方法で、与えられた各権限を行使し、義務を履行する。
3. 会社及び株主の利益に忠実であり、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、会社の地位、職務を濫用せず、情報、ノウハウ、経営機会、会社のその他の財産を使用しない。
4. この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の義務を負う。

5. 監査役は、この条第 1 項から第 4 項までの規定に違反して会社又は他者に損害を与えた場合、損害の賠償について個人責任又は連帯責任を負わなくてはならない。監査役が違反により得た収入及びその他の利益は会社に償還されなければならない。
6. 与えられた権限の行使及び義務の履行に当たり違反した監査役を発見した場合、監査役会へ書面により通知し、違反者に違反行為の終了及びその悪影響の克服を請求しなければならない。

第 174 条 監査役の免任、罷免

1. 株主総会は、以下の場合に監査役を免任する。
 - a) この法律第 169 条に規定する監査役の資格及び条件を満たさなくなった。
 - b) 辞任届を提出して承認された。
 - c) 会社の定款に定めるその他の場合。
2. 株主総会は、以下の場合に監査役を罷免する。
 - a) 割り当てられた任務、業務を完成しない。
 - b) 不可抗力の場合を除き、6 か月間継続して自己の権限を行使せず、義務を履行しない。
 - c) この法律及び会社の定款の規定に従った監査役の義務の複数回の違反、重大な違反をした。
 - d) 株主総会の決定に従ったその他の場合。

第 175 条 年次報告書の提出

1. 財政年度の終了時に、取締役会は以下の報告書を株主総会に提出しなければならない。
 - a) 会社の経営結果の報告書。
 - b) 財政報告書。
 - c) 会社の管理、運營業務の評価報告書。
 - d) 監査役会の審査報告書。
2. 法律の規定に基づき会計監査を必要とする株式会社の年次財政報告書は、株主総会の審査、採択のために提出する前に会計監査を受けなければならない。
3. この条第 1 項 a 号、b 号及び c 号に規定する報告書は、会社の定款が異なる規定を有しない場合、年次株主総会の会合の開会日より遅くとも 30 日前に、審査のために監査役会へ送付されなければならない。
4. この条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の報告書、監査役会の審査報告書及び会計監査報告書は、会社の定款がより長い期間を規定する場合を除き、年次株主総会の会合の開会日より遅くとも 10 日前に会社の本店に到着して保管されな

なければならない。1 年間以上継続して株式を保有する株主は、自己一人で、又は営業免許を持つ弁護士若しくは会計士及び会計監査人を伴って、直接、この条に規定する各報告書を検討する権利を有する。

第 176 条 情報の公開

1. 株式会社は、会計に関する法令及び関連を有する法令のその他の規定に従って、権限を有する国家機関に対して株主総会の承認を得た年次財政報告書を送付しなければならない。
2. 株式会社は、自社のウェブサイトにおいて、以下の情報を公表する。
 - a) 会社の定款。
 - b) 取締役、監査役、社長又は総社長の履歴、学問と職業経験の程度の概略。
 - c) 株主総会が承認した年次財政報告書。
 - d) 取締役会と監査役会の年次活動結果評価報告書。
3. 上場会社でない株式会社は、外国の個人である株主については氏名、国籍、旅券番号、連絡住所、株式の数及び種類；外国の組織である株主の名称、企業コード、本店の住所、株式の数及び種類並びに株主から委任を受けた代理人の氏名、国籍、旅券番号、連絡住所に関する情報を得たとき又はそれらの情報を変更したときから遅くとも 3 営業日以内に、会社の本店が所在する経営登記機関に通知しなくてはならない。
4. 大衆会社は証券に関する法令に従って情報を公表、公開する。この法律第 88 条 1 項 b 号が規定する株式会社は、この法律第 109 条 1 項 a 号、c 号、d 号及び g 号並びに第 110 条の規定に従って情報を公表、公開する。

第六章 合名会社

第 177 条 合名会社

1. 合名会社は、企業であり、
 - a) 会社の共同所有者であり、同一の名前で共同経営する社員（以下「合名社員」という。）を少なくとも 2 人有する。合名社員のほか、会社は出資社員を追加することができる。
 - b) 合名社員は個人でなければならない、自己の全財産をもって会社の義務につき責任を負う。
 - c) 出資社員は、会社に出資を誓約した額の範囲内でのみ会社の債務について責任を負う個人、組織である。
2. 合名会社は企業登記証明書の発給を受けた日から法人資格を有する。
3. 合名会社は、いかなる種類の証券も発行することができない。

第 178 条 出資の履行及び持分証明書の発給

1. 合名社員及び出資社員は、誓約した金額、期限内に、完全かつ適切な出資をしなければならない。
2. 誓約した金額、期限で完全かつ適切な出資をせず会社に損害を与えた合名社員は、会社に対して損害賠償責任を負わなければならない。
3. 出資社員が誓約した金額、期限で完全かつ適切な出資をしない場合、未出資金額は当該社員の会社に対する債務とみなされる。この場合において、関係する出資社員は、社員総会の決定により会社から除名される可能性がある。
4. 誓約した出資を完全にした時点において、社員は持分証明書の発給を受ける。持分証明書には以下の主要な内容の記載がなければならない。
 - a) 会社の名称、企業コード、本店の住所。
 - b) 会社の定款資本。
 - c) 個人である社員について、社員の氏名、連絡住所、国籍、個人の法的書類の番号；組織である社員について、名称、企業コード又は組織の法的書類の番号、本店の住所；社員の種類。
 - d) 持分価格及び社員の出資財産の種類。
 - d) 持分証明書の番号及び発給日。
 - e) 持分証明書所有者の権利及び義務。
 - g) 持分証明書所有者及び会社の合名社員全員の氏名、署名。
5. 持分証明書が紛失、破損、又はその他の形態により破棄された場合、社員は会社から持分証明書の再発給を受ける。

第 179 条 合名会社の財産

合名会社の財産は以下のものからなる。

1. 会社に所有権が移転された各社員の出資財産。
2. 会社名によりもたらされた創設財産。
3. 合名社員が会社の名義で行った経営活動及び合名社員が個人の名義で行った会社の経営活動から得られた財産。
4. 法令の規定に従ったその他の各財産。

第 180 条 合名社員に対する権利制限

1. 合名社員は、私人企業主となることができず、他の合名社員全員の同意を得た場合を除いて、その他の合名会社の合名社員となることができない。
2. 合名社員は、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、個人の又は他者の名義で、当該会社と同一の経営分野、業種の経営を行うことはできない。
3. 合名社員は、他の合名社員全員の承認を得ない限り、会社における自己の持分の一部又は全部を他の組織、個人に譲渡することはできない。

第 181 条 合名社員の権利及び義務

1. 合名社員は、以下の権利を有する。
 - a) 会社の各事項に関する会合、討論及び議決に加わる。合名社員は一票又は会社の定款で定めるその他の数の議決票を持つ。
 - b) 会社の名義で、会社の各経営分野、業種の経営を行う。合名社員が会社の最善の利益になると認める諸条件につき契約、取引、約束の交渉、締結を行う。
 - c) 会社の各経営分野、業種の経営を行うために会社の財産を使用する。会社の経営を行うために自己の金銭を前払いした場合、会社に対し、その元本の全額及び前払いされた元本額に対する市場金利に従った利息の償還を請求する権利を有する。
 - d) 当該社員自身の個人的誤りにより発生した損害でない限り、会社に対し、割り当てられた任務の範囲内の経営活動から生じた損害の補てんを請求する。
 - d) 会社、その他の合名社員に対し、会社の経営状況に関する情報を提供するように請求する。必要であるときは会社の財産、会計帳簿及びその他の資料を検査する。
 - e) 出資割合に応じて又は会社の定款が定める合意に従って利益の分配を受ける。
 - g) 会社が解散し又は破産したときは、会社の定款が異なる割合を規定していない限り、会社への持分割合に応じて残存財産価額の分配を受ける。
 - h) 合名社員が死亡した場合、社員の相続人は、その社員の責任に属する債務及びその他の財産的義務を控除した後の会社財産価額の一部を受け取る。相続人は、社員総会の承認を得れば合名社員になることができる。
 - i) この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の権利を有する。
2. 合名社員は以下の各義務を負う。
 - a) 会社にとっての合法的利益を確保するため、誠実、慎重、最善の方法で経営活動の管理及び実施を行う。
 - b) 法令、会社の定款の規定及び社員総会の決議、決定に従って、経営活動の管理及び実施を行う。この条の規定に違反し、会社に損害を与えたときは、損害賠償責任を負わなければならない。
 - c) 私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために会社の財産を使用してはならない。
 - d) 会社の経営活動からの金銭又はその他の財産であって会社に納められなかったものを得るために、会社の名義、個人の名義又はその他の者の名義

で行動した場合において、得た金額、財産を会社に償還し、会社に生じた損害を賠償する。

- d) 会社の財産が会社の債務を完済するのに十分でないときは、連帯して会社の残存債務の清算責任を負う。
- e) 会社の経営が赤字となった場合、会社の持分に応じて又は会社の定款が定める合意に従って損失額を負担する。
- g) 会社に対し、自己の経営の状況及び結果を書面により誠実、正確に月次報告する。請求する社員に対し、自己の経営の状況及び結果につき情報を提供する。
- h) この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の各義務を負う。

第 182 条 社員総会

1. 社員総会はすべての社員からなる。社員総会は、社員総会の会長を務める合名社員を 1 人選出する。同時に、その者は、会社の定款に異なる規定がない限り、同時に会社の社長又は総社長を兼務する。
2. 合名社員は、会社の経營業務を討論、決定するために、社員総会の招集を請求する権利を有する。招集を請求した社員は会合の議題、議事次第及び資料を準備しなければならない。
3. 社員総会は、会社のすべての経營業務を決定する権限を有する。会社の定款に規定しないときは、以下の各事項に関する決定は少なくとも合名社員総数の 4 分の 3 の賛成を得なければならない。
 - a) 会社の発展の戦略、方向性。
 - b) 会社の定款の修正、補充。
 - c) 新たな社員追加の受入。
 - d) 合名社員の脱退の承認又は社員の除名の決定。
 - d) 投資プロジェクトの決定。
 - e) 借入れ及びその他の形式での資本の呼込み、会社の定款がより高い割合を定めている場合を除く会社の定款資本の 50 パーセント以上の価額の貸付けの決定。
 - g) 会社の定款がより高い割合を定めている場合を除き、会社の定款資本以上の価額を有する財産の売買の決定。
 - h) 年次財政報告書、分配される利益総額及び各社員に対して分配される利益額の採択。
 - i) 会社の解散決定、破産請求。
4. この条第 3 項に規定していないその他の事項に関する決定は、少なくとも合名社員総数の 3 分の 2 の賛成を得ることで採択できる。具体的な割合は会社の定款の規定するところによる。

5. 出資社員の議決参加権は、この法律及び会社の定款の規定に従って行使することができる。

第 183 条 社員総会の招集

1. 社員総会の会長は、必要と認めるとき、又は合名社員の請求に従って、社員総会を招集することができる。社員総会の会長が合名社員の請求に従った招集を行わない場合は、当該社員は社員総会を招集する。
2. 社員総会の招集通知は、招集状、電話、ファックス、電子的手段又は会社の定款が規定するその他の方法によることができる。招集通知は、会合の目的、請求及び内容、議事次第及び会合の地点、会合の招集を請求した社員の氏名を明記しなければならない。

この法律第 182 条 3 項に規定する各事項について決定するために使用する各討論資料は、すべての社員に対して事前送付されなければならない。事前送付期限は会社の定款の規定するところによる。

3. 社員総会の会長又は会合の招集を請求した社員は、会合の議長を務める。社員総会の会合は、会社の議事録に記録され、以下の主要な各内容が記載されなければならない。
 - a) 名称、企業コード、本店の住所。
 - b) 会合の時間、場所。
 - c) 会合の目的、議事次第及び内容。
 - d) 議長、出席社員の氏名。
 - d) 出席社員の意見。
 - e) 採択された決議、決定。賛成、不賛成、意見なし、の社員の数及びその決議、決定の基本的内容。
 - g) 出席社員の氏名、署名。

第 184 条 合名会社の経営運営

1. 各合名社員は会社の法定代表者であり、会社の日常的な経営活動を運営する。会社の日常的な経営業務の実施における合名社員に対するすべての制限は、第三者に対しては、その者がその制限があることを知り得たときのみ効力を有する。
2. 会社の経営活動の運営において、合名社員は、会社の管理及び監査の各役職担当を相互に割り当てる。

何人かの又はすべての合名社員が一緒にいくつかの経営業務を行うときは、決定は多数の承認の原則に従って採択される。

合名社員が行った、会社の経営活動の範囲外の活動は、当該活動が他の社員の承認を得ていた場合を除き、いずれも会社の責任には属さない。

3. 会社は一つ又は複数の銀行口座を開設することができる。社員総会は、それらの各口座における預金の預け入れ及び引出しの委任を受ける社員を指名する。
4. 社員総会の会長、社長又は会長は以下の義務を負う。
 - a) 合名社員の資格をもってする会社の日常的な経營業務の管理及び運営。
 - b) 社員総会の会合の招集及び実施。社員総会の決議、決定への署名。
 - c) 各合名社員の間を経營業務の割当、協調を行う。
 - d) 法令の規定に従って、会社の会計帳簿、領収書、証憑その他の各資料を完全かつ誠実に調整、保管する。
 - d) 民事事件解決請求者、原告、被告、関連する権利、義務を有する者として仲裁組織、裁判所において会社を代表する。会社の代表として法令の規定に従ったその他の権利を行使し、義務を履行する。
 - e) 会社の定款が規定するその他の義務を負う。

第 185 条 合名社員の資格の終了

1. 合名社員は以下の各場合においてその資格を終了する。
 - a) 自ら進んで会社から資本を引き出す。
 - b) 死亡し、失踪し、民事行為能力を制限され、又は喪失し、行為認識制御困難となる。
 - c) 会社から除名される。
 - d) 法令の規定に従って、懲役刑を執行され、又は裁判所により経営若しくは一定の業務を行うことを禁じられる。
 - d) 会社の定款に定めるその他の各場合。
2. 合名社員は、社員総会の承認を得ることができれば、会社から資本を引き出す権利を有する。この場合、会社から資本を引き出したい社員は、遅くとも資本引出日の 6 か月前までに資本引出しを請求する書面により通知しなければならない。財政年度の終了時及び採択済みの当該財政年度の財政報告時においてのみ資本を引き出すことができる。
3. 合名社員は以下の各場合において会社から除名される。
 - a) 出資する能力がない又は会社が 2 回請求しても誓約したとおりに出資しない。
 - b) この法律第 180 条の規定に違反する。
 - c) 経營業務を不誠実、不慎重に遂行し、又はその他の不適切な行為により、会社又は他の各社員の利益に重大な損害を与える。
 - d) 合名社員の各義務を適切に履行しない。
4. 民事行為能力を制限された又は喪失した、行為認識制御困難となった社員の社員資格を終了する場合、当該社員の持分は公平妥当に償還される

5. この条第 1 項 a 号, c 号, d 号及び d 号の規定により合名社員の資格を終了した日から 2 年間は, その者は引き続き自己の全財産をもって, 社員資格終了の日以前に発生した会社の各債務につき連帯して責任を負わなければならない。
6. 社員資格の終了後, 社員の氏名が会社の名称の一部又は全部を成すものとして使われたときは, その者, その者の相続人又はそれらの者の法定代理人は, 会社に対し, 当該氏名の使用をやめるよう請求する権利を有する。

第 186 条 新たな社員の受入

1. 会社は合名社員又は¹⁵⁴出資社員を追加することができる。会社の新たな社員の追加は社員総会の承認を得なければならない。
2. 合名社員又は¹⁵⁵出資社員は, 社員総会が異なる期限を決定した場合を除き, 承認を得た日から 15 日以内に, 会社に対し, 誓約した出資額を全額納付しなければならない。
3. 新たな合名社員は, 当該社員及び他の各社員が異なる合意をした場合を除き, 自己の全財産をもって, 会社の各債務及びその他の財産義務につき同様に連帯して責任を負わなければならない。

第 187 条 出資社員の権利及び義務

1. 出資社員は以下の各権利を有する。
 - a) 会社の定款の修正, 補充, 出資社員の各権利義務の修正, 補充, 会社の再編, 解散, 出資社員の権利義務に直接関係する会社の定款のその他の内容に関する社員総会の会合に参加し, 討論及び議決をする。
 - b) 会社の定款資本における持分割合に応じて毎年の利益の分配を受ける。
 - c) 会社の年次財政報告書の提供を受ける。社員総会の会長, 合名社員に対し, 会社の経営状況及び結果にする各情報の十分かつ誠実な提供を請求する権利を有する。会社の会計帳簿, 議事録, 契約, 取引, その他の書類及び資料を検討する。
 - d) 会社における自己の持分を他人に譲渡する。
 - d) 個人又は他人の名義で, 会社の各経営分野, 業種の経営を遂行する。
 - e) 法令及び会社の定款の規定に従い, 自己の持分を, 相続, 贈与, 抵当, 質入及びその他の各形式で処分する。死亡した場合, 相続人は死亡した社員に代わり会社の出資社員になる。

¹⁵⁴ 「又は」 “hoặc” には, 合名社員と出資社員の両方が同時に含まれる場合も含意されていると思われる。

¹⁵⁵ 前脚注に同じ。

- g) 会社が解散又は破産したときは、会社の定款資本における持分割合に応じて会社の残存財産価額の一部の分配を受ける。
 - h) この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の各権利を有する。
2. 出資社員は以下の各義務を負う。
- a) 誓約した出資額の範囲内において、会社の各債務及びその他の財産義務につき責任を負う。
 - b) 会社管理に参加することはできず、会社の名義で経營業務を遂行することはできない。
 - c) 会社の定款、社員総会の決議及び決定を遵守する。
 - d) この法律及び会社の定款の規定に従ったその他の各義務を負う。

第七章 私人企業

第 188 条 私人企業

1. 私人企業とは、一人の個人が主体的に営み、企業の全活動に関し、自己の全財産をもって自ら責任を負う企業である。
2. 私人企業は、いかなる種類の証券も発行することができない。
3. 各個人は、私人企業を一つに限り設立する権利を有する。私人企業主は、同時に、経営世帯主及び合名会社の合名社員になることができない。
4. 私人企業は、設立出資又は合名会社、有限責任会社若しくは株式会社における株式若しくは持分の購入をすることはできない。

第 189 条 私人企業主の投資資本

1. 私人企業主の投資資本は企業主が自ら登記するところによる。私人企業主は、投資資本の総数を正確に登記する義務を負い、その中で、ベトナムドン、両替自由な外貨、金及びその他の財産による資本総数を明記する。その他の財産による資本については、財産の種類、各種財産ごとの数量及び残余価額を明記しなければならない。
2. 企業の経営活動に使われる借入金及び借入財産を含む資本及び財産のすべては、法令の規定に従って、会計帳簿及び企業の財政報告書に十分に記録されなければならない。
3. 活動の過程において、私人企業主は、企業の経営活動に対する自己の投資資本を増額又は減額する権利を有する。私人企業主の投資資本の増額又は減額は全て会計帳簿に記録されなければならない。投資資本を登記額よりも減額する場合、私人企業主は経営登記機関で登記をした後においてのみ減らすことができる。

第 190 条 私人企業の管理

1. 私人企業主は、私人企業のすべての経営活動並びに納税及びその他法令の規定に従った財産義務の履行後の利益の使用を決定する全権を有する。
2. 私人企業主は、直接、社長若しくは総社長となり、又は他人を社長若しくは総社長として雇用して経営活動を管理、運営する。社長又は総社長を雇用する場合、私人企業主は私人企業の経営活動全てにつき依然として責任を負わなければならない。
3. 私人企業主は、法定代表者であり、民事事件解決請求者、原告、被告、関連する権利、義務を有する者として仲裁組織、裁判所において私人企業を代表し、法令の規定に従ったその他の権利を行使し、義務を履行することにつき私人企業を代表する。

第 191 条 私人企業の貸与

私人企業主は、自己の私人企業全部を貸与する権利を有するが、貸与契約が効力を生じた日から 3 営業日以内に、経営登記機関、税務機関に対し、公証を受けた貸与契約書の写しを添付した書面により通知しなければならない。貸与期間中、私人企業主は、依然として私人企業所有者としての資格に基づき法令上の責任を負わなければならない。私人企業の経営活動に対する所有者及び借用人の権利、義務及び責任は貸与契約書において定められる。

第 192 条 私人企業の売却

1. 私人企業主は、自己の私人企業を他の個人、組織に売却する権利を有する。
2. 私人企業主、私人企業購入者及び債権者が異なる合意をする場合を除き、私人企業主は、私人企業売却後も引き続き、企業譲渡日前に発生した私人企業の各債務及びその他の財産義務について責任を負わなければならない。
3. 私人企業主、私人企業購入者は労働者に関する法令の規定を遵守しなければならない。
4. 私人企業購入者はこの法律の規定に従って、私人企業主の変更登記をしなければならない。

第 193 条 特別な場合における私人企業主の権利行使

1. 私人企業主が勾留され、懲役刑を執行中であり、強制麻薬中毒治療施設、矯正教育施設で行政処分を執行されている場合、他者に委任して自己の権利を行使し、義務を履行する。
2. 私人企業主が死亡した場合、法定相続又は遺言による相続により、相続人の一人が相続人間の合意に従って私人企業主となる。複数の相続人間で合意ができない場合は、会社の転換登記又はその私人企業の解散手続を行わなければならない。

3. 私人企業主が死亡したが、相続人がいない、相続人が相続の受領を拒否した、又は相続権を剥奪された場合、私人企業主の財産は民事に関する法令の規定に従って処分される。
4. 私人企業主が民事行為能力を制限され、又は喪失した、行為認識制御困難となった場合、私人企業主の権利及び義務は代理人を通じて行使、履行される。
5. 私人企業主が、企業の経営分野、業種の範囲に属する経営を行うこと、又は一定の業務を行うことを裁判所により禁止された場合、私人企業主は裁判所の決定に関連を有する分野、業種の経営を一時停止、終了し、又は他の個人、組織に私人企業を譲渡する。

第八章 会社グループ

第 194 条 経済グループ、総会社

1. 各経済セクターに属する経済グループ¹⁵⁶、総会社¹⁵⁷は、株式、持分の保有又はその他の連結を通じて相互関係を有する会社グループである。経済グループ、総会社は、一つの企業形態ではなく、法人資格もなく、この法律の規定による設立登記もしない。
2. 経済グループ、総会社は、親会社、子会社及びその他のメンバー会社を有する。経済グループ、総会社内の親会社、子会社及び各メンバー会社は、法令の規定に従い、独立した企業の権利及び義務を有する。

第 195 条 親会社、子会社

1. ある会社は、以下の各場合に当たるときは、他の会社の親会社とみなされる。
 - a) その会社の定款資本又は普通株式総数の 50 パーセントを超えて保有する。
 - b) 直接又は間接に、その会社の取締役、社長又は総社長の多数又は全員の任命を決定する。
 - c) その会社の定款の修正、補充を決定する権限を有する。
2. 子会社は親会社の株式の購入、親会社へ出資をすることができない。一つの親会社の各子会社は、相互保有し合うために、同時に、共に出資し、株式を購入することができない。
3. 65 パーセント以上の国家資本を有する同じ親会社を持つ各子会社は、この法律の規定に従って、共に、他の企業に出資し、株式の購入をすること又は新しい企業を設立することができない。

¹⁵⁶ 「経済グループ」の原文は“tập đoàn kinh tế”である。

¹⁵⁷ 「総会社」の原文は“tổng công ty”である。

4. 政府はこの条第 2 項及び第 3 項の詳細を定める。

第 196 条 子会社に対する親会社の権利、義務及び責任

1. 子会社の法的類型に応じ、親会社は、この法律の対応する規定及び関連を有する法令のその他の規定に基づき、子会社との関係において、社員、所有者又は株主としての資格で自己の権利を行使し、義務を履行する。
2. 親会社と子会社との間の契約、取引及びその他の関係は、独立した法的主体に対する適用条件に従って、いずれも独立、平等に設立、履行されなければならない。
3. 親会社が、所有者、社員又は株主の権能を超えて干渉し、通常の経営慣例に反する経営活動又は利益を生まない活動を行うよう子会社を束縛した上、関係財政年度において合理的に賠償をせず、子会社に損害を与える場合、親会社はその損害について責任を負う。
4. この条第 3 項に規定する経営活動の実施を干渉、束縛したことつき責任を負う親会社の管理者は、その各損害について親会社と共に連帯して責任を負う。
5. 親会社がこの条第 3 項の規定に従って子会社に賠償しない場合、債権者又は子会社の定款資本の 1 パーセント以上を保有する社員、株主は、自己の名義で又は子会社の名義で、親会社に対し、子会社に対する損害を賠償するよう請求する権利を有する。
6. 子会社が行ったこの条第 3 項が規定する経営活動が同一親会社の他の子会社に利益をもたらした場合、その利益を得た子会社は、損害を被った子会社に対し、親会社と共に連帯してその得た利益額を償還しなければならない。

第 197 条 親会社、子会社の財政報告

1. 財政年度が終了した時点で、法令の規定による報告書及び資料のほか、親会社は以下の各報告書を作成しなければならない。
 - a) 会計に関する法令の規定に基づく親会社の連結財政報告書。
 - b) 親会社及び子会社の年次経営結果統合報告書。
 - c) 親会社及び子会社の管理、運營業務統合報告書。
2. 親会社の法定代表者の請求があるときは、子会社の法定代表者は、親会社及び子会社の連結財政報告書及び統合報告書の作成のため、必要な報告書、資料及び情報を規定に従って提供しなければならない。
3. 子会社が作成、提出した報告書に、誤った、正確でない又は偽りの情報があることに不審を抱かないときは、親会社の報告書作成責任者は、親会社及び子会社の連結財政報告書及び統合報告書の作成のために、この条第 2 項が規定する報告書を使用する。

4. この条第 1 項が規定する報告書作成責任者が、子会社の財産報告書を全て受領していない場合には、各報告書の作成、提出をしないことができる。親会社の管理者が、権限の範囲内で、各必要な措置を適用したが、依然として子会社から規定に従った必要な報告書、資料及び情報を受け取ることができない場合において、親会社の管理者は、引き続き親会社及び子会社の連結財政報告書、統合報告書を作成、提出する。報告書はその子会社からの各情報を含むことも含まないこともあり得るが、勘違い又は誤解を避けるため、必要な解説を含まなければならない。
5. 親会社、子会社の各年次財政決算報告書、資料及び各連結財政報告書、統合報告書は、親会社の本店で保管されなければならない。この項が規定する各報告書、資料の写しは、ベトナムにある親会社の支店で保管されなければならない。
6. 法令の規定による各報告書、資料のほか、子会社は親会社との売買及びその他の各取引に関する統合報告書を作成しなければならない。

第九章 企業の再編、解散及び破産

第 198 条 会社の消滅分割

1. 有限責任会社、株式会社は、二つ又は多くの新会社を設立するために、既存会社（以下「被消滅分割会社」という）の財産、権利及び義務、社員、株主を分割することができる。
2. 有限責任会社、株式会社の消滅分割の手続を以下のとおり規定する。
 - a) 被消滅分割会社の社員総会、会社所有者又は株主総会は、この法律及び会社の定款の規定に従い、会社の消滅分割の決議、決定を採択する。会社の消滅分割の決議、決定は、以下の主要な内容を含まなければならない。被消滅分割会社の名称、本店の住所、設立予定の会社の名称；会社財産の分割の原則、方式及び手続；労働者使用実施計画案；被消滅会社の持分、株式、社債を新設会社へ移行させるにあたっての分割方式、期限及び手続；被消滅分割会社の義務の解決原則；会社の消滅分割の実施期限。会社の消滅分割決議、決定は、決定の発出又は決議の採択の日から 15 日以内に、全ての債権者に送付され、労働者に周知されなければならない。
 - b) 新設会社の社員、会社所有者又は株主は、この法律の規定に従って、定款の採択、社員総会の会長、会社の会長、取締役会、社長又は総社長を選任又は任命し、企業登記を行う。この場合において、新会社の企業登記書類にはこの項 a 号に規定する会社の消滅分割決議、決定を添付しなければならない。

3. 社員、株主の数及び社員、株主の株式、持分の保有数、割合並びに新設会社の定款資本は、会社の消滅分割の決議、決定に従って、分割方法及び各新設会社へ移行する被分割消滅会社の持分、株式の変更に応じて記載されるものとする。
4. 被消滅分割会社は、新設会社が企業登記証明書の発給を受けた後に存在を終える。各新設会社は、被消滅分割会社の各未返済の義務、債務、労働契約及びその他の財産義務につき連帯して責任を負わなければならない、又はその各会社の中で 1 社がこの各義務を履行することについて債権者、顧客及び労働者と合意しなければならない。各新設会社は会社消滅分割決議、決定に従って分割された権利、義務及び合法的利益を当然に承継する。
5. 経営登記機関は、各新設会社に対して企業登記証明書を発給する際、国家企業登記データベース中の被消滅分割会社の法的状態を更新する。新設会社の本店の住所が、被消滅分割会社の本店所在地の省、中央直轄市の外にある場合、親会社の本店所在地の経営登記機関は、国家企業登記データベース上の被消滅分割会社の法的状態を更新するため、被消滅分割会社の本店所在地の経営登記機関に対し、新会社の企業登記の事実を通知しなければならない。

第 199 条 会社の存続分割

1. 有限責任会社、株式会社は、既存会社（以下「被存続分割会社」という）の財産、権利、義務、社員、株主の一部を、一つ又は複数の新たな有限責任会社、株式会社（以下「存続分割会社」という）を設立するために移転し、かつ、被存続分割会社の存在を終えないという方法で存続分割することができる。
2. 被存続分割会社は、減少した持分、株式及び社員数、株主数に応じて定款資本、社員数、株主数の変更登記をしなければならない（もしあれば）、同時に、存続分割会社の登記をしなければならない。
3. 有限責任会社及び株式会社の存続分割の手続を以下のとおり規定する。
 - a) 被存続分割会社の社員総会、会社所有者又は株主総会は、この法律及び会社の定款の規定に従って、会社の存続分割決議、決定を採択する。会社の存続分割決議、決定は、以下の主要な内容を含まなければならない。被存続分割会社の名称、本店の住所；設立予定の存続設立会社の名称；労働者使用実施計画案；会社の存続分割の方式；被存続分割会社から存続分割会社へ移転される財産、権利及び義務の価額；会社の存続分割の実施期限。会社の存続分割決議、決定は、決定の発出又は決議の採択の日から 15 日以内に、全ての債権者に送付され、労働者に周知されなければならない。

- b) 存続分割会社の各社員、会社所有者又は株主は、この法律の規定に従って、定款を採択し、社員総会の会長、会社の会長、取締役会、社長又は総社長を選任又は任命し、企業登記を行う。
- 4. 企業登記後、被存続分割会社及び存続分割会社は、被存続分割会社、存続分割会社、被存続分割会社の債権者、顧客及び労働者が異なる合意をする場合を除き、被存続分割会社の各未返済の義務、債務、労働契約及びその他の財産義務につき連帯して責任を負わなければならない。各存続分割会社は会社存続分割決議、決定に従って分割された権利、義務及び合法的利益を当然に承継する。

第 200 条 会社の新設合併

- 1. 二つ又は複数の会社（以下「被新設合併会社」という）は、新設合併をして一つの新会社（以下「新設合併会社」という）となり、それと同時に各被新設合併会社の存在を終えることができる。
- 2. 会社の新設合併の手続を以下のとおり規定する。
 - a) 各被新設合併会社は新設合併契約、新設合併会社の定款の草案を準備する。新設合併契約は、以下の主要な内容を含まなければならない。被新設合併会社の名称、本店の住所；新設合併会社の名称、本店の住所；新設合併の手続及び条件；労働者使用実施計画案；被新設合併会社の財産の移転、持分、株式、社債を移転して新設合併会社の持分、株式、社債とする期限、手続及び条件；新設合併の実施期限。
 - b) 各被新設合併会社の各社員、会社所有者又は各株主は、この法律の規定に従って、新設合併契約、新設合併会社の定款を採択し、新設合併会社の社員総会の会長、会社の会長、取締役会、社長又は総社長を選任又は任命し、新設合併会社の企業登記を行う。新設合併契約は、採択された日から 15 日以内に、各債権者に送付され、労働者に周知されなければならない。
- 3. 被新設合併会社は、会社の新設合併に関する競争法の規定を確実に遵守しなければならない。
- 4. 新設合併会社の企業登記後、各被新設合併会社は存在を終える。新設合併会社は、各被新設合併会社の各権利及び合法的利益を享受し、各未返済の義務、債務、労働契約及びその他の各財産義務につき責任を負う。新設合併会社は会社の新設合併契約に従って被新設合併会社の義務、権利及び合法的利益を当然に承継する。
- 5. 経営登記機関は、新設合併会社に対して企業登記証明書を発給する際、国家企業登記データベース上の被新設合併会社の法的状態を更新する。被新設合併会社の本店の住所が、新設合併会社の本店所在地の省、中央直轄市の外にある場合、新設合併会社の経営登記機関は、国家企業登記データベース上

の被新設合併会社の法的状態を更新するため、被新設合併会社の本店所在地の経営登記機関に対し、新会社の企業登記の事実を通知しなければならない。

第 201 条 会社の吸収合併

1. 一つ又は複数の会社（以下「被吸収合併会社」という）は、財産、権利、義務及び合法的利益の全部を一つの他の会社（以下「吸収合併受入会社」という）へ移転し、同時に被吸収合併会社の存在を終える方法により、吸収合併受入会社へと吸収合併をすることができる。
2. 会社の吸収合併の手続を以下のとおり規定する。
 - a) 各関係会社は吸収合併契約及び吸収合併受入会社の定款案を準備する。
吸収合併契約は、以下の主要な内容を含まなければならない。吸収合併受入会社の名称、本店の住所；被吸収合併会社の名称、本店の住所；吸収合併の手続及び条件；労働者使用実施計画案；被吸収合併会社の財産の移転、持分、株式、社債を移転して吸収合併受入会社の持分、株式、社債とする方式、手続、期限及び条件；吸収合併の実施期限。
 - b) 各関係会社の各社員、会社所有者又は各株主は、この法律の規定に従って、吸収合併契約、吸収合併受入会社の定款を採択し、吸収合併受入会社の企業登記を行う。吸収合併契約は、採択された日から 15 日以内に、すべての債権者に送付され、労働者に周知されなければならない。
 - c) 吸収合併受入会社の企業登記後、被吸収合併会社は存在を終える。吸収合併受入会社は、被吸収合併会社の各権利及び合法的利益を享受し、被吸収合併会社の各未返済の義務、債務、労働契約及びその他の財産義務につき責任を負う。吸収合併受入会社は、吸収合併契約に従って、被吸収合併会社の権利、義務及び合法的利益の全部を当然に承継する。
3. 各会社は、会社の吸収合併に関する競争法の規定を確実に遵守しなければならない。
4. 経営登記機関は、国家企業登記データベース上の被吸収合併会社の法的状態の更新を行い、吸収合併受入会社に対して企業登記内容を変更する。被吸収合併会社の本店の住所が、吸収合併受入会社の本店所在地の省、中央直轄市の外にある場合、吸収合併受入会社の本店所在地の経営登記機関は、国家企業登記データベース上の被吸収合併会社の法的状態を更新するため、被吸収合併会社の本店所在地の経営登記機関に対し、企業登記の事実を通知する。

第 202 条 有限責任会社から株式会社への転換

1. 国営企業の株式会社への転換は、関連を有する法令の規定に従って実施される。
2. 有限責任会社は、以下の方式に従って、株式会社へ転換することができる。

- a) 他の組織、個人からの出資を追加して呼び込まず、他の組織、個人へ持分を売却しない株式会社への転換。
 - b) 他の組織、個人からの出資を追加で呼び込む方法による株式会社への転換。
 - c) 持分の全部又は一部を他の一つ又は複数の組織、個人に売却する方法による株式会社への転換。
 - d) この項 a 号、b 号及び c 号に規定する方法及びその他の方法の組み合わせ。
3. 会社は、転換が終了した日から 10 日以内に、経営登記機関において会社転換登記をしなければならない。経営登記機関は、転換書類を受領した日から 3 営業日以内に、企業登記証明書を再発給し、国家企業登記データベース上の会社の法的状態を更新する。
4. 転換会社は、被転換会社の権利及び合法的利益の全部を当然に承継し、納税債務、労働契約及びその他の義務を含む各債務につき責任を負う。

第 203 条 株式会社から一人社員有限責任会社への転換

1. 株式会社は、以下の方式に従って、一人社員有限責任会社へ転換することができる。
- a) 一人の株主が、残りの全株主から株式全部の譲渡を受ける。
 - b) 株主でない一つの組織又は一人の個人が、会社の全株主の株式全部の譲渡を受ける。
 - c) 会社が株主を一人だけ残す。
2. この条第 1 項に規定する投資資本の譲渡又は受領は、市場価格に従って行われなければならない。その価格は、財産による方法、手形割引金¹⁵⁸による方法又はその他の方法により定められる。
3. 会社が一人だけの株主を残した日、又はこの条第 1 項 a 号及び b 号の規定に従って株式譲渡を完了した日から 15 日以内に、会社は転換書類を企業が登記をした地の経営登記機関に送付する。経営登記機関は、転換書類を受領した日から 3 営業日以内に、企業登記証明書を発給し、国家企業登記データベース上の会社の法的状態を更新する。
4. 転換会社は、被転換会社の権利及び合法的利益の全部を当然に承継し、納税債務、労働契約及びその他の義務を含む各債務につき責任を負う。

第 204 条 株式会社から二人以上社員有限責任会社への転換

1. 株式会社は、以下の方式に従って、二人以上社員有限責任会社へ転換することができる。

¹⁵⁸ 「手形割引金」の原文は “dòng tiền chiết khấu” である。

- a) 他の組織，個人からの追加呼び込み又は他の組織，個人への株式譲渡を行わない二人以上社員有限責任会社への転換。
 - b) 他の組織，個人からの出資の追加呼び込みを同時に伴う二人以上社員有限責任会社への転換。
 - c) 他の組織，個人への株式の全部又は一部の譲渡を同時に伴う二人以上社員有限責任会社への転換。
 - d) 会社が株主を二人残す。
 - d) この項 a 号，b 号及び c 号に規定する各方法及びその他の方法の組み合わせ。
2. 会社は，転換が完了した日から 10 日以内に，経営登記機関において，会社転換の登記をしなければならない。経営登記機関は，転換書類を受領した日から 3 営業日以内に，企業登記証明書を発給し，国家登記データベース上の会社の法的状態を更新する。
3. 転換会社は，被転換会社の権利及び合法的利益の全部を当然に承継し，納税債務，労働契約及びその他の義務を含む各債務につき責任を負う。

第 205 条 私人企業から有限責任会社，株式会社，合名会社への転換

1. 私人企業は，以下の各条件に全て適合する場合，私人企業主の決定に従い，有限責任会社，株式会社，合名会社に転換することができる。
- a) 転換した企業は，この法律第 27 条 1 項に規定する各条件を全て満たさなければならない。
 - b) 私人企業主が，自己の全財産をもって未返済債務につき個人責任を負うこと及び弁済期の到来時に債務を全額弁済することを書面により誓約する。
 - c) 私人企業主が，未履行の契約の各当事者に対し，転換した会社がその各契約を引き続き受け入れ，履行することを書面により合意する。
 - d) 私人企業主が，他の各出資社員に対し，私人企業が現在有する労働者を引き続き受け入れ，使用することを書面により誓約又は合意する。
2. 経営登記機関は，この条第 1 項に規定する各条件を全て満たすとき，書類を受領した日から 3 営業日以内に，企業登記証明書を検討して発給し，国家登記データベース上の会社の法的状態を更新する。。
3. 転換した会社は，企業登記証明書の発給を受けた日から，私人企業の権利，義務を当然に承継する。私人企業主は自己の全財産をもって，転換会社が企業登記証明書の発給を受けた日の前に発生した全ての債務につき個人責任を負う。

第 206 条 活動の一時停止，停止，経営の終了

1. 企業は、経営を一時停止する日、又は¹⁵⁹通知した期限より前に経営を再開する日の遅くとも 3 営業日前までに、経営登記機関に書面で通知しなければならない。
2. 経営登記機関、権限を有する国家機関は、以下の場合、企業に対し、経営活動の一時停止、停止、経営の終了を請求する。
 - a) 企業が法令の規定に従った条件を満たさない場合の、条件付経営投資分野、業種、外国投資家に対する条件付き市場アクセス分野、業種の経営の一時停止又は終了。
 - b) 租税管理、環境に関する法令の規定及び関連を有する法令のその他の規定に従った関係機関の請求に従った経営の一時停止。
 - c) 裁判所の決定に従った一つ又は複数の経営分野、業種の、又は複数の領域における経営活動の停止、終了。
3. 経営の一時停止期間中も、企業は残存する租税、社会保険、健康保険、失業保険を全額納付し、引き続き各債務を弁済し、顧客及び労働者と締結済みの契約の履行を遂げなければならない。ただし、企業、債権者、顧客及び労働者が異なる合意をした場合を除く。
4. 政府は、この条第 2 項が規定する場合における経営登記機関と権限を有する国家機関が協働する手順、手続の詳細を規定する。

第 207 条 企業の解散の各場合及び条件

1. 企業は以下の各場合において解散される。
 - a) 会社の定款に記載された活動期間が終了し、延長決定がない。
 - b) 私人企業では企業主の、合名会社では社員総会の、有限責任会社では社員総会、会社所有者の、株式会社では株主総会の決議、決定がある。
 - c) 会社が 6 か月間継続してこの法律の規定による最低社員数を満たさず、企業形態の転換手続を行わない。
 - d) 企業登記証明書が回収された。但し、租税管理法が異なる規定を有する場合を除く。
2. 企業は、各債務及びその他の財産義務を確実に完済することができ、裁判所又は仲裁組織における紛争解決過程でないときに限り解散することができる。関連を有する管理者及びこの条第 1 項 d 号に規定する企業は、企業の債務につき連帯して責任を負う。

第 208 条 企業の解散手順、手続

¹⁵⁹ 「又は」 “hoặc” には、「～一時停止をする日」、「～経営を再開する日」の両方が同時に含まれる場合も含意されていると思われる。

この法律第 207 条 1 項 a 号、b 号及び c 号に規定する各場合における企業の解散は、以下の規定に従って実施する。

1. 企業の解散の決議、決定を採択する。企業の解散の決議、決定は以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 企業の名称、本店の住所。
 - b) 解散の理由。
 - c) 企業の契約の履行及び各債務の弁済期限、手続。
 - d) 労働契約から発生した各義務の処理実施計画案。
 - d) 私人企業主、会社所有者、社員総会の会長、取締役会の会長の氏名、署名。
2. 私人企業主、社員又は会社所有者、取締役会は、会社の定款が独自の清算組織の設立を規定する場合を除き、直接に企業財産を清算する。
3. 解散の決議、決定及び会合の議事録は、採択された日から 7 営業日以内に、経営登記機関、税務機関、企業の労働者に送付され、解散の決議、決定が国家企業登記ポータル上に掲載されなければならない。企業の本店、支店、駐在事務所において公に掲示されなければならない。

企業が未返済の財政的義務を残している場合、解散の決議、決定及び債務解決実施計画案を添付して、各債権者、関連する権利、義務及び利益を有する者に送付しなければならない。債務解決実施計画案は、債権者の名称、住所、債務額、期限、その債務額の弁済場所及び弁済方式、債権者の不服申立ての解決方式及び期限を含まなければならない。
4. 経営登記機関は、企業の解散の決議、決定の受領後直ちに、解散手続中の企業の状況を国家企業登記ポータル上で通知しなければならない。通知は解散の決議、決定及び債務解決実施計画案（もしあれば）を添付して登載しなければならない。
5. 企業の債務は以下の優先順序に従い弁済される。
 - a) 法令の規定に従った各給与債務、退職手当、社会保険、健康保険、失業保険並びに締結済みの集団労働協約及び労働契約に基づく労働者のその他の各権利利益。
 - b) 租税債務。
 - c) その他の各債務。
6. 企業の解散経費及び各債務の弁済が終了した後、残余部分は、持分、株式の保有割合に従って、私人企業主、各社員、株主又は会社所有者に分配される。
7. 企業の法定代表者は、企業の債務を完済した日から 5 営業日以内に、経営登記機関に対し、企業解散書類を送付する

8. この条第 3 項の規定に従った解散の決議、決定を受領した日から、企業から解散に関する意見若しくは関係当事者の書面による反対を受けずに 180 日が経過した後、又は解散書類を受領した日から 5 営業日以内に、経営登記機関は、国家企業登記データベース上の企業の法的状態を更新する。
9. 政府は企業の解散手順、手続の詳細を規定する。

第 209 条 企業登記証明書の回収又は裁判所の決定による企業の解散

企業登記証明書が回収された、又は裁判所の決定による場合の企業の解散は、以下の手順、手続に従って実施される。

1. 経営登記機関は、企業登記証明書の回収決定を出すと同時に、又は法令上の効力を有する裁判所の解散決定を受領した後直ちに、解散手続実施中の企業の状況を国家企業登記ポータル上で通知しなければならない。通知は企業登記証明書の回収決定又は法令上の効力を有している裁判所の決定を添付して発行しなければならない。
2. 企業登記証明書の回収決定又は法令上の効力を有する裁判所の決定を受領した日から 10 日以内に、企業は、解散を決定するための会合を招集しなければならない。解散の決議、決定及び企業登記証明書の回収決定の写し又は法令上の効力を有する裁判所の決定の写しは、経営登記機関、税務機関、企業の労働者に送付されなければならない。企業の本店及び支店において公に掲示されなければならない。法令が公に発行するよう求めている場合、企業の解散の決議、決定は、少なくとも一つの新聞又は電子新聞に 3 回連続で掲載されなければならない。

企業が未返済財政義務を残している場合、同時に、各債権者、関連する権利義務を有する者に対し、債務解決実施計画案を添付した企業の解散の決議、決定を送付しなければならない。通知は、債権者の氏名、住所、債務額、期限、債務弁済場所及び方式、債権者の不服申立ての解決方式及び期限を含まなければならない。

3. 企業の各債務の弁済は、この法律第 208 条 5 項の規定に従って実施する。
4. 企業の法定代表者は、企業の各債務を完済した日から 5 営業日以内に、経営登記機関に対し、企業の解散書類を送付する。
5. この条第 1 項の規定に従った実施中の企業解散手続の状況を通知した日から、関係当事者の書面による反対を受けずに 180 日が経過したとき、又は解散書類を受領した日から 5 営業日以内に、経営登記機関は、国家企業登記データベース上の企業の法的状態を更新する。
6. 関連を有する会社の管理者は、この条の規定を実施しない、又は適切に実施しないことによる損害について個人責任を負わなければならない。

第 210 条 企業の解散書類

1. 企業の解散書類は以下の文書からなる。
 - a) 企業の解散に関する通知。
 - b) 企業財産清算報告書。債権者名簿並びに弁済済みの各租税債務及び労働者に対する社会保険、健康保険、失業保険の債務からなる企業の解散決定後の弁済済み債務額のリスト（もしあれば）。
2. 株式会社の取締役、有限責任会社の社員総会の構成員、会社所有者、私人企業主、社長又は総社長、合名社員、企業の法定代表者は、企業解散書類の誠実性、正確性につき責任を負う。
3. 解散書類が正確でなく、偽りがある場合、この条第 2 項に規定する者は、未解決の労働者の権利利益、未納付租税、未返済債務につき連帯して弁済責任を負わなければならない。経営登記機関へ企業解散書類を提出した日から 5 年以内に発生した結果につき法令上の個人責任を負う。

第 211 条 解散決定後に禁止される各活動

1. 企業の解散決定後、企業、企業の管理者が以下の各活動を行うことを厳禁する。
 - a) 財産の隠匿¹⁶⁰、分散¹⁶¹。
 - b) 債務返済請求権の放棄又は減額。
 - c) 無担保債務から企業財産による担保付債務への変更。
 - d) 企業の解散を行うためにする場合を除く新規契約の締結。
 - d) 財産の質入れ、抵当、贈与、貸与。
 - e) 効力を有する契約の履行の終了。
 - g) すべての形式の下での資本の呼び込み
2. この条第 1 項に規定する禁止行為を行った個人は、違反の性質及び程度に応じ、行政違反処罰又は刑事責任を追及されることがあり、損害を惹起したときは賠償しなければならない。

第 212 条 企業登記証明書の回収

1. 企業は以下の各場合において、企業登記証明書を回収される。
 - a) 企業登記書類の申告内容が偽りである。
 - b) 企業がこの法律第 17 条 2 項が規定する企業の設立を禁じられている者により設立された。

¹⁶⁰ 「隠匿」の原文は“cát giấu”である。

¹⁶¹ 「分散」の原文は“tẩu tán”である。

- c) 企業が 1 年間経営活動を停止し、経営登記機関及び税務機関に通知しない。
 - d) 企業が、この法律第 216 条 1 項 c 号の規定に従って、報告書送付期限の日又は書面による要求のあった日から 6 か月以内に、経営登記機関に報告書を送付しない。
 - d) 裁判所の決定、法律の規定に従った権限を有する機関の提案に基づくその他の場合。
2. 政府は企業登記証明書の回収の手順、手続を定める。

第 213 条 支店、駐在事務所、経営拠点の活動の終了

1. 企業の支店、駐在事務所、経営拠点は、その企業自身の決定又は権限を有する国家機関の支店、駐在事務所活動登記証明書の回収決定により活動を終了する。
2. 企業の法定代表者及び活動終了する支店、駐在事務所の指導者は、支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了書類の誠実性及び正確性につき連帯して責任を負う。
3. 活動を終了した支店を有する企業は、支店の各契約を履行し、租税債務を含む各債務を弁済する責任を負い、また、法令の規定に従って、労働者を引き続き使用する、又は支店で働いていた労働者の合法的権利、利益を十分に解決する責任を負う。
4. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 214 条 企業の破産

企業の破産は、破産に関する法令の規定に従って実施する。

第十章 施行条項

第 215 条 各国家管理機関の責任

1. 政府は企業に対する国家管理を統括する。
2. 省、省同格機関は、政府に対し、企業に対する国家管理において割り当てられた任務の遂行につき責任を負う。
3. 省級人民委員会は、地方の範囲内において、企業に対する国家管理を実施する。
4. 省、省同格機関及び関連を有する機関、省級人民委員会は、割り当てられた任務、権限の範囲で、国家企業登記データベースに対して以下の情報の結合、連結を確立する責任を有する。

- a) 企業に発給された経営許可書、経営条件充足証明書¹⁶²、営業免許¹⁶³、経営条件に関する証明書又は承認書、及び企業の行政違反行為に対する処罰決定に関する情報。
 - b) 企業の租税報告書、財政報告書からの企業の活動及び納税状況に関する情報。
 - c) 国家管理の能力を高めるための、企業の活動状況に関する情報の協調、共有。
5. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 216 条 経営登記機関

1. 経営登記機関は以下の任務、権限を有する。
 - a) 法令の規定に従って、企業登記及び企業登記証明書の発給を解決する。
 - b) 国家企業登記情報システムの構築、管理について連携し、法令の規定に従って、国家機関、組織及び個人の求めに応じて情報を公開、提供する。
 - c) 必要と認めるときは、企業に対し、この法律の各規定の遵守につき報告を求め、企業の報告義務を履行するよう督促する。
 - d) 企業登記書類の内容に従って、企業を直接検査、監察する又は権限を有する国家機関が検査、監察するよう要請する。
 - d) 企業登記書類の適式性につき責任を負い、企業登記の前後に生じた企業の違反については責任を負わない。
 - e) この法令の規定に従って、企業登記に関する各規定の違反を処理し、企業登記証明書を回収し、解散手続を取るよう企業に求める。
 - g) この法律の規定及び関連を有する規定のその他の規定に従って、その他の各任務、権限を実施する。
2. 政府は経営登記機関の組織体系を定める。

第 217 条 施行効力

1. この法律は 2021 年 1 月 1 日から施行効力を有する。
2. 企業法（番号 68/2014/QH13）は、この法律が施行効力を有する日から効力を失う。
3. 国家予算法（番号 83/2015/QH13）第 35 条 1 項 m 号及び第 37 条 1 項 k 号；番号 35/2018/QH14 の法律によって条項が修正、補充された水利法（番号 08/2017/QH14）第 23 条 3 項 a 号；番号 45/2019/QH14 の法律によって条項が修正、補充された民事訴訟法（番号 92/2015/QH13）第 74 条 2 項 b 号；番号

¹⁶² 「経営条件充足証明書」の原文は “giấy chứng nhận đủ điều kiện kinh doanh” である。

¹⁶³ 「営業免許」の原文は “chứng chỉ hành nghề” である。

50/2019/QH14 の法律によって条項が修正，補充された武器，爆発物，サポートツール管理法（番号 14/2017/QH14）第 43 条 2 項 a 号；告発法（番号 25/2018/QH14）第 19 条；汚職防止法（番号 36/2018/QH14）第 3 条，第 20 条，第 30 条，第 34 条，第 39 条及び第 61 条に規定される「国営企業」という語句は，「国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する企業」に置き換えられる。

4. 政府は企業の登記及び活動につき規定する。
5. この法律の規定に基づき，政府は，国防，治安又は国防，治安と経済の結合に直接奉仕する国営企業及びこの法律第 88 条 2 項が規定する国営企業が定款資本の 100 パーセントを掌握する有限責任会社の管理組織及び活動の詳細を定める¹⁶⁴。

第 218 条 転換条項

1. 2015 年 7 月 1 日より前に国家が出資，株式購入をして掌握している株式又は持分がない会社は，この法律第 195 条 2 項に従う必要はないが，その相互保有割合¹⁶⁵を増やすことはできない。
2. 企業の管理者，監査役及び委任代表者で，この法律第 14 条 5 項 b 号，第 64 条 3 項，第 93 条 3 項，第 101 条 3 項，第 103 条 3 項 a 号，b 号及び c 号，第 155 条 1 項 d 号，第 162 条 5 項 b 号，第 169 条 2 項に規定する資格，条件に適合しない者は，残る任期が終わるまでは引き続き任務を行う。

この法律は，2020 年 6 月 17 日，ベトナム社会主義共和国第 14 期国会第 9 会期において採択された。

国会議長

署名済み：グエン・ティ・キム・ガン

¹⁶⁴ 投資法，企業法等を修正，補充する法律（03/2022/QH15）第 7 条 7 項による修正を反映した。

¹⁶⁵ 「相互保有割合」の原文は “tỷ lệ sở hữu chéo” である。